

# 決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月6日（木） 議場

## 【総務部】

○高橋委員長 それでは、総務部の本審査に入ります。はい。1番、長渕委員。

○長渕委員 4番、長渕豊です。償却資産の課税標準額は減少していますが、大規模太陽光発電だとかの施設による税額への影響はどうなっているのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○資産税係長 税務課資産税係長の媚山です。ただいまの御質問につきまして御説明させていただきます。令和6年度決算時における償却資産の課税標準額は、対前年度2億3741万円減の246億8479万円。固定資産税調定額では対前年度332万4000円減の3億4558万7000円となっております。そのうち、太陽光発電施設の償却資産の課税標準額は対前年度7億504万9000円減の68億7219万1000円。固定資産税調定額では対前年度987万1000円減の9621万1000円となっており、償却資産全体に占める割合は対前年度2.6%減の27.8%という状況となっております。また、太陽光発電施設のうち、施設用地が1万平米を超える大規模太陽光発電施設、いわゆるメガソーラー施設の償却資産の課税標準額は、対前年度10億6576万7000円減の54億253万4000円、固定資産税調定額では対前年度1492万1000円減の7563万5000円となっており、償却資産全体に占める割合は対前年度4.1%減の21.9%となっております。説明は以上です。

○高橋委員長 この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形です。同じ質問に対して関連質問させていただきます。ただいまメガソーラー、54億ということで調定額が7500万円というお話し聞きました。これの実際のソーラーパネルの数の推移を教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○資産税係長 税務課資産税係長の媚山です。ただいまの御質問につきまして御説明させていただきます。ソーラーパネルの数の関係につきましては、土地の所有者と実際ソーラーパネルの持っている方が異なったりとかして、なかなか数的なものはちょっと分からないので、まずは課税標準額と固定資産税調定額の推移のほうで説明させていただきたいと思います。令和6年度につきましては先ほど御説明させていただきましたので割愛させていただきます。令和5年度の課税標準額は75億7724万円、固定資産税調定額は1億608万1000円、償却資産全体に占める割合は30.4%、令和4年度の課税標準額は84億3971万2000円、固定資産税調定額は1億1815万6000円、全体に占める割合は33.6%、令和3年度課税標準額は94億9342万6000円、固定資産税調定額は1億3290万8000円、全体に占める割合は38%、令和2年度課税標準額は104億2549万4000円、固定資産税調定額は1億4595万7000円、全体に占める割合は39.4%と、直近5か年では減少傾向にあります。ソーラーパネルの施設、全体は分からぬんですけど、メガソーラー施設の部分についてはある程度数字が把握できましたのでそちらのほうで報告させていただきます。令和6年度課税時点でのメガソーラー施設の総数は18施設、内訳としましては平成26年に2施設、平成27年に2施設、平成28年に5施設、平成29年に1施設、令和元年に5施設、令和2年に3施設、直近6年度間については、メガソーラー施設については建設がなかったので、今、令和6年度課税時点では18施設となっております。説明は以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員　はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。令和6年度において18施設あるということですけれども、これ償却資産という部類に入って、事業者が町に対して10万円以上の資産がある場合には、多分報告するっていう部類の課税する税金のところかなと思うんですけども、この18施設から直接、何件あってという報告は、そういう調査は行っていないということでしょうか。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○資産税係長　直接調査のほうは行ってないんですが、申告のほうは必ずしてもらえるようにはがきや広報等でお知らせ等は行っております。以上です。

○高橋委員長　この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、7番、これは私です。顧問顧問弁護委託料についての質問なんですが、告訴されていない案件でも相手側が代理人で弁護士を立てれば、要望書も意見書も簡単な申入れ書についても、補正予算などで新たに弁護委託料を計上するっていう考え方なのか、その辺を教えてください。はい、どうぞ。

○総務係長　総務課総務係長の川端です。高橋委員長の御質問にお答えいたします。顧問弁護士の委託につきましては、毎年、月額5万1000円、年額61万2000円で契約しております、契約内容として、事案の鑑定と法律の相談に関しては契約の範囲内となっておりますが、それ以外の訴訟その他、裁判上の手続や法律事務につきましては、別途報酬によって処理する契約となっております。普段は主に業務を行う上での法律に関する相談に対応していただいているところですが、今回の代理人につきましては、相手方代理人弁護士からの要望書の内容が訴えの提起を想定させるもので、慎重な対応が必要な事案だったことから委任したものであり、前段に御説明のとおり契約外の内容であることから別途報酬での対応となったところです。説明は以上です。

○高橋委員長　はい。再質問、よろしいでしょうか。例えば顧問弁護士に対して、公営住宅の未納の件、給食費を未納しているとかいろいろなそういう民事的な相談をする場合は、顧問弁護士料の委託料の中に含まれるというふうに考えていいんでしょうか。

○総務係長　そのとおりです。はい。

○高橋委員長　はい、分かりました。この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、11番、江口委員。

○江口委員　はい。11番、江口智子です。いただいた答弁の中に具体的な対応が停滞している状況であるというふうにあります。このなぜ停滞しているのかということとともに、情報発信のスピードについても、なかなか前もってというところでなくぎりぎりに告知されているような状況も見受けられます。こういったことから、ホームページの更新については抜本的な改革が必要ではないかと考えます。また、その重要性が全職員に対して理解をどのように図っているのかということ及びこのことを踏まえて、改善の作業の目途としていつ頃までにどのような改善を図ろうとしているか、このことについて伺います。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○総務課長　総務課長の吉田です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。初めに作業対応が停滞している要因としてでございますけれども、担当係担当課が担う事務事業のうち、令和6年度から7年度にかけて最も優先すべき業務といたしまして、昨年夏の町議選に向けた春先からの選挙事務、そして、その後の解散総選挙、また本年夏の参議院選と11か月の間に3度の選挙事務という非常にタイトな間隔での選挙事務があったところであります。さらに夏の参議院選と並行しまして、5年に1度の国勢調査事務にあたっております、こういった臨時の業務などへの対応に多くの時間を要したことが主な要因となっております。ただ当然組織といたしまして、これらの業

務に並行して取り組むべきところでありますけれども、そのコントロールが及ばず停滞しているのが現状でございます。また、先ほどの情報発信のスピード感というところでございますけれども、ホームページの更新も含めまして、ほぼ毎日、各担当から数ページの情報更新の処理がありますので、担当ごとには必要な情報発信適宜行っているものと考えておりますが、ただいま委員御指摘のとおり、例えばイベントの告知に対して事前の周知のタイミングがどうなのかというところはですね、課題もあるかと思いますので、その部分については改めて職員に周知しながら、できるだけ早い対応に努めてまいりたいと考えております。次に情報発信の重要性が職員全体で共有されていないのかというところでございますけれども、ホームページやSNSの活用につきましては、当然地元だけではなくて、全国的にも効果的に町の魅力の発信につながるものでありますので、結果として地域振興などにつながる可能性のある重要なツールであるという部分については全職員理解しているものと認識しております。部署や業務内容によりましては、その発信頻度が違いますけれども、更新処理の件数の状況で言いますと、令和5年度と令和6年度の更新件数を比較しますと約5倍となっております。これはダイヤルイン導入に伴ってのそれに伴う電話番号情報の更新処理もあったこともありますので単純に比較できるものではありませんが、参考として今年度の上半期の月平均の件数と比較した場合にありますと、令和5年度の月平均の約3倍の更新となっている状況を見ますと、職員の意識改善にもつながっているものと感じております。その上で早急な改善というところでその目途ですけれども、具体的にいつまでということで情報発信の在り方についてはここというゴールがあるというものは考えておりませんので、具体的な時期ということもこの場でお示しするのはちょっと難しいかなと思いますが、ただ閲覧のしやすさですとか適切な情報発信について、さらに職員の意識を高めていくことと合わせて、各担当において情報発信、情報更新の責任感を持つといった職員の理解の促進については、まずは年内を目途に府内会議などの場を通じて発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。種々、今、答弁をいただきまして、まずホームページの更新にあたるのは総務課が行っているということで、現在よろしいですか。それで言いたいことは、更新と言うかその発信、ライン等の発信については、各部局から寄せられたものを総務課で行っているということですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。御質問にお答えいたします。まずホームページの部分ですけれども、こちらにつきましては、まずそれぞれの担当課でページを作成しまして、それが申請処理をされると、最終的には総務課のほうに上がってきますので、それを更新処理することでホームページにアップされるという流れになっております。あわせてSNSにつきましても、こちらについては掲載内容を原課のほうからデータで送信された上で、その情報を総務課のほうで、それぞれのSNSに添付して発信するという流れになっております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。そうしますと、先ほど総務課もそういった情報発信以外にも選挙国勢調査等、当然たくさんの仕事を抱えていますし、また、人がなかなか足りないというような情報も耳に入っていますので、例えばですね、そういったホームページの更新、またSNSでの発信等について、一定の基準を設けて各部局ごとに、例えば部長が承認をして各部でアップできるような、そういった体制というのは取れないんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。お答えいたします。まずSNSについてですけれども、こちらにつきましては業務の内容によって、例えば最近ですと熊の出没情報とかありますので、そういうものにつきましては、緊急的な情報発信が必要なものについては総務課をかますことで少し時間のロスがあると思いますので、それはキキボウの発信と合わせて、ラインにもリンクしておりますので、キキボウの発信を原課、特定の原課のほうに任せているという内容はありますけれども、基本的には今、総務課を全て通しているというところで、そこで今江口委員御指摘の形についてはですね、まずその情報発信の管理者としては総務課長が担っているところで、必ず町の発信しようとする情報を管理者である我々のほうで一度目を通した上で出したいという流れで今までやってきたところです。その上で原価、管理職の承認を受けて総務課長のほうに送られてくるんですけども、そこでの若干の時間のロスというのは確かにあるところで、そこを処理を一つかませないということは一つの検討材料になるのかなと思うんですが、先ほど言ったように、やはり町として公式の情報をですね、出すに当たって、やはり多くの職員の判断が必要になってくると、ちょっと感覚のズレですか、そういう懸念もありますので、そこはルール化を徹底することで対応できるようになるのか、ちょっと今この場でお答えできませんけれども、検討材料の一つになるかなと考えております。はい。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。更新については理解をいたしました。それからホームページというのは、基本的に町民や一般の方が情報が欲しくて見るというふうな観点で言いますと、直近で数件、ホームページについて町民から指摘をいただいたんですが、例えばですね、今10月からバスの実証実験が始まっています。それで時刻表とか運賃などを見たくて、中標津、バスで検索をかけたところ、古いほうの運賃160円とか、東西線のこれがトップに上がって来て、今の実証実験をやっていますっていうのは3番目か4番目ぐらいに上がってきたというところで、これやはり情報リテラシーと言うかそれがないと、1番上に上がってきたものが正しいと思い込んでしまいかちであったりとか、あと子宮頸がんワクチンについて検索をした方が、中標津、子宮頸がんワクチンで検索をかけたところ、ワクチンを一覧表みたくなってばーっと定期接種しているものが出てきて、その一つ一つにはリンクが張られておらず、子宮頸がんワクチンは定期接種ではありませんので、どこなんだろうと思ってみたら、1番下のほうに子宮頸がんとRSウイルスワクチンの情報があったということで、こういったところも利用者本位の目線で見ていくと、上に病院で実施しているワクチンを全部リンクを張ってからそれぞれのページで各ワクチンの説明をしてあげたほうが、非常に親切ではないかというふうに感じました。さらに現在中標津町には外国人の在住者が大変増えておりまして、町のホームページは英語と中国語が簡体字、繁体字、それからハングルという対応になっていますが、CIRなどは盛んにベトナム語とかキルギス語等で更新をしています。ですので、そういう外国人に合わせて例えばやさしい日本語の翻訳機能をつけてあげるとかというふうな、メタ認知と言うか、町民から見てこの操作性、それから情報は正しく伝わるのか、分かりやすいのかというようなところをどのように確認をしているのか。恐らく自分の部局で上げたものは、全部正しい情報として上げているので、それがでも外部から見たらこういう齟齬が起こっているというところのチェック機能と言うんですかね、そういうところも含めてチェックをしていかないと、何か情報の間違った伝達等が起こってしまうのではないかというところを危惧しますが、このあたりについてはいかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。江口委員御指摘いただき

ましたとおり、ホームページの作りの部分につきましては、どのようにページを作るかということで一定の町としての基準と言いますか、目安をこちらのほうで示すことで、全体としての統一感が生まれるということ、また、その見やすさに、こちらのほうで示すことで、見やすさにつながるんではないかという思いがあってその辺を整えた上でですね、具体的に職員への周知を図っていきたいというところではありましたけれども、なかなか現状はそこまで進められておらず停滞しているというこの状況を踏まえますと、まず先ほど御説明しましたように、まず年内を目途にまず基本的な大きな考え方として、まずページの範囲が広い場合については、最新の情報を上に持ってくるですか、そういったもうまでは基本的な統一感を持たせるっていうところからですね、共通認識を持てるような形で周知した上で、ちょっとその先の検討につなげてまいりたいと思いますので御理解をお願いいたします。

○江口委員　はい、分かりました。以上です。

○高橋委員長　はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○武田委員　1番、武田開人です。関連で質問させていただきます。先ほど、ホームページの更新の作業フロー、業務フローについて、担当の部局から上がってきた情報、総務部総務課さんのはうに上がってきた情報についてそれを更新していくというような作業フローで伺いましたが、実際、各担当の部局から総務課のはうへ上がってきたホームページの更新情報について、総務課のはうで何か調整をしたり、例えばそれについての更新を棄却するようなことっていうのはあったんでしょうか。

○高橋委員長　どうぞ。

○総務課長　総務課長吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。内容の確認できる範囲では確認しながら戻したりとか、誤字脱字のところを確認していて、差し戻すといった処理もやっているところですけれども、正直なところもうそこで及ばないところがあったのかなというふうには思っております。以上です。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○武田委員　1番、武田開人です。先ほどの業務フローの説明でいきますと各部局の部長決裁を経た後に総務課の課長が判断してホームページに掲載されているというようなところと伺ったのですが、それであれば各部局の部長の決裁の時点で誤った情報が総務課のはうに到達しているということでしょうか。

○高橋委員長　どうぞ。

○総務課長　お答えいたします。先ほどの提案で部長の職名が出ておりましたけれども、処理としてはですね、各担当のはうから申請を上げたものは各課長職が承認したものがこちらに上がってくるという流れになっておりますので、いずれにしても、各所属の管理職の目は一度通っているということになります。以上でございます。

○高橋委員長　この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、12番、佐久間委員。

○佐久間委員　はい。8番、佐久間ふみ子です。当初の予定より原稿執筆数が少なくなったことにより不用額が生じたとのことです。執筆者数の減少や、また、作業進捗が遅れたこと、及び原稿執筆数が当初想定より少なくなったことの影響の説明をお願いいたします。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○町史編さん室長　町史編さん室長の本間です。ただいま、佐久間委員からの御質問にお答えいたします。作業が進歩遅れたこととか、執筆が当初想定より少なくなったことの影響につきましては特

にございませんけれども、令和6年度中に執筆された原稿のできるだけ校正作業を進める予定でございましたけれども、そこまで到達することができず、今年度、その遅れを取り戻すために体制を整えまして、令和8年3月発行に向けての作業準備を進めているところでございます。あと執筆数につきまして、今回の町史につきましては30年間分をまとめるものであります。年間10件ぐらいの記事を選びまして、30年分で300件ほどの出来事を記事にするということで想定しております。それで令和6年度におきましては、29年分として執筆、先生方にいただきました。こちらのほうで291件原稿作成依頼しましたが、先生方のほうで関連する出来事を統合させたり、二つや三つある出来事を一つにまとめていいかということもありまして、最終的に先生方のほうから上がってきたものがマイナス13件で291件が278件の原稿になったということをございました。今年度、そういういた数も少なくなったこともございましたので、もう一度、令和7年度スタートのときからの出来事について見直ししまして、漏れている出来事がないか精査しまして、それらと合わせて今年度35件分の原稿作成を依頼したところでございます。大体想定した300件あたりの件数にはなるだろうという予想でおります。以上です。

○佐久間委員 はい。以上です。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、14番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。クーリングシェルターとしての指定はしていないという答弁をいただきましたが、予算の説明では活用を想定していると明記されていました。活用に至らなかつた要因について教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○総務係長 総務課総務係長の川端です。平山委員の御質問にお答えいたします。委員がおっしゃるとおり、予算説明においてクーリングシェルターと表現させていただいたところですが、今年度の予算審査特別委員会などでも御説明させていただいたとおり、想定としては職員や手続等に来られた来庁者を対象とし、熱中症特別警戒情報が発表された際の指定暑熱避難施設としてのクーリングシェルターとして避難者を呼び込む形での開放を想定したものではないため、いわゆるクーリングシェルターとしての活用はなかつたところです。また、環境省より指定暑熱避難施設の指定設定に関する手引きが発出され、指定暑熱避難施設の基準などが示されたことから、改めて暑熱避難施設と表記したところです。説明は以上です。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。指標があったんですけど、それは基準に満たない、気温がそこまで上がらないから指定しなかつたということでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 はい。総務課長の吉田です。予算の説明資料におきましても、確かにクーリングシェルターというフレーズで記載させていただいて説明もさせていただいておりましたが、あくまでも来庁されている方、手続等で来られている方の一時退避場所、また職員の休憩場所といった形での活用を想定するという意味で、当時の予算の説明資料の中にもですね、そういったクーリングシェルターというフレーズとともに、職員とか来庁者の対応に活用を想定ということでは書かせていただいておりまして、こちらの提案している我々の感覚としてはですね、そういった意図での説明をさせていただいていたところであります。その上で、先ほどの指定暑熱避難施設ですけれども、昨年、国の方からもその設置基準が示された中ではですね、まずはアラートが発せられたときに開放で

きること、あわせてその上で来られた方に快適な環境を提供できることという二つの要件があつたかと思いますけれども、役場の場合ですと、設備は持っておりますので対応できるものの、会議室など基本的な行政の業務として活用する場面がありますので、常にアラートが発せられたときに開放できるかと言うとそういうものではないという意味合いからも、指定という意味での施設にはならないということありますので、いわゆるクリーリングシェルターという大きなくくりの中で、暑熱避難施設というくくりがありまして、その上でさらに先ほどの二つの要件を満たしたときに、指定が頭につくんですけれども、そこまではならないという整理からですね、改めて今回の答弁の内容では、暑熱避難施設ということで言葉のほうを整理させていただいたというところでございます。以上です。

○平山委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。ただいまの答弁につきまして、例えば3階の委員会室、ここも避難施設になっているというふうに思いますが、常時冷房が効いているわけではないので、町民の方が避難したいと思っても急に涼しい部屋に行けるわけではないので、現実的には職員の休憩と言うか暑いときのちょっと涼しくなる場所としての活用の意味合いのほうが大きいのかなというふうに感じています。それで8月に芽室町役場に視察に行きました折、同じように2階のロビーのようなところに涼しいスポットを作っていて、そこには各課からパソコンですとか書類を持ち込んでも、自分の席ではちょっと暑いというような方がそこで快適に仕事をされているような実態も見てきました、職員の皆さんとしては役場の場所によってはとても暑いところがあるというふうに聞いているので、そのような利用の仕方というのは考えられないんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。御質問の中にありました委員会室の活用ですけれども、委員がおっしゃられますように職員の休憩に活用させていただく場面もありましたが、実際のところ多くはですね、お客様を招いての会議ですか、そういったときに通常の会議室を予約してはいたものの、気温に応じて委員会室が空いている場合にそこを活用させていただくと、職員も当然、負担軽減になりますし、来庁された方々の負担軽減にもなるということで、主に委員会室についてはそういう活用させていただいたところです。それから芽室町のお話もありましたけれども、確かにそういった休憩場所でも業務ができる環境であれば、そこは活用することは全く問題ないかなと思いますけれども、主にやはり業務端末での業務が主になってきますので、その環境がもう整った先にはですね、といった活用も視野に入れてまいりたいと思います。はい。以上です。

○江口委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。ないですね。はい、なければ、15番。これは私です。公用車の管理経費について質問させていただいています。職員の自家用車使用の実態と公用車の担当職員のどうも考えが乖離しているように、認識が乖離するように思えてちょっと心配しています。特に緊急の住民対応に対する自家用車の使用は過去からの課題でもあったわけで、公用車が使用できない場合、やむを得ないケースもあると思うんです。最近の住民のいろいろな対応については緊急性のこともありますので、公用車がないから行きませんとはやっぱりいけないような場面もあると思うんです。自家用車の使用の事故対応についてもルール化すべきじゃないかと思うのと、職員に対して自家用車使用の実態と合わせて、現在の公用車の活用の実態調査、アンケートでもいいんですけど、車種だとか台数について、またニーズも含めて

実施すべきではないかと思うんですけどいかがでしょうか。どうぞ。

○契約用度係長 契約用度係長の山田です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答え申し上げます。自家用車の使用ということですが、公用車を使用することが業務上の前提であると考えておるため、基本的に自家用車を使用するケースは想定していないというのが現状です。そのため自家用車が業務に利用されているか否かを確認する仕組みは、今のところ設けておりません。公用車の運行管理については、車両の種類によって責任範囲が定められており、集中管理車の場合は財政課長、専用公用車の場合は各所管課長が管理責任を担っております。それぞれの管理者においては適切な運行状況の把握と管理を徹底しており、公用車が足りない場合には他の部署から車両を借りるなどの調整を行っております。こうした調整を行ってもなお業務に支障が生じるほど車両が不足しているのであれば、必要な車両の調整や新規導入について速やかに検討して対応してまいります。なお、実態の把握という点では、毎年予算要求の時期に先立ち新規購入やリースの希望調査を実施しております。これにより集中管理車をはじめ、業務上日常的に車両不足の状況にあれば必要な車両に関する希望を申し出る機会が設けられており、委員長御指摘のアンケートの役割を果たしているものと考えます。いずれにしましても、財政運営の観点からも、現行の車両を最大限効率的に活用することを第1に引き続き各車両の運用状況を分析しまして、それでもなお車両が不足すると判断される場合には、新規導入や配置転換など必要に応じて対応してまいります。以上です。

○高橋委員長 はい、分かりました。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ17番、宗形委員。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。大学交流推進事業ということで質問させていただきます。答弁の中で、学生ですね、対象ですね、これが限られているのであるならば、事前に内諾を得て予算措置をしていくべきではなかったのかなというふうに思います。また、この学生の調整がつかなかつた要因について教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○企画調整係長 政策推進課企画調整係長の伊與部です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えを申し上げます。御指摘いただきました中標津町大学交流補助金、こちらにつきましては、大学などとの連携によるまちの活性化や大学等との関係構築を目的として、令和6年度から新たに創設させていただいた補助金の制度でございます。対象となる大学などにつきましては各年度によって異なることになりますし、令和6年度の補助対象者につきましては、令和5年度に大学交流推進事業、こちらを活用して地域の課題研究等を行った大学など及び大学生に限られているところではございましたけれども、補助金制度の趣旨そのものといたしましては、特定の大学のみを想定しているところではございません。その上でございますが、令和6年度予算の計上にあたって事前に内諾を得るべきではなかったのではないかといった御指摘、こちらにつきましては対象となる大学側に対し、令和6年度における制度創設を検討している旨は伝えてございまして、活用の意向希望については確認をしていたところではございます。ただ、それでもなおですね、令和6年度において補助金活用に至らなかった要因でございますが、こちら大学側にも確認を取ってございまして、大きく分けて二つあったと確認をしてございます。1点目でございますが、先ほど申し上げたように令和6年度に新たに創設させていただいた制度でございますので、令和5年度に大学生等が提案発表を行った時点、こちらの時点ではですね、補助金創設の話はなかったことになりますので、大学生自身が次の年度に向けて提案発表を実現する準備が十分にできていなかった点があったのではないかといった点。もう1点目がですね、補助金活用に向けて窓口となる一大学と調整をしておりましたが、この令和5年度に行った地域の課題研究発表につきましては、全国から六つの大学が合同

で行っていただいたものでございまして、令和6年度に補助金活用に向けて、再度、六つの大学が集まっていますね、補助金を活用する提案を調整することが結果難しかったことがあるというふうにお伺いしてございます。この点について改善策でございますけれども、1度目の答弁書でもお答えはしてございますが、地域の課題研究発表を行う段階からですね、大学大学生等に次年度に活用可能な当補助金の周知を行うといったことをですね、運用面において改善を図っているところでございます。説明は以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。改善が出ているということで、令和6年が初年度だったということもあるのかなというふうに思いますので、翌年度からもし実行されるんであれば、引き続き頑張っていただきたいなと思います。次の質問だったんですけども、この事業に対して食糧費が2万円ほど計上されています。これ令和6年度予算では計上されていなくて予算の説明資料にも計上されていなかったものです。これはどういう経緯で、なぜ計上される結果となったのか教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○企画調整係長 政策推進課企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの宗形委員の再質問にお答えを申し上げます。食糧費についてでございますけれども、こちらにつきましては活用したものについてはですね、大学交流推進事業の取組の一環で行ってございました法政大学との連携事業に係るものでございまして、令和6年9月に若者まちづくりフォーラムといったものを開催をしてございまして、こちらに法政大学学生がゲストで参加をいただいてですね、当地域の高校生若者と法政大学の学生たちの間で、中標津町が若者に選ばれる地域になるためにはどうしたらいいかといったことをグループワーク等で話し合っていただいたものとなってございます。こちら若者まちづくりフォーラム自体はもともと予算を措置させていただきまして開催を予定していたものでございますけれども、法政大学がこちらにゲスト参加するにあたってですね、こちらもともと予定をしていなかったところもございまして、急遽、ちょっとこちらで弁当をですね、開催スケジュールの都合上、弁当が必要になってしまったところもございましたので、臨時的にちょっと対応させていただいたといったところでございます。説明は以上でございます。

○宗形委員 分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、18番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。ふるさと納税推進事業ということで、広告の部分だったんですけども、当初450万予算計上されております。使用した額が190万ですね。190万3403円ということですが、不用額が252万6197円ということで、ほとんどが不用額になって半分以上が不用額になってしまったということですけども、実際他の自治体とかもやっぱり売上げてあるところを見ますと、やっぱり広告をやっぱり重視してやっております。ここに書かれてあるとおり総務省の50%、半分の100分の50ですね。に金額に該当するということで、それに圧縮されちゃったのかなと思うんですけども、これまであれですね、できなかつた事業について、何があったのか教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。広告につきましては、各種有効な手段を取ってきたところでございます。月ごと、半期ごとの寄附金額、経費率を勘案しながらターゲットを絞り込み、寄附募集に有効な手段、政策

キーワードの設定、単価設定により実施してまいりました。特にRPP広告、楽天プロモーションプラットフォーム、こちらにつきましては人気のキーワードにつきまして単価が高く、トップページ上位への表示や表示回数に訴求させるためには広告費がかかる、費用が上昇するため、低単価で有効な検索キーワードを活用することがカギとなっております。定期的にクリック数、設定返礼品数、検索キーワード等の設定を見極めながら有効な広告費運用に努めてまいりました。決算不用額となった広告費につきましては、寄附額に対する経費率から執行可能額を見極めまして運用していることから、今後は寄附額増加に寄与する広告の運用ができるよう、各ポータルサイトのイベント参加によるシティープロモーションの実施、寄附額の設定、経費率の適正化をさらに進め、広告経費が捻出できるよう事業を進めていきたいと思っております。広告費の不用できなかつたことというよりは、単価設定ですか回数の設定によって行ってきたということになりますので、できなかつたことは特になかったというようなことであります。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。ちょっとシステムが余り僕もよく分かっていなかったなというのがあるんですけども、寄附額が多ければ、それはパーセンテージによって、こういった会社に支払わなければならなかつたというような予算付けされているんですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹佐藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。経費率につきましては、基本的に寄附額の何%というような形で設定をしておりまして、広告費につきましては大体一般的に比率として見ていく率としましては、目安としては約1%になりますので、寄附額を見ながら1%の広告費が充てられるような額を設定しているというところでございます。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。1%を目途にと言うことでしたけども、目標の3億円を突破したとして、それならもとの予算どおり支払っていくっていうような形になつてしまふのかなというふうには思うんですけども、それは会社の支払う1%を目途にって言う目標で支払っているかなと思うんですけども、結局これは予算付けされているものですし、他の町を見るとやっぱり不用額として落としてしまった部分は、やっぱり町としてしっかり広告していくないと物は売れていかないと思うんです。そのルールは分かるんですけども、違うところでふるさと納税の経費として運用ということはできなかつたんでしょうか。

○高橋委員長 ちょっと待って。答弁する職員の皆さんにお願いがあるんですが、マイクを自分の顔のほうに向けていただけますか。はい。よろしくお願いします。どうぞ。はい、どうぞ。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹佐藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。総務省で示す経費率100分の50、こちらのほうは全体の寄附募集に係る経費、全てにおいて計算したものが50%の範囲内で収めるというようなシステムになっておりますので、こちら50%を超えないような経費率で運用しているところでございます。当町につきましてはポータルサイトの掲載手数料、返礼品の商品代金、募集経費、決済の手数料、送料、先ほどの広告費に含め我々の事務経費、こちらも経費率の中の50%の範囲に収めることになっておりますので、全体経費を見極めながら広告費にかけられる金額を先ほどの月ごと、半月ごと、見極めながらできることを実施してまいりました。ですので、寄附額が実績が増えてくれば、それにかけられる経費っていうのは、それぞれおのおののパーセンテージで上がってきますので、経費率としては変わって

きませんが、全体が額としては増えてきますので、どういうことができるのかっていうところを、その都度見極めながら行っているような状況でございます。それに加えまして今年度、10月からの募集にあたりまして総務省から4自治体ほど、昨年度の経費率の関係から総務省の指定を外された、指定がされなくなった自治体が4自治体ほどありますので、さらなる経費率、こちらの設定の見直しを進めまして基準にのっとった運営をしていかなければ、そもそも中標津町としてふるさと納税が募集できないというような状況になってまいりますので、この辺の経費を遵守しながら進めていかなければいけないということで考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○高橋委員長 よろしいでしょうか。

○宗形委員 最後にいいですか。

○高橋委員 どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。中標津町も昨年までやっぱり苦しい状況で50%超えていたというのも把握しております。何とか今年は50%、何とか総務省の範囲内でやっていくっていうのは把握しているところですけども、パーセンテージも分かるんですけども、先ほど僕が言ったのは金額の話で、それを中標津町としてね、ふるさと納税、しっかり商品を広告してこないことには売れていかないし、中標津って名前が売れていかないと思うんです。そのパーセンテージの話じゃなくて、金額ベースで考えたときに、450万という予算をしっかり使い込めなかつたのかという、先ほどの質問だったんですけども、そのあたりもう一度説明してもらってもいいでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務部長 総務部長板橋でございます。私のほうから答弁させていただきます。ふるさと納税の実績がなかなか本町上がっていない中で、やっぱりその広告の重要性というのは、いろんな場面で議員から御指摘をいただいたところであります。ただ、結果的に1年1年の決算を終えたときに、収入に対しては経費がもう50%ぎりぎりの中でどうしても決算を迎えてるという事実もございまして、その50%の経費を何にどれだけ配分するかというところで広告費にいかに生み出せるかということの御指摘なんだと思いますけども、どうしても本町の主力商品が乳製品であったり、アイスクリームだったりチーズだったりというところでどうしても送料ですとか保冷にかかる経費などという、そういうハンデがあるというのも事実でございまして、その中で、なかなかその全体の50%、見据えたときに広告にかけられる経費というのは、どうしても絞られてくるというの現実でございます。ただ、広告をがっつり打って、結果的にそれに見合う寄附金が決算で伸びれば、総務省の指定は問題ないんですけども、寄附が先か広告が先かという話もあるんですけども、結果的に広告をがっつり打ってもそれが決算に反映しなくて、寄附額が結果的に50%を超えるような結果になったときには、さっき担当からも話ありましたけど、今年度も全国で四つの団体が総務省の指定を削られたという事実もございますので、やっぱりその寄附額と決算のときに50%の範囲内にしっかりと経費が収まっているかというところは、やっぱり常に見据えながら適宜的確な広告を打っているというような状態でございます。ふるさと納税は12月が最後の1番のポイントになりますので、また12月に向けて大がかりな広告でなくとも、効果的な広告というところで中間事業者とも協議しておりますので、そういう観点で引き続き効果的な広告、また必ずしもふるさと納税の経費とは言えない中でこれは単なるまちのプロモーションですよと、そういう上手な経費の使い方っていうのも工夫の余地は多少あるんじゃないかなと思っていますので、そういう観点で引き続き努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、20番、平山委員。

○平山委員 5番、平山光生です。答弁より3件の問合せ中、1件は締切り期日を過ぎたものというございました。その1件の該当の有無と締切日設定の根拠についてまず教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○防災係長 総務課防災係長の大塚です。平山委員の御質問にお答えいたします。まず、締切日の設定ですが、町の既存住宅耐震化事業補助金は国の制度の中から道が採用する枠組みの制度を活用しております。この制度は年度末までに国、道への事業完了実績報告を行うことが求められるものであります。年度末を基準として、国及び道への補助申請手続に要する時間や申請者の耐震化等の適切な工期の確保を考慮し、9月中旬に締切日を定めているものでございます。次に締切日を過ぎた1件につきましては、耐震化補助対象の要件に該当していたものの、御相談いただいた時点で年度末の事業完了に間に合わないことが明らかであったことから、申請手続を翌年度に進めることいたしておりました。しかしながら、今年度において住宅所有者の個人的な事情により、補助金の活用を見送られております。そして、要件に該当しなかった2件の内容につきましては、既存住宅耐震活用補助金は、旧耐震基準である昭和56年5月30日以前に着工されたものが要件とされており、お問合せをいただいた2件の住宅については、この要件を満たしておらず、それぞれ昭和56年6月1日以降に着工された建物であったことから、補助対象外となったものでございます。御説明は以上となります。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。他の該当2件についても建築年数が該当していないかったというお答えをいただきました。事業未執行が続いている中ですね、耐震化率の目標値っていうのが掲げられていると思うんですけど、その中で国と北海道の補助金を活用して進めていくだけだと、目標値になかなか到達しない可能性が出てくると思うんですが、その辺はこれからどのように考えているのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○防災主幹 防災主幹の天神です。平山委員の御質問につきまして御答弁させていただきます。耐震化のこの事業につきましては、執行は予算を認めていただきましていろいろと説明をして活用をお願いしているところですが、耐震化につきましては基本的には古い住宅が取り壊されて新築が建てられている、そういうことが継続されることによりまして、耐震化率は徐々にではありますが上昇をされるものと考えております。説明は以上でございます。

○平山委員 分かりました。

○高橋委員長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。質問中ですが、ここで11時10分まで休憩といたします。

(休憩)

○高橋委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。21番、佐久間委員。

○佐久間委員 はい。8番、佐久間ふみ子です。既存住宅耐震化事業補助金についてですが、ホームページ上では理解しやすく整理されたとのことですが、住宅の耐震改修が進まない要因として、所有者の意識や改修費用の高さが挙げられています。具体的に記載例であるとかフローチャート図、また税制のメリットの記載なども必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○防災係長 総務課防災係長の大塚です。佐久間委員の御質問にお答えいたします。まず記載例につきましては、町の既存住宅耐震化事業補助金交付要綱の第7条第3項に、申請前に中標津町と事前相談を行い関係書類の精査、必要な助言、指導等を受けなければならないとの規定がございます。この規定にしたがいまして、補助金申請予定者に対しては適切な助言等を行いながら申請書の作成をサポートしております。そのため申請者が事前相談を得ないで補助金制度を誤解され、補助対象とならない場合でも有料の証明書等を取得して申請してしまう場合など、申請者の不利益になることを防ぐ目的から、具体的な記載例を掲載することを行っておりますが、今後、事前相談が必要な旨を分かりやすく掲載したいと考えております。次にフローチャート図についてですが、申請者の補助金制度の誤解を防ぐ目的から、申請には事前相談を前提としているところでございます。しかしながら、申請予定者が補助対象となるかどうかを分かりやすく知ることができることも重要であると考えますので、それらの表示方法を今後検討してまいります。また、税制メリットに関する情報提供についてですが、これは申請者にとって非常に有益な情報であると考えますことから、こちらもホームページに掲載したいと考えております。以上御指摘いただきました内容を踏まえまして、耐震化事業の情報発信の改善に努めてまいりたいと考えております。御説明は以上となります。

○佐久間委員 はい、以上です。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ23番、これは私の質問です。町たばこ税道交付金について質問させていただきます。答弁書を見ると上納する側と上納される側で意見交換を重ねてきましたとのことで、今後も北海道と北海道町村会で協議要請等を行ってまいりますという、そういう答弁書でした。そして、北海道町村会中央要請の要望書に中央要望のついでにやるんでしょうけど、市町村にとってたばこ税は重要な財源となっているっていうことを前提に、答弁書の1番最後のほうに書いてあるのは、これを読み上げます。本当に上納って言うか、2000万ぐらいのお金があれなので、たばこ税に係る都道府県交付金制度については、人口減少やたばこの値上げ等に伴い地方のたばこ販売店が減少し集約されてきている状況にある中で、課税団体である市町村の財政運営に影響を及ぼさないよう、都道府県への交付基準の見直しなどを検討することが要請の要望書に入っているんです。この記載を見て上納する今的方式をやめてくださいというように理解する方が本当にいるのかなと私は思うんですよ。そして、今年の8月29日付けの北海道新聞の記事で、当時の林官房長官は制度見直しに否定的だと掲載されているんです。私はね、ふるさと納税の泉佐野市のように、国、道を相手に訴訟を起こすべきじゃないかと思うんです。やっている内容っていうのは全く上納方式で、これはどうも本来的なたばこ税とは全くかけ離れた制度じゃないかなと思うんですが、その辺はどのように考えますか。どうぞ。

○総務部長 はい。総務部長の板橋でございます。私の方から御答弁申し上げます。この市町村たばこ税交付金制度でございますけれども、まず委員長の御質問にもございました、8月29日付けの北海道新聞の記事もございました、本件に係る当時の林内閣官房長官の記者会見での発言内容でございますけれども、これにつきまして我々ももちろん承知しているところでございますが改めて発言内容を確認いたしますと、まず制度の見直しを検討するかとの記者からの質問に対しましては、本制度はたばこの消費と税収の帰属に大幅な乖離が生じる事態が生じた経緯を踏まえて、市町村たばこ税の税収偏在の均衡化を図る観点から設けられているものでございまして、政府としては引き続き法律の規定に基づき適切に運用してまいりますと発言されております。また、今後の税制改正のテーマにする可能性はあるかとの質問に対しましては、今後の税制改正のテーマについては一般論として申し上げますと、税制改正について年末に向けて与党の税制改正プロセスにおきまして、地方団体を含む各種団体からの要望等を踏まえつつ、必要に応じ議論されるものと承知をしており

ます。このため、現時点で政府として予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきますと発言されております。令和5年から初めてこの制度が本町適用になって丸3年になるんですけれども、最初のうちは当初の感情的なものも含めて上納という言葉も使われる場面もあったんですが、今、委員長の御質問のとおりですね、直接抗議すべきではというお話でございますけども、現状、地方税法に定められて運用されている以上、国に対して抗議ということにはならないのではないかと考えてございますけれども、前段、答弁書で御答弁申し上げましたとおり、これまで意見交換を重ね、また助言をいただきしております北海道、また北海道町村会と歩調を合わせた対応によりまして、引き続きあらゆる場面を通じて要請活動を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、25番、長渕委員。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。今、本当に職員の仕事が多様化して複雑化している中の質問です。勤怠アラートの実績というふうになっていますけれども、どのような実績になっているのか。また、人員配置は閑散期での業務量なども考慮しているというふうになっていますが、実際にどのような形で対応しているのか、お聞かせください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○職員係長 総務課職員係長の上田です。ただいまの長渕委員の質問にお答えいたします。まず、勤怠アラートについてですが、これは時間外勤務時間、または時間外勤務時間と休日勤務時間を合算した時間をまず測定しております。そして、これらの値がひと月あたり、数か月平均、1年間などの特定期間において基準値を超えた場合に、当該職員並びにその上司に対して注意喚起することを目的として発出されるものでございます。したがいまして、職員一人に対して別な観点から複数回のアラートが発出される場合もございまして、直接的に回数で評価するということは難しいところではありますけれども、まず人数で申し上げますと、令和6年度にシステム管理された職員計214名のうち、アラートが発出された職員数は55人いたということになってございます。ちなみにですけれども、このうち一定量以上の時間外勤務をした職員については、所属長からその要因等の報告を求め状況の確認を行ったところでございます。次に人員配置についてですけれども、いずれの部署におきましても一定程度は繁忙期と閑散期における業務量の変動が生じるものと考えております。しかしながら、特にその差が大きい部署の場合は、繁忙期において時間外勤務が多くなる傾向にあるということを承知してございます。いずれにしましても、人員配置につきましては業務量の変動のみならず、総合的な見地から実施しておりますので、御理解賜りたいと存じます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 はい、再質問させていただきます。今、最後に返答があったですね、業務量の状況を見ながら配慮しているよということでありましたけれども、人員配置はどうしてもその忙しい場合に、経験者だとかそういうこれからの中人が勉強するためだとかというふうな形でうまい具合に人員配置ができなければ、どうしてもその部署部署で、部局ごとに仕事が集中してしまって、ひどいことにつながってしまうという事例がよくあります。そんなことで先進的な事例としてでもいいですから、中標津町の役場としてこの辺を考慮して、もっと前向きに、閑散期のときだとか忙しいときに、うまい具合に人員配置ができるような体制、横のつながりをもっとつくればですね、いろんな部分で将来的にメリットも出てくると思いますので、その辺の検討もするべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。今係長のほうからもアラートの人数のほうも報告させていただいておりますけれども、これ決して少ない数字とは考えておりませんので、我々としても引き続き時間外勤務の縮減に向けた取組を進めたいと考えています。委員御指摘のとおり、各担当ごとにはそれぞれ繁忙期ありますので、どうしてもこの月、この時期、集中して取り組まなければならないということで、アラートが出てしまう時期っていうのは、ある部署もありますけれども、その繁忙期を基準としてやっぱり人員配置っていうのは組織の規模として、バランスとしてどうかっていうところもありますので、その上で体制としてどういう形をつくれるかという意味ですけれども、取組としましては、繁忙期における職域研修取扱い要綱というものが実は町ではありますけれども、例えばイベントの準備ですかね、いろいろな取組に向けて集中的に人員が必要なような場合につきましては部局を超えて職員を、ある意味研修の位置づけでもありますので、広く業務を経験してもらうっていう意味ですね、そういった応援体制を取るような仕組みもありますので、またそれをですね、積極的に活用できるような視点も含めて、これから改めて検討してまいりたいと思います。

○長渕委員 以上です。

○高橋委員長 この件について、他にある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、26番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。答弁書にはスマホPC等との連携については、まだ着手をしていないということでありましたが、そもそもこの機能というのはどのようなDX化であるのか、職員向けの機能向上であるのかそれとも住民に対するものであるのか、連携をしてどのようなメリットがあるかについてまず伺いたいと思います。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務係長 総務課総務係長の川端です。江口委員の御質問にお答えいたします。昨年10月、ダイヤルインを導入した際に庁舎内の全ての電話機において、スマートフォンやPCなど、他の端末と連携ができるモバイル内蔵アダプターを実装しており、専用アプリを使用し連携ができる仕組みとなっております。他の端末との連携が可能になれば、庁舎内の電話番号への着信を直接他の端末で受信したり、個人の端末から庁舎内の電話番号での発信や庁舎内にかかってきた電話を内線番号で個人の端末に転送するということができます。ダイヤルイン導入の1年が経過し、導入前は1日平均200件前後の着信があったところ、導入後は1日100件前後となり、代表電話番号への着信件数が約半数に減少し一定の成果につながったと考えておりますが、他の端末への連携に際しては、設定費用や毎月のプロバイダー契約料が発生することから、十分に精査し調査研究したいと考えているところです。説明は以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。ということは、職員がデスクにいなくても受けたりできるというそういう操作性の部分だと思いますので、一律に庁舎内で導入というよりも、そのような外勤とか離席をした仕事が多い方とか、といったところから研究をしていくべきではないかなというふうに思いますが、今後、このことに関しては導入するというところはいつとは言えなくとも、するという意思があるということでは間違いないですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 はい。総務課長の吉田です。御質問にお答えいたします。端末での受信対応ですけれども、委員言われましたとおり、職員がスマートフォンなどの端末で利用できるということで、自席

になくても業務が対応可能だということになりますので、それも将来的にそういう環境を整えた  
いということで提案させていただいてダイヤルインを入れたという状況にあります。先ほど言った  
ようにダイヤルイン自体は一定の効果が出たと考えておりますので、次のステップへ向けてですね、  
検証してまいりたいと考えておりますけれども、端末の内線化に必要な部署がどれだけあるのか、  
導入によって効果がどういう形であらわれるのかとか、そういう分析、台数の分析ですとか、そ  
れに伴う費用対効果についてもですね、しっかりと検証した上で、あわせてそういう端末化にな  
りますと働き方とリンクさせた検討も必要かと思いますので、ここについてはしっかりと時間をか  
けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○江口委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問ありますか。はい。なければ28番、松野委員。

○松野委員 はい。9番、松野美哉子でございます。職員への研修のところを説明いただいたんす  
けれども、これは研修区分による対象職員に対するものということは説明のところで理解いたしま  
したが、その復命書について各部署の職員、他の職員たちに知らせるって言うか共有する必要はな  
いのかというのが一つの質問です。それともう一つは、この説明の部署、内容では各新規採用とか  
そういう決まった研修になっているんですけども、新たにその年度の中で、職員の中からこうい  
う研修を受けたいとか個人的な何か申し出はないのか、またはそういう案内をしているのかとか、  
そういうことをちょっと思ったんですけども、お願ひいたします。

○高橋委員長 どうぞ。

○職員係長 総務課職員係長の上田です。ただいまの松野委員の質問にお答えいたします。まず、研  
修復命書について現在共有していないとお答え申し上げたんですけども、それにつきましては平  
成29年度までは復命書を職員内で共有を行っておりました。しかしながら、新たにですね、復命  
書を作成することになる職員が、閲覧できる過去の復命書の枠組みに逆にとらわれる形になってしま  
いまして、ある種画一的な復命書が出されるようになったという経緯がございまして、共有を取り  
やめたという流れになってございます。委員のおっしゃるとおりですね、復命書を活用していくこと  
によりまして研修を受けていない他部署の職員についても学びを共有するということは、一定  
の効果が望めるとは思いますけれども、今しお申し上げた弊害の部分ですね、そのバランスもちょ  
っと踏まえながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。次に職員の受講希望につ  
きましては、提出差し上げました審査表で申し上げますと、昇格後研修と位置づけられる研修にお  
きまして、北海道市町村職員研修センターが実施するおよそ50項目の研修メニューの中から、受  
講資格を得た職員が自分の成長に資すると考えられる研修をですね、任意で受けることができる  
という仕組みを採用してございますので、そういう意味では職員からの希望を受けて研修をしている  
というふうに考えてございます。以上です。

○松野委員 はい。終わります。

○高橋委員長 この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、30番、  
宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。行政デジタル化推進事業ということで質問させていただ  
きます。この予算のうち、他という部分で予算委員会の中で管理職に対して端末機器ですね、を購  
入して活用するという説明を受けたという記憶しておりますけども、この購入実態について教えて  
ください。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。ただいまの質問にお答え申し上げ

ます。こちらの実態につきましては、ネットワークの無線環境整備とともにですね、ノート型の端末を20台ほど実際に購入してございます。こちらにつきましては、管理職から優先的に設置し管理職会議などからペーパーレスを図っていく、いわゆるトップダウンといった形で全庁的に推進していくということも一つの方法として想定して準備してございました。その上で実際にはですね、今後の拡充、全庁的な拡充を踏まえまして、ペーパーレスに向けた効果的な検証を目指し、有効活用につながる可能性の高い部署、管理職問わずですね、可能性の高い部署からですね、優先的にまずは設置をさせていただいているというところでございます。具体的には各会議室とかですね、よく会議が多い部署ですとか、そういったところに無線で利用できる業務端末というのを設置させていただいているところでございます。また、端末の大きさについてでございますけども、今回15インチの端末を調達してございますが、検証を進めていく中で、やはり持ち運びしづらいというふうな御意見もいただきまして、令和7年度につきましては一回り小さい13インチのノート型の端末を調達してございます。そちらをバランスよく整備しながらですね、今後はデジタル技術を活用したペーパーレス化の推進ですか、職員の業務負担軽減及び効率化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○高橋委員長 どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。20台購入ということで分かりました。これはまず部長職とかいって課長職にいくっていうようなイメージ、それとも必要な課があつたらそっちに重点的にいってしまうということでしょうか。また、あと足りない管理職ですね、何名くらいおられるのか教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。まず進め方につきましては管理職から配付するというふうな方法も一つの方法として検討していたんですけども、実際に進めている中でですね、管理職だけに限らず、管理職ではなくですね、先ほど申し上げました業務的に無線環境でノートパソコンを使える部署のほうが、部署の方に配付したほうが、まずは検証しやすいということが背景がございましたので、管理職につきましては今のところはですね、配付している実態はございません。あくまで係職、係長職に配付して検証していただいているというふうな状況でございます。また、管理職につきましては全体的に大体、当初今回購入した20台程度で賄える範囲というふうには想定してはございましたけども、先ほど来申し上げましたとおり、現在、実際の実証実験につきましては係、係長職で行っているというふうな状況でございます。以上でございます。

○宗形委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。関連として質問させていただきます。行政デジタル化推進事業については、これまでの議会改革特別委員会のほうでもICT化について進めている関係で、機器の相性等もあることから何かともに進めていこうというような協議は行われていたんですが、現在の進捗状況というのはどれぐらいになっているのでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。主にペーパーレスの件で、はい、ともに進んでいけばというふうなお話だったかと思います。現在職場内で検証しておりますのは、無線環境の端末を配った上でですね、実際会議室で移動したりとかですね、そういった使い勝手を検証しているところでございます。おおむね好評的な評価をいただいているところで、今後

も広めていくとともに、あくまで役場職員の端末となりますので、議員の皆さんと同じ環境というのは想定はしづらいんですけれども、ただ端末を配付した上でペーパーレスで会議するということは、一定の効果を得ているというふうなところですので、今後についてはこれがどこまで議員の皆さんに広めていけるかということは協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○平山委員 分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問ありますか。はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。参考までに伺いたいのですが、その購入した端末による資料の共有の仕方なんですが、都度ファイルを送信して個別に自己管理なのか、クラウドの共有なのか、それとも外部アプリのようなものなのか、そこら辺についてはどのような方法を取っていますか。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。現在職員が自席で業務している中で、既にクラウド上で業務端末というのを稼働させております。こちらについては、LANケーブルと有線でつないでいないと業務ができないという状況なんですけれども、その環境をそのままケーブルをつないでいなくても、庁舎内であればどこでも使えるというふうなことですので、特に何かアプリを使って共有していることではなく、普段使っている業務環境がどこの会議室でもできるというふうな環境になってございます。以上でございます。

○高橋委員長 どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。それはあくまでも職員のみ使用できる環境ということで、そこを議会との共有というのはなかなかシステムの共有は難しいということですね。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。そちらの共有の仕方について難しいという結論までは出しておりません。何らかの方法があろうということで、いろいろな方法について今調査検討を進めているところでございますので、今後、協議していっていければというふうに考えてございます。以上でございます。

○江口委員 以上です。

○高橋委員長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、32番、宗形委員。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。情報発信推進事業ということで答弁いただきました。先ほどの11番の江口委員の質問と同じようなことなんですけれども、先の総務の代表質問で行われた中にも、やっぱり情報が平成で止まっている、平成の段階でアップロードされたような古い情報がまだ載っていて、それってどうなんですかという質問がありましたけども、やっぱり庁舎内でホームページが更新されていないということは、先ほどの質問は町内の話でしたけれども、僕は町外からやっぱりホームページ1番最初に見ると思うんです。中標津に視察に来るとか、何か情報が欲しいなと思ったらまず中標津町のホームページを検索するとは思うんですけども、例えば移住してみたいなという思う方だとかそういう体験談とか、見たいと言うか話しですけれども、やっぱりそういうところを先に確認していくかなというふうに思うんです。なので、ホームページの更新がここ1年ちょっと大変、選挙があって大変だったというさっきの答弁でしたけども、実際に当決算委員会でも3年以上前から、この情報推進についてちゃんとチェックして更新するようにと言うような決算委員会での評価というかされましたけども、なので前からやっぱり情報はしっかり整備していくべきじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった町外からの情報を集めていただく

に当たって、やっぱり整備していく必要性があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。宗形委員の御質問にお答えいたします。委員御指摘のとおりでありまして、ホームページの在り方というところ、その重要性については改めて職員とも意識を共有しながら進めてまいりたいと考えております。その上でここ数年御指摘もいただいている中で、なかなか推進してこられなかつたというところではございますけれども、昨年の12月、年末の時点で、全序的には改めて各担当のほうでホームページの内容を確認してほしいということでの作業をしておりましたけれども、現状、ホームページ内ですね、約トップページから全部入れてですけれども2000ページ弱のページが存在しております。それを確認を進めながら、去年の末時点で全体の3%程度ぐらいだったかと思いますけれども、不要なページの削除ですかとか、いろいろな職員としてまずは取り組めるところを取り組んでもらうということで進めてきた経緯がございますけれども、なかなかもうちょっと踏み込んだ対応が滞っているということで、ちょっと反省しておりますので、改めてそこを意識を持ってですね、推進してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 この件について他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○松村委員 15番、松村でございます。先ほどの11番、それからただいまの32番、答弁をお聞きいたしております。改善が十分に進んでいないという、そういう感触を受けます。それで改善が進まないのは、人手が足りないのか、それとも予算が不足なのか、この改善をしていく中の部局間のシステムに問題があるのか。どこに1番問題があるというふうに考えていらっしゃいますか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務部長 総務部長の板橋でございます。代わって御答弁申し上げます。11番32番と厳しい御指摘を受けておりまして、答弁の内容のとおり作業が進んでいなくて反省すべきところなんですが、要因としては、当然このホームページの改修にかける人的な労力もございますし、そもそも今のうちのホームページが平成27年に今のホームページにリニューアルした以来、10年が経っているということでハード上の問題、もちろんいろいろその予算をかけなければ改善できるところはあると思われますので、人・物・金っていうところがやっぱりそこまで思い切った投入ができるいなかったというのが原因だと思っています。ただ、今言われましたとおり、やっぱりその町の公式ホームページというのは、やっぱり町の顔でございますし、何かその町のことを調べようと思ったらやっぱりホームページから入るっていうのは、これは間違いございませんので、今のホームページを何から着手して改良すればいいのか、そもそも10年前のシステムで改めようにも限界があるのか、その辺はしっかりとよその町の見ているとやっぱり見やすいホームページがやっぱりいろいろありますので、他町のホームページも参考にしながら、抜本的なものがやっぱり必要なのか、そもそもまだ今のホームページの仕組みの中でやりようがあるのか、その辺も含めてある程度人も予算もかけないといけないんだろうなというふうに思っているところであります。ただ前段、江口委員のほうからもありました、やっぱりその今の仕組みの中でも旬な情報がちゃんと旬なところに来ていなっていうところは、あそこはやっぱり職員の感覚って言うんですかね、ホームページに載っければいいっていう、やっぱりそういう感覚っていうのもあるというところも否めないんじゃないかなというふうに思っておりますので、職員に対する情報発信の感覚の在り方とシステムの在り方、予算のかけ方、労力のかけ方、そういうものを総合的考えて、なるべく早い段階でそのホームページ

のよりよい在り方というふうに追求していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○高橋委員長 どうぞ。

○松村委員 はい。15番、松村でございます。ただいまの部長のお話、特に人手が足りないとか予算の部分とかについての思いはお聞きしました。いわゆるホームページを更新していく部分の議論についてはですね、私先ほど各部局の課長から総務課長にと言うお話を聞きましたけれども、基本的には各部局の町長に代われる責任者というのは部長でありますと、ホームページ上に問題があつた場合においては部長が腹をくくると言うですね、やっぱり思いが必要なんだろうと思います。その中で更新をレスポンスを早くして町民からのいろんな情報とか、様々なものができるだけ早くしつかり更新していくというための部局間のシステムという部分において、総務課長一人ではなくて各部局の部長にもその責任を自覚してもらって、対応していってもらうというふうに私はお話を聞いていて思いますけれども、御答弁をいただけますでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務部長 はい。御答弁申し上げます。先ほど人・物・金というふうに申し上げましたけれども、松村委員おっしゃるとおり、まだまだその組織の内部の中で、今のホームページの在り方はどうなんだろうかと、載せ方はどうなんだろうかというところはまだ内部で検証することは十分必要だと思っておりますので、やはり各部署の部長職が責任を持って、自分の部局の中に載っているそのホームページの載せ方、これが町民にとって見やすいものになっているかというところは改めて検証するようなことは、部長間連携を持って進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○松村委員 お願いいいたします。

○高橋委員長 この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ34番、江口委員。

○江口委員 11番、江口智子です。リカレント教育についての答弁によりますと、受講された皆さんから理事者に成果について報告をしたというふうにありました。実際にその提案をフィードバックを受けて、例えば令和7年度の事業に反映されたとか、そういった具体例があれば教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○職員係長 総務課職員係長の上田です。ただいまの江口委員の質問にお答えいたします。今回の研修における施策提案というのは、一連の研修により学んだ事項を一定の形へと整理し、またそれを発表して質疑応答する舞台を設けることで、職員の政策立案力や提案力の向上に資するということを主目的にして実施しております。実施した時期としましても、最終発表がですね、令和7年の2月に発表したということもございまして、現時点ですね、この提案された施策を令和7年度の施策に実際に反映されたという例はございません。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。はい。理解をいたしました。内容を見ると特殊な部局に限ったものではなく、AIと未来とか、リーダーシップマネジメントといった、職員としての先ほどの政策立案能力という部分の伸ばすためのものであったと思いますので、こういったことを含めながら、会議の持ち方とか事業の立て方というところをさらに向上させていただければと思うんですが、実際にこれを受けられた職員の方々はそれぞれの自分の所属の部局においては、こういったことというのは積極的に活用されている様子は見受けられるんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○職員係長 職員係長の上田です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。今回の研修を受けた職員の対象者というのが基本的には3級職、係長職から一つ上の4級職に上がる前提に立っている職員でございますので、当然ながらそういった施策の提案力とか、構築力というものは、今回学んでもいただいたものをですね、今後遺憾なく発揮していただきたいと思うんですけれども、この今現在、私のほうからどういったことをしていますかといったフォローアップと言うか、そういったことまではちょっと対応しておりませんので、今後その職員の学んでもらった知識をですね、生かしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○江口委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、次35番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。昨年実施しました総合防災訓練、この事業成果については、先達ての総務経済常任委員会で報告をいただいたところでありますが、こういった大がかりな訓練については、町民の中でも防災士の資格を取ったり防災意識を高めている方が、最近、私の周りでも見受けられますので、そういう方たちと成果や課題について広く共有を図っていくことが、町全体の防災力の底上げになっていくのではないかというふうな前提で、この総合防災訓練の結果を公表するという予定はないんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○防災係長 総務課防災係長の大塚です。江口委員の御質問にお答えいたします。総合防災訓練の結果の公表についてですが、新聞報道の他、広報中標津の令和6年11月号に動画やあと写真等ですね、リンク先をですね、掲載してお知らせしているところでございます。また、委員からありましたとおり、先月の委員会での取りまとめの情報についてはですね、今のところ公表していなかったことからですね、今後ですね、検討して皆さんにお知らせするよう考えていきたいと思っております。御説明は以上となります。

○江口委員 分かりました。以上です。

○高橋委員長 はい。他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ37番、武田委員。

○武田委員 はい。1番、武田開人です。地域活性化企業人派遣事業に対して、当初の質問でその事業の活動詳細及びKPI、これをどのように評価しているか説明を願いましたが、答弁書の中で特にKPIに関しては定量的な数値の評価が難しいこと、また活動詳細についても若干足りない部分があるのかなと思いまして質問させていただきますが、KPIで数量的、定量的な活動、実績の評価が難しいということになっていますが、その場合、令和10年1月31日までこの事業を継続した際の、その事業の成果とはどういったふうに判断するおつもりなのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○政策推進課長 はい。政策推進課長の渡部です。武田委員の御質問にお答えいたします。地域活性化企業人そのものにつきましては、まずは今回令和7年2月から着任していただきまして、最終的には最長3年間の活動をしていただくことになっております。もともと派遣していただいた企業からは若い世代、女性の都市部への流出ですか、地域の人手不足と産業の後継者問題、また地元消費の減少により地域経済の衰退という町の課題に向けて、ともに地域活性化に向けて取り組んでいく上で今回派遣していただいたものでございますので、KPI的な定量的な評価というよりは、町の施策の中、総合計画の中の評価指標とあわせて評価していくような形になると考えております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○武田委員 評価指標の部分については町の総合計画として評価していくところは理解しました。あとは活動の詳細を把握しているのかという部分について、答弁書をいただいた中では具体的な例としては7月に開催された中標津ファンフェスでの活動というところしか具体性は見えなかったのですが、この令和7年の2月1日から令和7年3月31日までの活動をされたのか、具体的に把握されている部分を御説明お願いします。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課長 はい。政策推進課長の渡部です。令和6年度、令和7年2月から3月31日までの活動の内容ということでございますが、こちら新たな官民連携事業となるまちづくり企業の設立に向けて、まずは地域とのつながりをつくること、こちらが円滑に企業設立における優先事項として地元企業や団体への訪問、こちらで交流を深めることを行っていただきました。具体的なところでいきますと商工会ですか観光協会、また建設業界、両農協など地域の主要団体、また地域の企業へ訪問しまして地域の課題やニーズ調査、ヒアリング等を行っております。地域の主要団体につきましては、町のほうでも同席の上、改めて協力をお願いしたところでございます。その後も特に商工会ですか地元事業者との関係構築に重点を置いてヒアリングを行っております。また、地域活性化企業人ですが、外部から突然来たものでございますから、地域に溶け込むのには時間ですか努力が必要だと考えておりましたので、そういう観点も含めまして地域行事やイベントへも参加していただいているところでございます。活動の把握ということでございますが、令和6年度の2か月間につきましては政策推進課内に席を置いていただきまして、日々の打合せ含めまして、一緒に行動した部分もあります。そういう中で活動の把握等をしていましたところでございます。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○武田委員 1番、武田開人です。それでは2月11から3月31日までの活動日数というのを、どのように把握されていますか。平日全て役場のほうへ登庁されての業務ということになるんですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課長 はい。政策推進課長の渡部です。基本的に政策推進課に席を置いておりましたので、通常の役場と同じような形、ただ登庁時間につきましては企業の社員という形なので、あちらの時間に合わせたような形で勤務していただいておりました。ただ、その後、いろいろと活動していく中で、直接訪問、企業訪問ですかそういう形の場合は連絡いただきながら直帰ですか、そういう形でやっていただいたところもあります。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○武田委員 1番、武田開人です。事前にいたしました会計決算書の384ページの中で地域活性化企業人派遣事業について、財源内訳が一般財源で93万3000円、事業費が93万3000円となっておりますが、この地域活性化企業人の制度が総務省が出している資料がありまして、受け入れ期間中に要する経費のうち590万円を特別交付税で交付するという措置、また他にも受け入れ期間前に要する経費を100万円であったり、事業に対する経費が100万円であったり、措置する措置率0.5というような事業ありますが、こちらは一般財源から93万円を支出されたということで特別交付税は特に適用されていないということでおろしいですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課長 政策推進課長の渡部です。こちら93万3000円につきましては、特別交付税措置さ

れております。以上です。

○武田委員 分かりました。以上です。

○高橋委員長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、38番です。38番は私は12番、高橋です。一般会計全般にかかることで旅費について質問させていただきます。今年の本州方面の宿泊費については大阪万博も影響しまして、関西方面でホテルの宿泊料が高騰しました。中標津町の旅費規定では道内の宿泊料は1泊9900円です。日当が2200円で合わせて1万2100円なんです。これの確かに3割増しが道外の出張になるんでしょうけど、到底泊まれるような金額ではないんです。1点目なんですが、質問の答弁書で条例第19条の差額支給を全体の2%ほど行っているとありますが、この件数は全体件数のうち何件になるのか、まずそこから教えてください。どうぞ。

○職員係長 総務課職員係長の上田です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えいたします。旅費を伴う出張全体の2%という値につきましては、全体件数304件のうち7件でございます。以上です。

○高橋委員長 はい。職員が自腹を切っているっていうことはまず調査のしようがないっていうのはよく分かりますのでしませんが、答弁書で今年4月1日改正の国家公務員等の旅費に関する規定を参考に検討を進めるっていうふうに書かれているんですが、ここで言う適切な旅費、町で言っている適切な旅費というのは、国家公務員と中標津町役場の職員の旅費を同額にすることっていうふうに考えていいんでしょうか。どうぞ。

○職員係長 職員係長の上田です。適切な旅費執行の在り方について検討を進めてまいりたいと御答弁申し上げたところでございますけれども、基本的には委員長おっしゃるとおり、国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法に倣いまして、国家公務員と同程度にすることを想定しております。以上です。

○高橋委員長 すみません。12番、高橋です。国家公務員と同額にはならないんですか。どうぞ。

○職員係長 御答弁申し上げます。旅費法でとらえられる部分のですね、旅費というものにはいろんな種類のものがございまして、宿泊費ですとか新しく創設されました宿泊手当ですとか、あるいは従来からありました鉄道賃など、いろんな観点がありますけれども、その全てについて完全に同額というところまで達成できるかというものの自体は今検討しておりますので、同程度というような表現にさせていただいております。以上です。

○高橋委員長 12番、高橋です。国家公務員の旅費と道職員の旅費と市職員の旅費と、町村職員の旅費が大幅に差がついているっていう実態がやっぱりあると思うんです。ただ、出張した場合、泊まる宿だとか条件はみんな一緒ですよね。別に国家公務員がスイートルームに泊まるわけではないっていうのはよく分かっている話なので、この辺に差をつけるっていうのはどうも理解できないんですが、どうしてもその辺は市町村職員、道職員、国家公務員っていうのは差をつけるべきだというふうに考えているんでしょうか。どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。委員長の御質問にお答えいたします。国家公務員と差を必ずつけなければならないということではなくて、各自治体の条例に基づいて自治体の判断というところが基本でございますけれども、まずはこれまでいろいろな部分で国家公務員の基準というのは、それに準拠した形でうちの町も対応してきたところでありますので、まずそこを前提としてこの地域に適した形になるのかということはしっかりと分析して検討してまいりたいと考えております。また、地域性という意味でいきますと、管内他町も同じような状況でありますので、うちの町だけそのバランスを欠くということも適さないと思いますので、そういういった情報も踏まえながら、しっかりと

整理してまいりたいと考えております。以上です。

# 決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月6日（木） 議場

## 【町立病院】

○高橋委員長 再開前にお願いがあるんですが、説明員の方は挙手をして、そして「はい」と声を挙げて、そしてこちらに示していただくようお願いいたします。それともう一つ、マイクか立っていますけど、口元のほうに向けて発言していただくよう併せてお願ひいたします。よろしくお願ひします。それでは委員会を再開し町立病院の本審査に入ります。2番、佐久間委員。

○佐久間委員 はい。8番、佐久間ふみ子です。医療技術職員養成修学資金貸付金のPRについて学校訪問時に行っていることですが、町内外の学生に対してこの制度の認知度を高めるための広報の取り組みについてお伺いします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○総務係長 町立中標津病院管理課総務係の篠原です。ただいまの佐久間委員の御質問にお答えいたします。医療技術職員養成修学資金貸付金及び看護職員等確保対策貸付金につきましては、それぞれ慢性的に不足する看護職員、医療技術職員を確保するために設けられているものでして、医療技術職員養成修学資金貸付金は、現在、看護学校等の養成学校に進学しているもので当院での就職を誓約する者に対して、看護職員等確保対策貸付金は、当院に就職した者に対して、それぞれ貸付けを行っているものです。それぞれPR方法について御説明いたしますと、医療技術職員養成修学資金貸付金につきましては、例年、根室管内の高等学校にチラシですとか申込み用紙を送付する他、中標津高校などの近隣の高等学校につきましては直接足を運んで、保護者、生徒に対する説明会を開催、その他の実習等で看護学生などが来院した際にチラシや申込み用紙の配付、また、看護学校等訪問の際にこの制度の周知PR、また、広報中標津に記事を掲載するなどしております。看護職員等確保対策貸付金につきましては、例年4月に院内で実施する新採用職員オリエンテーションの際に制度の紹介、申込書の配付等を行う他、同じく看護学校等に訪問した際に周知PRを行っているところです。慢性的に不足する医療技術職員の確保のためにも、これらの制度を効果的に活用することは重要だと考えておりますので、引き続き周知PRの方法について検討しながら対応ていきたいと考えております。以上です。

○佐久間委員 はい、以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問ありますか。はい。なければ、3番、平山委員。

○平山委員 5番、平山光生です。目標達成に向けた具体的な取り組みの進捗に院内の情報共有が含まれていませんでした。実際はどの程度の頻度でミーティングが行われているのか、また、ライン通知サービスの試験運用の結果について、令和6年度について期間は短いんですけども、そこにについて教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○経理係長 町立病院経理係長の佐々木です。ただいまの平山委員の質問に回答させていただきます。2点目になりましたラインの回答のほうは担当課より改めて回答させていただきます。まず私のほうから1点目の質問について回答させていただきます。経営強化プランの目標達成についてはプランに掲げていますとおり、幹部職員が経営強化に強い意識を持ち経営感覚を有すること、そして、全職員が目標達成状況を共有することが重要であると認識しております、定期的に院内の情報共有を図っております。主なものを申し上げますと幹部連絡会、こちらについては週1回開催して

おりまして、病院の管理運営であったり各部門間の調整などを行っております。続いて管理職会議、こちらは月に1回実施しております、病院の運営方針の決定であったり、重要事項、重要施策の実施決定、経営状況などを協議しております。そして、経営報告会、こちらも月に1回実施しております、こちらについては幹部職員ではなく係長職以上を対象とした月1回の経営状況の報告を実施しております。そして、年に1度ですが病院会計の現状報告ということで、全職員向けにメーリングリストでですね、病院会計の現状報告、こういったものを実施しております。以上です。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。会議については定期的にやられているということですけれども、最初の経営改革のときに看護師さんだったりお医者さんだったりとか、全員で経営について話し合う院内ミーティングが非常に有益だったという話も伺っていますが、係長職以上全体の会議は年に1回ということで、例えば病院へのお手紙だったりとかっていうことに対する回答であったり検討というのは、この幹部会議、または管理職会議の中で話し合われているのでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○事務長 はい。ただいま質問に対して御回答させていただきます。おっしゃるとおり、病院経営改革が始まった時点では、医師、看護師、各種コメディカルの方々を踏まえて、ワーキンググループなどを作って、それぞれの分野についていろいろ検討を重ねてきました。その部分で一定の役割を終えたという判断のもとに、次はそれぞれの部署の中で検討を進めるということになっており、今前段、佐々木係長が申し上げたとおり、幹部連絡会、管理職会議、経営報告会、その中で順次、皆様方に当院の職員に知りたい情報を下ろし、各部署でそれぞれにミーティングが行われているというところでの情報共有というのを進めているような状況になります。以上です。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。例えば先ほどもちょっとちらっと話したんですが、病院への手紙だったりとかっていうところに要望、感謝の気持ちですか、またいろいろなパターンですごく多くの方に毎月寄せられていると思うんですけれども、改善に関することであったりとかっていうものも結構多く見られていると思います。それに対してこの各部署での共有じゃなくて、連携して共有したほうがいいもの、一緒に聞いて解決について話し合ったほうがいいものっていうのも中にはあると思うんですけど、そういったものに対しては、どういった会議の場で話し合いになるのでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○事務長 はい。ただいまの御質問に御回答させていただきます。当病院へのお手紙、以前、このお手紙をやる前までは基本的にちょっと御批判の声がよく聞かれていたっていう状況がありまして、そういう中から実際に生の声をお聞きしたいというところから病院の部分へのお手紙っていうのを進めてみましたが、やはりそれをやることによって、何て言うんでしょう。ありがとうっていうお言葉もよく増えています。ただその中でもやはり御指摘をいただく部分に関しては、幹部連絡会の中で看護部であれば看護部長、診療技術であればそれぞれの課長さんあてに幹部会でお話しした内容を下ろして、まずそれぞれの部署の所属長の方々にお知らせをし改善を図る。それで改善がない場合も改めてまた上のほうに吸い上げて、それぞれを精査して、どのような形で整理していくかということを話しているという状況になります。

○平山委員 分かりました。以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。ラインの回答が。どうぞ。

○医事係長 町立病院医事係長の中山です。ライン通知サービスの試験運用の結果につきまして御報告させていただきます。結果としましては、特定の診療科を除いては、一定の利便性を提供できているものと考えておりますので、本格運用に向けた計画を予定しているところです。ライン通知サービスの利用状況等について簡単に申し上げます。10月末時点で登録者数は1441人、メッセージ数は10月の1か月間で1308通、1日当たりで換算しますと60通、基本的に1度の受診で受付時と診察間近とで2通のメッセージが送信されるため、平均利用者数としてはその半分の30名程度と分析しているところです。試験運用を実施している小児科、外科、耳鼻咽喉科の3診療科の10月の1日平均患者数は120人程度ですので、そのうちの30人、つまり約25%の利用者がいる計算になりますが、実際はそれよりも少なくなるものと見込んでおります。なお登録者数の男女比は女性が76%、男性が24%となっております。運用上の課題としましては、通知があつてから実際の呼び込みまでの時間間隔が、前の患者さんの診察時間に大きく左右されるという点です。試験運用を実施している3診療科のうち、外科外来では一人一人の診察に30分から1時間近くかかる場合があり、実際に通知があつてからかなりの時間を待たされたと、サービス利用者からの苦情がありました。利用に当たっての注意事項としましては、あくまで目安程度という位置づけで御案内していますので、御理解いただきたいところではあります。こうした苦情をはじめ、現場の職員が対応せざるを得ない事態が発生することは、職員への業務負担及び精神的負担並びにスムーズな診察の妨げとなりますので、外科外来をはじめ通知サービスの提供がなじまない診療科では、かえってサービスを提供することで双方に混乱を招く場合があることから、本格運用では各診療科の特性を踏まえた上でサービスの提供の有無を慎重に判断していくことを考えております。一方、診察の流れが比較的スムーズな小児科外来ではうまく運用できているものと認識しておりますので、ライン通知サービスについては、今後も継続して提供していくべきサービスというふうに考えております。以上です。

○平山委員 分かりました。

○高橋委員長 よろしいでしょうか。はい。他に質問ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。なければこれで町立病院の質問を終わります。部局の入替えのために暫時休憩をいたします。お疲れ様でした。

# 決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月6日（木） 議場

## 【町民生活部】

○高橋委員長 それでは、町民生活部の本審査に入ります。1番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。申請件数48件のうち墓じまいの件数は何件で、中標津墓地での墓じまいした割合というのはどの程度になるのか、また今後も墓じまいによる合葬墓埋葬数の増加が見込まれるのか教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。ただいまの平山委員の御質問に御答弁申し上げます。中標津墓地のお墓じまいによる合葬墓への改葬ですけれども、申請件数48件のうち、令和6年度の実績は13件、お骨の体数で言いますと36体となってございます。また、中標津墓地全体での割合ということですが、中標津墓地にはお墓の区画が1873区画ございます。そのうち令和6年度に墓じまいをした件数は、先ほど申し上げたとおり13区画ですので割合としましては0.7%となってございます。また、今後も増加を見込んでいるかというお話しでございますが、他の合葬墓を運用している市町村からの聞き取りによれば、運用2年目からは件数はある程度落ち着くものと聞いておりました。今年度のお話し、令和7年度のお話しになってしまいますが、令和7年10月末時点での申請件数は31件、お骨の体数で言いますと72体という実績となっております。なお、受け付け期間が11月末となってございます。運用の2年目ということもありまして、初年度ほどの申請件数とはなっておりませんが、一定数の申込み、それから事前相談なども受けている状況となってございます。今後の話しですが増加していくものとは見込んでおりませんが、一定数の申請はこれからも続いているのではないかと見込んでいるところでございます。以上でございます。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方いらっしゃいますか。説明員の方にお願いがあるんですが、答弁する前に挙手の際に「はい」って声を上げてください。挙手、声を上げてはいって返事していただいて、またマイクを自分の口元のほうに向けていただくようにお願いいたします。それともう一つ、令和7年度の予算執行について例に挙げられるのはいいんですけど、実数で出されると、これは来年の予算審査の話なので、余りこう具体的に令和7年度の予算の内容について参考値で上げるのは、なるべく遠慮していただきたいんですが、よろしくお願ひします。はい。次、2番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。1番同様、合葬墓について質問いたします。答弁書には合葬墓に対する町民ニーズの高さをあらわしているというふうにありますが、昨年の予特でも質問しまして、その際には受け付けないという答弁でしたが、実際運用する中で、例えば高齢者世帯等から、生前受付を希望したいというふうな問合せはなかったでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。ただいまの江口委員の御質問に御答弁申し上げます。合葬墓における生前受付のお話しでございますが、令和6年度中において生前受付の問合せ、また御相談については、時折、年に数件程度でございますが寄せられておりましたが、生前受付による申請は行っていないことを説明し御理解をいただいている状況でございます。合葬墓の建設に当たりまして生前受付の実施について検討はいたしましたが、結果として生前受付は行わないものとしており、パンフレットなどでも生前受付は行わないものとお示しをしております。生前受付の

メリットについてですが、亡くなった後の道筋を事前に決めておくことの安心感になるかと思われます。一方デメリットとしましてですけども、生前受付の申請をしてから長期間が経過しても、実際に埋葬がなく連絡が取れなくなってしまった場合の取り扱いですとか、生前受付の増加により埋葬予定数を満たてしまい、すぐに埋葬したい方のニーズに応えられなくなる可能性があるということが挙げられますので、現時点では生前受付を行う考えはございません。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。先ほどの答弁によれば、初年度は件数が多かったけれども2年目、今年以降は緩やかな申込みであるということですので、今後、高齢化率が上がっていくにつれ先ほどおっしゃられたような、自分が亡くなった先にまわりに迷惑をかけず決めておきたいというふうな方が増加されることも考えられるのではないかと思いますので、その受付の件数の状況を見ながら、将来的にはそこの部分も折に触れて検討していただきたいと思うんですが、そのような検討する余地というのは、今後考えておられますか。

○高橋委員長 どうぞ。

○生活課長 生活課長の田中でございます。ただいまの質問にお答えいたします。ただいまの石崎係長のほうから説明したとおりですね、合葬墓建設する前段、それから現在進行形、分析も含めて、生前受付の件については御答弁申し上げたとおりでございます。将来的にという御指摘でござりますけれども、これからどのような推移になっていくのか、墓じまい含めて合葬墓のもともとニーズがあったので建設したわけでございますけれども、将来的に今後3年5年、どのような推移になるかもちょっと見ながらですね、現時点で生前受付の可能性がかなりありますよというような回答はできませんが、今御指摘受けた部分に関しまして、将来的にもちろん検討する余地はあろうかと思っておりますので、引き続き御相談しながらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問ある方いらっしゃいますか。はい。なければ次、4番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。当初予算での見込み人数と比較しまして、この条例の制定時には既にもう予定数に達していたといったというふうな答弁がございますが、この乖離、これほどまでの需要があったというその要因というのはどのようなところにあると考えられているでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○介護支援係長 はい。介護支援係長下柄棚です。江口委員の御質問について御説明申し上げます。令和6年度本格開始いたしました中標津町機能訓練事業ですが、身体機能の低下及び維持回復を図るために必要な訓練を個別対応で月水金曜日で実施し、月60件の対応で当初予算を見込んでいました。しかし、不調を訴える町民のニーズが予想以上に多く、新規受入れ枠の空きがない状態となりました。より多くの方のニーズに応えるために、火木曜日に身体状態のレベルに合わせて、2、3名で行うセミパーソナルクラス、4名以上で行うグループクラスを追加で設けて対応した結果、当初予算の見込み人数を大きく上回ったのが要因です。説明は以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。承知をいたしました。その中で当初プラットを使用するということでしたが、場所としても総合体育館の使用もしたということでありまして、これについては、本来の利用者とのその場所の支障というような部分はなかったんでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○介護支援係長 はい、介護支援係長下柄棚です。火曜日木曜日を追加で体育館を使用して、セミパ

ーソナルクラス、グループクラスを追加したということなんですねけれども、体育館の職員にもですね、資格を有してもらって、この事業のお手伝いをしてもらうっていうような話しの中だったんですけども、なかなか専門性が高いものですから、うちの理学療法須藤のほうで火木曜もグループのほう対応したということが大幅な人数、利用人数が増えたという要因だと考えています。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 11番、江口智子です。職員としては最終的には理学療法士、職員の方が当たっているということで、ここもう少し先ほど言われたようにいたら、もうちょっと多くの方にも対応できるのではないかと思うんですが、実際、このクラスにも入れないぐらいの方という需要というのは現状あるんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○介護支援係長 介護支援係長下柄棚です。グループクラスっていう状態の方っていうのはかなり回復している状態の方がグループクラスに入っている状態なので、今江口委員おっしゃられたどの程度、もっと軽い人っていう意味でしょうか。はい。そうですね、そうなるとそこを僕らのほうでは、そこまで要望として確認は取っていないんですけども、この機能訓練事業はもともと個別に不調のある方っていうことで対応していたので、その中で改善してきた人をグループで対応して、それで改善していったら卒業と言いますか、あとはこのグループも卒業して、各自でっていうことになるんですけども、そこまでの細かい小さな不調って言いますか、そこまでの把握はちょっとしていないんですよね。よろしいでしょうか。

○江口委員 分かりました。はい。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。そうするとちょっと最終的な確認ですが、基本的には個別で始めた割と重篤な方が、だんだん回復をしてきてセミパーソナルなりグループに移行し、それである程度自分でできるようになったら終了するというふうな流れとしてはこういうものがあつて、最初からこの4名希望しますとか、2、3名希望しますっていうことではないということですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○介護支援係長 介護支援係長下柄棚です。今、おっしゃられたとおりでございます。以上でございます。

○江口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 他に質問はされる方いらっしゃいますか。はい。なければ8番、私、12番、高橋善貞です。照明等LED化整備事業について質問させていただきます。これは当初予算で予定防犯灯の設置灯数が844灯というふうに計画していたんですが、結局950灯に100灯以上増えているんですが、この増えた要因を教えてください。はい、どうぞ。

○交通町民相談係長 交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの高橋委員長の御質問に御答弁申し上げます。LED化整備事業につきましてですが、当初、844基のLED化工事を見込んでおりましたが、工事実施前に電気事業者におきまして現地調査のほう実施をしております。その結果、防犯灯電柱に取付けております金具ですとかバンド等の一部の資材につきまして、再利用が可能な箇所がありましたことから、事業費の圧縮、こちらが図られたため、さらなるLED化の整備促進を図るために各電気事業者とも協議を行いまして、整備する基数を当初の844基より増やしまして、950灯の整備を実施したところでございます。以上です。

○高橋委員長　はい。12番、高橋善貞です。再質問させていただきます。今の説明だと発注してから現地を調査して再利用できるものがあるかどうかの確認をして、再利用だとができるのが多くて安くなって、灯数はその分増えたんだっていう説明だったと思うんですが、これって発注してから調査をかけて現地を確認して灯数が決まってしまうって言うんだとしたら、今後もこの発注の仕方というのは続くんですか。はい、どうぞ。

○交通町民相談係長　交通町民相談係長遠藤です。LED化整備事業につきましては、当初の見込みのほうでは町内の区割りごとですね、町内を大きく区割りをしておりまして、机上でですね、地図上でエリアを分けて、その分けた地域ごとの設置予定基数を算定して当初見込みとしているところでございます。ただいま高橋委員長御指摘のとおり、現地調査については契約後に実施をしてございまして、その結果、数量の確定というふうな流れとなってございます。令和7年度につきましても同様の形となっておりまして、中標津町内をLEDの工事として区分けを行いまして、予定の基數を見込み実施し、現地調査後に実際の基數が確定するような形となっております。以上です。

○高橋委員長　はい。この件についての他に質問ある方いらっしゃいますか。はい。なければ11番、松野委員。

○松野委員　9番、松野でございます。手話通訳者が今育っているわけですけれども、その講習を受けて手話通訳者を合格した場合ですね、町としてはその方たちに受験費用とか、そういうことを支援していくとか、そういうような考え方をお持ちでしょうか。実は手話の会のメンバーが今回10人のうち7人受けているということもあったり、受かっていると。受講しているということもあつたりして、手話の会のメンバーが最近すごく多くなってきてているんですよね。それで仲間のうちからそういう方が出てくると、これからも手話通訳者として受験する方も増えてくるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことも考えて今後どうしていくのかなというところをちょっとお聞きしたかったんですけども。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○障がい福祉係長　福祉課障がい福祉係長の瀧木です。ただいまの松野委員の御質問にお答えをいたします。通訳者試験などの資格取得に関する支援についてでございますが、手話通訳者養成講座の受講経費の一部を助成する制度を設けている自治体が道内にも幾つかあり、このような取り組みは通訳の担い手を確保するための支援策の一つであると認識をしております。こうした取り組みの必要性や今後の支援の在り方につきましては、現在、提案の準備を進めております手話言語条例において施策を推進するに当たっての検討事項の一つとし、手話の会や関係者の方々との懇談会の中で御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。以上です。

○松野委員　はい、分かりました。

○高橋委員長　はい。この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、19番、阿部沙希委員。

○阿部沙希委員　はい。答弁書では制度開始の経緯について触れられているのですが、病児保育の利用者のニーズに応える施策評価についてお尋ねしました。当町の病児保育を利用するにはすごく手続が複雑でして、まず役場の子育て支援課へ行って利用の登録申込みをします。これは毎年更新手続をしなければなりません。病児保育を利用したいときは、事前または当日に電話予約をニューグリーンハウス保育園へ、そして利用当日の朝に小児科を受診して保育利用可能と判断された場合に連絡票に記入をしてもらい、病児保育室に提出することで初めて利用が可能になると思うのですが、ここで1日3名程度の利用枠という制限もある中で、兄弟利用で定員が満員の日や職員不足の日、特別な配慮が必要な子どもは簡単に利用できないという実情があるのでけれども、その辺りのち

よつとハードルが高いのかなということで利用枠の拡充や書面手続の予約電子化するなどの制度の見直しの考えはあるのかどうか、お伺いしたかったです。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○子育て支援主査 子育て支援課主査の笠井です。ただいまの阿部委員の御質問に御答弁申し上げます。まず事前登録利用の申請についてなんですかけれども、事業の説明もいたします。本事業は児童の病気が回復期に至らない場合であり、当面の症状の急変が認められない場合において、病院に設置された保育室で一時的に保育する事業となっています。そのため、受入れできる症状や状況に制限があり、小児科医と協議の上、感染症や発熱初期の受入れは行わず、一定程度の症状が落ち着いて保育所の保育は可能と判断された児童の受入れを行っております。登録なんですかけれども、利用に係る手続が事前登録申請となっており、利用予約申請があるんですけれども、事前登録としているのが、住民登録の有無や課税状況を確認する必要があることから、役場での手續が必要になっております。また、利用予約申請は前日、当日なんですかけれども、なるべく前日までにお願いをしておりますが、当日の朝急変する場合もありますので、臨機応変に受入れを行い、利用後の事後申請も可能としており、保育室で申請手続も行っております。また、定員の利用児童の数ですかけれども、1日3名程度としており、症状や年齢、兄弟児の利用の状況を見て柔軟に対応しており、利用可能とされた児童は全て今受入れを行っております。年間の利用実績を見ましても、1日1名から3名程度で定員人数を超えて受入れ拒否、拒否と言うか受入れができないというふうにキャンセル、お断りしたことはございません。なので利用定員は適正と考えております。事前登録等を先ほど申し上げましたが、課税状況もあるので毎年申請となっているんですけれども、前年度に登録していただいた家庭には、年度末辺りにはまた申請書を送りまして郵送等、手續が簡略化できるような対応もしておりますので、御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○阿部沙希委員 はい。2番、阿部沙希です。再質問させていただきます。利用の仕方について理解いたしました。利用の定員が1日3名で1日1名から大体3名程度で今のところ柔軟な対応で全ての子を受入れているとのことだったんですけれども、特別な配慮が必要な子ですかとか支援学校のお子さんですかとか、やっぱり人の手が必要な子に対しては、私自身は9年間1度も利用できたことがなかったんですけれども、その辺は現在は改善されているということでおろしいでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○子育て支援主査 子育て支援主査の笠井です。ただいまの阿部委員の御質問に御答弁申し上げます。特別な支援とか配慮が必要なお子さんの受入れなんですかけれども、こちらの病児保育事業というものの受入れが回復期に至らない場合であり、そのような特別な支援が必要な方を受入れないというふうな判断はしておりませんので、職員も追加で応援できるような体制ともなっていますので、そのような方たちも利用できる体制を整えております。以上です。

○阿部沙希委員 分かりました。ありがとうございます。委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。もう1点、質問させていただきたかったんですけれど、生活保護世帯の利用が年間0名というところ、いただいた答弁書の中で表の中にいたんですけれども、この利用料金の500円を払えない家庭の手續と言うか煩わしいので、兄弟をおうちにおいた状態でお母さんが働きに行くといったところも耳にしているんですけれども、そういうことは実態の把握とか役場の窓口のほうとか何か情報が入っていたりっていうのはあるでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○子育て支援主査　子育て支援主査の笠井です。ただいまの御質問に御回答します。今言われたような形の生活保護の方とか、利用料金が支払えないという形で、家庭にお子さんをおいて仕事に行かれているというような実態ということは、こちらのほうには住民からはお聞きしていないので、そのようなところ把握しておりません。以上です。

○阿部沙希委員　以上です。

○高橋委員長　はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次22番、栗栖委員。

○栗栖委員　はい。3番、栗栖陽介です。保育所費、町立保育園の管理運営費経費とか管理委託料についてなんですが、町民からの相談ですね、実際に町立保育園に利用されている保護者からの相談です。冬季の園内は室温が低く風邪が蔓延しやすい状況で、やっと治って保育園に通ってもまた風邪を引くと聞いております。風邪を引いて保育園を急に休むということは保護者も会社を急に休むことになり、会社や同僚にも迷惑かけることになると。それでまた欠勤することにより収入も減るということで、そうなると本来の保育園のあるべき福祉施設としての目的にちょっと疑問を持つてしまうということで質問いたします。まず冬季ですね、室温の管理、何度も設定しているかつていうことと暖房環境の実態ですね。どのように運営しているかということと、あと省エネ、要は節約と健康維持のバランスについて、どのように評価しているか、お聞かせ願います。

○高橋委員長　どうぞ。

○保育園管理係長　町立中標津保育園管理係長をしております村上です。先ほどの栗栖委員の御質問に対して御答弁いたします。まず、1点目の冬季の室温管理についてです。冬季の室温は厚生労働省が定めております児童福祉施設最低基準を参考にして、当園は20度から24度程度を目安として管理しております。この基準は子どもたちが快適かつ健康的に過ごすことを目的としております。2点目、暖房環境の実態についてです。暖房環境の実態については、各部屋にパネルヒーターを設置しており、その日の気温、その日の保育士からの状況報告等を考慮して調整を行っております。また、去年度の冬季にパネルヒーターの加熱が弱い箇所が数箇所ありまして、今年の5月にその箇所を修繕しております。また、それに付随して給湯ボイラーについて、平成4年に設置しており31年経過していたため経年劣化しております。それにつきましても今年8月に新規のものに交換しております。最後に省エネとのバランスについてですが、平成26年度より省エネ対策を目的に省エネルギー管理機器を設置いたしました。目的としては灯油使用量の効率化を図っているところです。これらの管理機器はボイラーの運転状況を監視し最適なタイミングで作動させる機能を持っております。これにより使用状況に応じた効率的な運転が可能になりエネルギーの無駄を防いでおります。以上です。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○栗栖委員　3番、栗栖陽介です。再質問させていただきます。それでは今年度の8月に新規のボイラーとあと弱い箇所、数箇所あったということの補修をされたということですか。それともまるつきり新しいものに今年変えたということですか。

○高橋委員長　どうぞ。

○保育園管理係長　町立中標津保育園管理係長の村上です。答弁いたします。給湯ボイラーについては、新規に新しいものを交換しております。パネルヒーターにつきましては、既存のものを業者の方に調査していただきまして、加熱が弱い箇所については既存のものを修繕しております。以上です。

○栗栖委員　はい、分かりました。

○高橋委員長　はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次23番、山口委員。

○山口委員　はい。7番、山口雄彦です。27番についても同じ質問ですので、23番と27番を合わせて質問させていただきます。保育園や児童館において、一部の部屋にしか冷房設備が設置されていないようでございますけれども、他の部屋についても設置を考えるべきとも思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○保育園管理係長　町立中標津保育園管理係長の村上です。先ほどの山口議員の御質問に対して御答弁いたします。冷房設備の未設置箇所についてですが、冷房設備につきましては令和6年8月に各部屋に設置しております。未設置箇所の遊戯室についてですが、遊戯室全体を冷やすには空調設備の高いエネルギーを必要とします。しかし、広い空間では使用頻度の高いエリアとそうではないエリアが発生いたしますので、固定型の空調設備よりは移動式の冷風機が適切だと考えております。冷風機が必要な箇所、例えば子どもたちが集まるコーナーや特定の活動スペースのみを効率的に冷却することができるためエネルギーの無駄を減らすことができると考えております。遊戯室の中では様々な活動が行われるため、それに応じて移動させることで冷却を最適化できると考えております。また、固定設備の場合、部屋全体を均等に冷やそうとすると天井が高い空間では効率が悪くなる可能性があります。以上を踏まえて、冷房設備未設置箇所については来年度は移動式の冷風機の設置を検討しております。また、予算の関係上ちょっと難しいということであれば、その代替案としまして、冷風機があるなしに関わらず、酷暑日のときは遊戯室や外には出ず熱中症に十分気をつけ、活動内容を各部屋で行えるものにするなど対応いたします。夏季の遊戯室で活動する場合は、既存の扇風機を設置し小まめに水分補給を促し、熱中症には十分気をつけて活動いたします。遮光カーテンなどで直射日光を防ぎ室温の上昇を防ぎます。今年の夏季期間でこのような対策を取り、暑さが原因で体調不良を起こした園児は0人です。以上です。

○山口委員　はい、分かりました。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○子育て支援課長　はい。子育て支援課長の吉田です。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。私のほうから児童館の部分についてお答えさせていただきます。児童館につきましては、現在、冷房設備の設置箇所については遊戯室やホールになりまして、個別の部屋は全部ついておりますが、大きい部屋がついていない状況です。面積が広く天井高も高いことから令和6年度に設置した冷房設備と同様の機器の設置は難しく、大きな冷房設備の設置が必要なことから金額的な問題もあり、遊戯室やホールへの設置は難しいと現在のところ考えております。そのため猛暑日等におきましては、冷房設備が設置された部屋での活動、町立保育園と同様の説明になりますが、での活動を中心としまして、小まめな水分補給や児童の体調管理を徹底して対応しているところでございます。しかし、遊戯室等の天井への設置等は冷房設備の設置は難しいところですが、これも町立保育園同様、床置型の移動式の冷風機というのは児童館でも有効ではないかなと考えております。冷風機の設置、来年度以降の冷風機の設置に向けて今検討しており、これからも検討してまいりたいと思いますので御理解いただければと思います。以上でございます。

○山口委員　はい、分かりました。

○高橋委員長　はい。他に質問のある方いらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○平山先生　はい。5番、平山光生です。関連で質問させていただきます。移動式の冷風機というのは多分スポットクーラー、防災でも使用しているスポットクーラーのことかなと思われるんですが、

廃熱の熱が結構課題に挙がるんじゃないかなと思うんですが、その辺のことは何か対策を考えているのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○子育て支援課長 子育て支援課長の吉田です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。

冷風機の設置については、保育園も児童館も同じものを予定はしているんですけど、冷風機というのはスポットクーラーとはちょっと違いまして、スポットクーラーは本当に簡易的なもので廃熱も出ますけど、涼しい風は出るんですけど、扇風機よりもちょっと涼しいぐらいのイメージかなと思います。冷風機というのは水気化熱式の水を使いまして、水をその中の機械の中で気化することで、本当に冷房設備並みの涼しい空気が出ます。なので廃熱は出ません。水だけを用意して、水と電気だけ用意すればできる予定になっておりますので、ホールにおいては適しているのかなと考えております。以上でございます。

○高橋委員長 保育所もいいですか、今の答弁で。よろしいですか。はい。はい。他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ次28番、私、12番高橋善貞でございます。地域自殺対策緊急強化事業について質問させていただきます。当初の予算では講師については大学教授を予定していて、これが民間会社からの講師の派遣を行った結果なんですが、大幅に報償費、それと講師の委託料、講師を何て言うんでしょう。招致するための旅費が削減されているんです。その大学の教授と民間会社で旅費とか報償費に差がつく、そんな執行基準になっているのか、その減額になった内容について教えてください。どうぞ。

○健康推進係長 はい。健康推進係長の田中です。高橋委員長の質問にお答えいたします。まず、大学教授に対する報償費につきまして報償費に関する規定等はございませんが、講師への聞き取りなどにより相場として1公演につき5万円の報償金と交通費及び宿泊費の実費分を計上していたところです。また、民間会社につきまして講師を依頼した株式会社ここからの社内基準に基づいた講師料を会社からの請求により、法人であることから委託料としてお支払いをしています。今回大幅に減った報償費、委託料の金額なんですが、社内基準としましては1時間1万円掛ける4時間分としての4万円、遠方追加料金として2万円、お車で来られましたので高速料金とガソリン代、合わせて1万1034円。今回、宿泊を予定しておりましたが先生の都合により宿泊がありませんでしたので、宿泊費が0円として7万1034円となっております。また、講師依頼のための旅費などにつきましては電話などで御依頼ができる場合には旅費はかかりませんが、大学教授に対しては大学へ出向いて御依頼をする場合に備えて予算を計上していたところですが、今回については電話等で依頼ができたことから旅費の執行はありませんでした。説明は以上でございます。

○高橋委員長 はい。当初予算を計上するときには大学に依頼しているんじゃないんですか。通常は3月時点でその大学に対して講師の依頼をしているべきじゃないかと私は思うんですが、これは予算がついて年度が明けてから大学に依頼したりしていくものなんでしょうか。はい、どうぞ。

○健康推進課長 はい。健康推進課長の坂井です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えいたします。3月時点で大学教授のほうで予定はしておりますが、御依頼までしてはおりませんでした。その中で相場等で1講演の5万円の報償金等を予算化した経過がございます。その後大学のほうへ電話により依頼をいろいろとしようとしましたけれども調整がつかなかったことから、他の講師を依頼するといった経過がございます。その中で法人である株式会社ここからを講師としてお願いをして、こういった経過になったものでございます。以上です。

○高橋委員長 再質問させてもらいます。大学の教授に対しては、一応、札幌まで訪問して依頼をしなきゃいけないっていうふうに当初予算のときは考えていましたと。それが都合つかなくなつた。

それで民間のコンサルにお願いして、これも電話ででしょうけど、そのコンサルの会社の社内規定の旅費を町のほうで支出する。これは町の旅費の規定というのはなくて、あくまで民間会社、コンサルに委託するときは、その会社の社内規定の旅費、宿泊費を支出するっていうそういう考え方なんですか。はい、どうぞ。

○健康推進課長　はい。健康推進課長の坂井です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えをいたします。旅費につきましては、私どもの旅費の規定とあと実費による交通費等でございまして、社内規定の部分につきましては講師料、いわゆる謝礼金の部分が1時間1万円の4時間の講演をやっていただいたので、4万円というようなことでございます。以上です。

○高橋委員長　はい、分かりました。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ31番、栗栖委員。

○栗栖委員　はい。3番、栗栖陽介です。委託業者名、業務内容詳細などについて質問いたします。保健センター内の室温管理、例えば町立保育園と同じような省エネ設備はついているかということと、室温ですね、適温と考えられている温度は何度でしょうかということと、委託業者名、業務内容の詳細についてお聞かせください。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○管理係長　健康推進課管理係長の宮崎です。ただいまの栗栖委員の御質問にお答えいたします。ボイラーの保守点検委託業務につきましては、奥村工業株式会社に委託しております。業務内容といたしましては、年2回の定期点検と不具合が起こった場合の随時緊急点検や修理を行っているところであります。センター内の室温管理といたしましてはボイラーをタイマーで設定しております、冬季間は朝7時頃にボイラーがつくように設定をしておりまして、8時にはセンター内が暖まるようになります。その日の気温等に合わせまして随時調整を行っているところであります。以上です。

○栗栖委員　分かりました。

○高橋委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。質疑中ですがここで、14時10分まで休憩といたします。

#### (休憩)

○武田副委員長　決算審査特別委員会副委員長の武田開人です。これより委員長に代わり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。36番、高橋委員長。

○高橋委員長　はい。12番、高橋善貞です。塵芥処理の委託料と運搬委託料について質問させていただきます。3点ほどまず答弁書で質問の車両のこのパッカー車の所有権者は誰なのか明確に教えていただきたいんです。それと確認しますが書いているとおりだと思うんですけど、中標津町内の燃えるごみ、可燃ごみの回収車、俗に言うパッカー車はたった3台で回しているってことで理解していいんでしょうか。それともう1点、車両更新の年次計画はまずあるのかっていうことと、予備車がない理由は一体何なのかなっていうことをまず最初に答弁お願いします。

○武田副委員長　どうぞ。

○環境衛生係長　環境衛生係長の石崎です。ただいまの高橋委員長からの御質問に御答弁いたします。まず、車両所有権者の件でございますが、本委託業務処理要領に基づき、受託者が車両を配置するものとなっており、車両については受託者側が購入した車両となってございます。また、中標津町のごみ収集に使用しているパッカー車の台数でございますが、委員長から御質問のあったとおり3台でございます。次に車両更新計画の有無でございますが、町として車両の更新計画は持っております。

ません。また、受託者側からも車両の更新計画について提出はされておりませんが、車両の個別の状況に応じて都度更新を検討していくということを確認してございます。今後の車両の配置の在り方については受託事業者とも議論した上で、収集業務に支障を来さないよう努めてまいりたいと考えてございます。また、予備車についてでございますが、最初の答弁におきまして予備車両の説明が漏れしており申し訳ございませんでした。当初の答弁では7台について記載をし報告したところでございますが、この7台に加えまして受託事業者からは予備車両として4台の報告を受けているところでございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 はい。12番、高橋善貞です。答弁書にナンバー224番の可燃ごみ収集車は、令和6年11月19日に登録していますと、これは新車だと思うんですが、この予算はどこの段階で、町では計上していないとしたら、このパッカー車は約500万円。大体500万円ぐらいはするというふうに聞いていますので、これは受託業者、例えば株式会社広栄だと、そこが自前でお金を出してこのパッカー車を購入しているっていうことなんでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○環境衛生係長 環境衛生係長の石崎です。高橋委員長からの御質問に御答弁申し上げます。委員長からの御質問のとおりでございまして、ナンバー224の車両につきましては、受託事業者のほうで購入をした車両ということになってございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。この500万円というお金を受け取った者が自ら出して、新車のパッカー車を購入していくと。そして古い車も持っているんです。話題も答弁書にありました。これに対して町は助成するとか町がパッカー車を購入して貸し与えていくっていう方法は取られないんでしょうか。

○武田副委員長 ただいま答弁調整中です。はい、どうぞ。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。ただいまの高橋委員長からの御質問に答弁申し上げます。車両についてのお話しでございますが、塵芥処理委託料の中にですね、車両の損料というのも計上した中で予算措置をしてございますので、町としては車両の購入等は町としてはしないということでございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。すみません。塵芥処理の委託料の中に車両の購入費が入っているっていうことなんですか。どうもちょっと今の答弁分からないんですが。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○生活課長 生活課長田中でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。委託料の中で新車購入費用という形で見ているわけではございませんで、車両損料ですとか償却費というような形で積算をして、各車両の購入費ではありませんが、そういった経費を委託料で見ているという形になっております。以上です。

○高橋委員長 はい。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。購入費ではなくて車両の損料を見ているっていう今答弁だったんですが、損料計算で損料というのは、その機械を使って損失してく部分を見ていくのが損料なんですけど、その損料の考え方と500万以上する新車を購入したっていうのは、全く別の次元の話しなんですけど、損料計算をもって塵芥処理の委託料を組んでいます。その損料の中には機械の整

備費も全部入っているのが普通損料なんんですけど、それと新車を購入する購入額、違うんじゃないですかね。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○副町長 代わってお答えをしたいと思います。塵芥処理委託料の中の収集運搬委託料の中で、各車両経費については計上しているところでございますが、本車両損料につきましては、元値と言いますか、車両価格からそれぞれ減価償却年数を割り出してプラスアルファ、それぞれかかる費用、それをもとにして塵芥処理車1台当たりの経費を出しているところでございます。ですから単純に言えばもし7年で計算していれば、7年以上を使えば業者さんはその分また貯められることになるでしょうし、それ以下で償却と言うか車両が壊れてしまえば、その分は被らないといけないということにならうかと思いますが、この計算につきましてはもう既に平成6年の年からこういう形で人件費プラス車両にかかる経費ということで、車両につきましてはあくまでも減価償却費損料を対象として委託料の積算をしてまいってございますので、御理解いただければと思います。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 はい。もう一度確認します。12番、高橋善貞です。損料計算でこの車両価格についてはフォローされるんだっていう、今の副町長の答弁だったんですけど、委託を受けたときから、この損料計算は逆計算ですから、減価償却と同じように耐用年数を過ぎた段階で1台買える、そういう計算で委託料は支払われているんだっていう、そういう解釈でいいですか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○副町長 ただいま御答弁申し上げましたとおり、基本的にはしっかりと耐用年数で償却、当然残存価格は残りますので、それプラスアルファで、しっかりと次の車両が更新できる経費に一応なっているとは思います。ただし実際の購入価格という部分で計算をしてるわけではないので、こちらからすれば一定の基準に基づいた車両価格をもって計算をしておりますので、実勢価格とは若干の狂いはあるかもしれません、基本的なルール上はしっかりと、その分は委託料の中で反映しているというふうに考えてございます。以上でございます。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ次の質問に参ります。38番、松村委員。

○松村委員 15番、松村康弘でございます。安全で住みよいまちづくり推進協議会の設置状況についてお尋ねいたしました。この件については、今年度3月定例会で条例の一部改正ということで提案されまして、それを反対討論をいたしまして議場の皆さんの同意を得ました。この反対討論をする前に、教育長に対して今的小・中学校においていじめの問題というのは解決されていますかということを聞いた上で反対討論を始めておりますけれども、3月定例会終わって、令和6年の年度中に令和7年の活動について議論をして予定を立てたというようなことについて、6年度は決算審査の答弁では条例に基づき設置しておりますが開催はしておりませんとなっていました。令和7年度中についてはこの協議会をなくしてもいいのではないかというふうに考えた構成員の皆さんとは違う、公募によるような、問題意識を明確に持つような人たちを公募して、令和7年度活動していくことになるのではないかと期待しておりましたけれども、この辺についてどのような今、内部の調整が進んでいるかお聞かせいただきたいと思います。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○交通町民相談係長 交通町民相談係長遠藤です。ただいまの松村委員の御質問に御答弁申し上げます。安全で住みよいまちづくり協議会、こちらにつきましてですけれども、ただいま御質問いただきました公募の人材登用という部分についてでございますけれども、本協議会につきましては管内

の犯罪情報、地域の犯罪情報等、取り扱いに注意が必要な情報を取り扱うことから、非公開の会議体となっております。また、委員につきましても本協議会の設置条例設置規則等に基づきまして、活動団体ですとか警察署の職員等の知識や経験を有する方を委員として委嘱をするものとなってございます。そのようなことから、ただいま御質問いただいております公募の人材登用という部分につきましては、現在のところ検討はしておりません。以上でございます。

○武田副委員長 はい。

○松村委員 15 番、松村でございます。そのような運営経過の結果、令和 6 年度においてはこの協議会の役割は終わったのではないかという委員の声が大勢を占めたと、そのように理解いたします。しかしながら、このような犯罪につながるような事案を事前に防いでいく、それこそが 1 番大切だと思うのですけれども、例えばつい最近も北海道内で大麻による青少年の補導 300 人近いとか、それでなくても教職員の盗撮、それをまねする子どもたちとか、このような問題は身近に起きていると考えなければなりません。そういう町民の子どもたちに働きかける、問題提起していって大麻に手を染めると必ず慢性化して中毒になってしまうんだよとか、そういうことをアピールしていく団体というのは、まさしくもってこの安全で住みよいまちづくり協議会ではないでしょうか。そもそもこの協議会は協議会自身として町長に発議ができる、そういう性格を持っています。ここでこれらの今、北海道全域に恐らく氷山の一角であって、中標津町でも起こりうる、これらの事案についてまだ他にもたくさんある可能性があるんですが、公募をして新しい感覚の協議会のメンバーを募ってみてはいかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○松村委員 副委員長。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○松村委員 はい。私は先ほどの答弁、3 月定例会の中で質問をいたしました、3 月のまだ期間が残っている間に新年度の方針について検討をしましたかという質問をいたしました。その質問に対して、秘密会の可能性があるのでしていない。つまり、令和 7 年度は何も活動の予定がないという答弁でした。この部分に私は令和 6 年度の 3 月以内にもっと踏み込んだ検討をするべきではないでしょうかと申し上げています。いかがでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○生活課長 生活課長田中でございます。ただいまの質問にお答えしたいと思います。基本的には先ほど遠藤係長のほうから御答弁させていただいた内容でございますけれども、この話しつきましては、昨年度以来の流れと言いますか経過もございます。そもそも 6 年度中に開催に至ってないということに関しては、7 年の 3 月の定例会で一部条例の改正を提案させていただきましたとおり、協議会自体の解散をするという流れもありましたことから開催には至っておりませんが、3 月中に引き続き、今後の公募も含めた突っ込んだ議論が必要だったのではないかという御指摘でしたけれども、3 月の定例会、否決されて以降、我々事務局も含めまして内部でいろいろと検討させていただきました。この会を言えば役割が終わったということで廃止の動きをした最中でございましたので、議会の議決を重く受け止めまして、どうやったら今後進めていけるのかといった中で、公募の御指摘ございましたが、やはり先ほどお話しましたとおり、公募にはなかなかそぐわないんじやないかということで、警察含めた関係者での構成されているメンバーでございますので、これにつきましては引き続き、各団体に適任を選出いただきまして、その中で会長副会長含め、また互選させていただき開催るべきかなというような現状結論に至っておりますので、今後も何ができるのか、この会が全てを網羅する会ではないと思っております。当時、残念なことに痛ましい死亡事件が起きたことを契機に協議しようということでスタートしておりますが、この 10 年 20 年、一切そうい

った話題ですとか情報提供という部分の深さは正直なかつたのかなと思っておりますが、この安住協で何ができるのか、安住協を否決されたことに伴いまして予算もございませんので、その辺りも今後課題になってくるのかなというふうには思っております。以上でございます。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて40番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。キャッチアップ接種による駆け込み接種につながったという、これが接種者が伸びた要因であるというふうな答弁でありましたが、このキャッチアップの周知の手段について伺います。また、駆け込み接種による体制への弊害など、人が殺到して接種に至るまで期間、待ちが発生してしまったとか期限が過ぎてしまったとか、そういうことがないか併せて伺います。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○管理係長 健康推進課管理係長の宮崎です。江口委員の御質問にお答えします。子宮頸がんワクチン予防接種のキャッチアップ接種対象者への周知につきましては、勧奨を再開いたしました令和4年度に個別で通知を送付しており、令和6年度には広報紙への折り込みチラシやホームページで周知を行ってきました。また、駆け込み接種による接種体制への弊害などはなかったかという御質問につきましては、全国的な弊害として令和6年夏以降の需要増加によりワクチンの供給が不足することが予想されたことから、国において令和6年度末までに1回目の接種を済ませたキャッチアップ対象者については、公費で全3回の接種を完了できるよう、令和8年3月末までの経過措置が設けられることとなったため、本町において接種を希望された方への弊害などはありませんでした。以上です。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。令和6年度の周知の方法としては広報とホームページという説明でしたが、今日の午前のホームページの中でも言いましたが、ワクチン接種についての周知が子宮頸がんというところのトピックはあるのかもしれないんですが、中標準、子宮頸がんワクチンで検索をするとですね、全体のワクチンのページにまず飛びます。その中で定期接種をしているワクチンと一覧がずらずらっと出てきて、子宮頸がんとRSウイルスとかは定期ではないので、ずっと下のほうに繰り下がって、やっと情報が見られるような状況になっていまして、こういったところのもう少し情報を求めている側の見やすさという部分で、ワクチンへのこの分かりやすい周知をもう少し工夫したらどうかなと思うんですが、この辺の検証というのは、担当のほうでされているんでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○健康推進課長 はい。健康推進課長の坂井です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。ホームページの作り方と言うかにつきましては前にも御指摘がございました、見づらいと、そしてずっとスクロールして下のほうに行かなければ情報にたどり着けないというような御指摘がございましたことは承知しております。今回ですね、子宮頸がんワクチンの部分につきましては、これは言い訳なんですけれども、令和6年度いっぱい終わるということで、それほど重要視していなかったというのが正直なところでございます。今御指摘のありましたとおり、また令和8年、来年の3月まで接種経過措置が取られたということですので、今後ちょっとですね、作り込みについては検討して見やすいように作り直していきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○江口委員 以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて、41番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。地球温暖化対策実行計画推進事業について質問させていただきます。答弁いただきました。その中でこの町の施策に対して具体的なCO<sub>2</sub>削減量の把握はしていないのかということと、これ列記されていますけども、例えばJ-クレジットの収入の記載がないですけども、その理由についてまずお伺いしたいと思います。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○環境衛生係長 環境衛生係長の石崎です。ただいまの宗形委員からの御質問に御答弁申し上げます。まず具体的な二酸化炭素の排出量削減量の把握ということでございますが、町独自で令和6年度末時点での具体的な二酸化炭素の削減量の把握はしておりません。また、J-クレジットのお話しでございますが、当初の御回答しました答弁においては、生活課に関連する項目を挙げており、町全体における実績としましては、J-クレジットの取り組みもございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。追加でですね、ゼロカーボンシティ宣言から2年半経過しますけども、これも予算のときに話したんですけども、町民とか企業を巻き込んで取り組んでいかないのかっていうことを再度質問させていただきます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○環境衛生係長 環境衛生係長の石崎です。ただいまの宗形委員からの御質問に御答弁申し上げます。ゼロカーボンシティ宣言から2年半経過する中での今後の取り組みということでございますが、令和6年度の実績といたしましては、先に答弁した以上の内容はございませんけれども、今後は町民や企業と一体的な取り組みを行うための方針ですとか、計画づくりに向けて準備を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ、続いて42番、松村委員。

○松村委員 15番、松村康弘でございます。42番の介護保険に関わる部分について質問をいたしました。決算審査表では令和6年度については、6年3月末から7年3月末にかけて認定者数で15人の増となりましたと文書で回答をいただきました。しかるに、今年3月の定例会、初日の補正予算の中では、介護保険の大幅な減額の理由が2つございます。主に2つでございますけれども、一つ目につきましては当初予算よりも介護認定者数のほうが少なかったと、このように議場で答弁をいただいている。私は文教厚生常任委員会に属しております、この9月の介護保険事業に関する代表質問の作成にも関わりました。答弁をお聞きしますと、事業者協議会の皆さんとの協議を経てというような、私たちが彼らと懇談会を開いて問題提起されたことを重く受け止めて、道内外の調査などをした結果で、この代表質問の舞台に載せているわけですけれども、それが9月段階でも同じように協議会の皆さんと協議をして検討いたしますという答弁しかいただけていない。片方でこの事業者が介護従事者が大幅に減っている現状について、3月段階、今、もう11月ですけれども、この決算審査表にもらった答弁と食い違うような状況を理事者部局の皆さんは把握していたのではないですか。その結果として、現在のこの介護保険事業、介護保険料を払っている人々にとって予定されているサービスというのは、介護保険事業によって質量ともに各自治体で違う。この介護保険料を払っている町民に対して、この現状でこのままでいいとお考えになりますか。基本的に介護保険の主催者は中標津町のはずなんです。その答弁が実際は15人の増となりました。サービス回数の調整や他の介護サービス事業に移行するなどの対応により、介護サービスを受けられなか

った方はいなかつたと認識しています。サービス回数の調整っていうことは、サービス回数の減ということですね。この介護保険事業を主催している責任というものをもっと重く受け止めていただきたいと強く思うのですけれども、御答弁いただけますでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○町民生活部長　町民生活部長石垣です。私のほうから答弁させていただきます。松村委員おっしゃるように、この介護保険の問題については重大な課題だということで部局として認識してございます。また、それに向けて来年度以降、どういったことが考えられるのかというので、新年度に入りましてからいろいろと検討を進めている中でございます。具体的なお話しでございますけれども、新年度に向けてはこういった施策を打っていきたいというのは、予算のときにはもちろん協議させていただければと思いますけれども、具体的な学校との連携ですか、例えば就学資金ですか、そういったところとか、あと資格取得に向けてのですね、さらなる拡充ですか、そういったところですか、あと今、介護事業者の方で外国人材を入れているわけなんですけれども、それに対するケアとかっていうところも要望書という形で改めていただいております。その上でどういった施策が必要なのか、理事者とも来年度に向けての実施計画の協議の中でもお話しをさせていただいているので、もうしばらく形になるまではお時間をいただければと思っております。いずれにしましても、新年度に向けて何も施策を考えていない、動いていないということではないことを御理解いただければと思います。以上です。

○松村委員　はい。よろしくお願ひいたします。以上です。

○武田副委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければこれで町民生活部の説明を終わります。部局の入替えのため暫時休憩します。

# 決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月6日（木） 議場

## 【教育委員会】

○武田副委員長 それでは委員会を再開し、教育委員会の本審査に入ります。1番、宗形委員。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。学校給食費負担金について質問させていただきます。対象が限られたまちづくりアンケートの回答を確認したのではなくて、実際に給食の提供を受けている保護者、つまり子育て世帯のお父さんお母さんの声を把握して、期待される給食施策の実施に向けて研究すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○給食係長 学校給食センター給食係長の高玉です。ただいまの宗形委員の質問にお答えします。無償化についてのアンケート等の実施はしなかったところですが、昭和59年1月から供用開始し設置後40年以上経過している給食センターが老朽化していることから、今後の給食提供の方向性の検討に併せて、保護者が期待する給食の在り方について調査し施策を進めていきたいと考えております。以上です。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。100食の無償化を実施されたわけですけれども、これに対する研究とかアンケートを取っていないので分かってこないと思うんです。でもせっかく実施したっていうことですので、今町民生活部のほうでも子育て世帯に対する支援とかしっかりと考えていっての最中かなと思います。ここ教育委員会と町民生活部違う部局なのでしっかり連携を取ってやっていくべきかなとは思うんですけども、そのためにいろんな政策必要かなとは思うんですけど、そのうちの一つとしてやっぱりこの給食費の無償化ということで、趣旨は違うかもしれないわけですけれども、実施半年間されたわけであって、やっぱりその成果をしっかり把握して今後に生かしていくべきだと思います。なので、先ほど答弁ありました給食センターも老朽化されているってのは分かるんですけども、それは子育て世帯の支援からちょっと違った観点かなと思いますけども、いかがでしょうか。

○武田副委員長 ただいま答弁調整中です。はい、どうぞ。

○給食センター長 給食センター長加藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。令和6年度前半、半年間の100食の無償化を行ったところでございます。これにつきましては物価高騰のために影響を受ける保護者の方の負担軽減のために実施したところでございますが、今、子育て支援の関連で御質問されたと思いますけれども、いずれにしましても保育園のほうとの整合性も図りながら進めないととは思いますけれども、国が来年度から無償化をするというようなことを言わわれていますが、まだ情報は全く入ってきていないので、その辺ですね、今後情報が入りましたら、また御説明をさせていただきたいと思います。以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて2番、長渕委員。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。学校給食費の滞納者に対するということで質問させていただいて回答を得ていますけれども、今、世論的に学校給食費の無償化というのが叫ばれていて、そういうことが滞納に影響しているのかどうなのかということ、また、それら滞納している人たちに対して督促という形で進んでいくわけですけれども、本当に滞納せざるを得ないのかどうなかつていうことの把握ができているのか、また、督促状を出していく上で時期はいつ頃になるのかという

ことをお聞かせ願いたいと思います。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○給食係長　学校給食センター給食係長の高玉です。ただいまの長渕委員の質問にお答えします。滞納繰越分について支払い督促申立てする予定としておりますが、基準の設定については他の自治体を参考に高額の滞納額として、古い年度から対象とすることを検討しております。実施時期については条例改正が必要であることから体裁を整備して、再三の催告に応じない対象者に対し可能な限り早期に行いたいと考えております。以上です。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○長渕委員　今、質問した中に本当に払えないのかどうなのかということの把握というのはなかなか難しいものなのでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○給食センター長　給食センター長加藤でございます。ただいまの質問に御答弁申し上げます。本当に払えないのかどうなのかということでございますが、夜間と各滞納している方に行ったりしますけれども、その中で実態は分からぬといふところがあります。要するにこの家は玄関に入ったときに多分困っているだろうなというような見た目であることありますけれども、ただ実態は分からぬです。自分たちは収入状況は見ることができないものですから、どういうその家庭が生活困窮しているかどうかというちょっと判断が難しいところでございます。以上です。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○長渕委員　はい。4番、長渕豊です。再質問させていただきます。今の状況は縦の目線でいえばそういうのかもしれませんけれども、町税だとかいろんなことを含めて見たときに横のつながりで見たときに、その人の支払い能力だと生活能力というのは大体把握できる部分が、全部でなくていいんですけどもできるかなというふうに思います。本当に無償化って呼ばれている中、本当に払わなくていいのかというような感じで投げ捨てている人間がもしいたとしたらですね、その人たちに強固な姿勢で向かうのも必要なかなと思いますので、質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○武田副委員長　答弁は不要ですか。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして3番、山口委員。

○山口委員　はい。7番、山口雄彦です。教員住宅の目的外使用についてお聞きします。これについて、どのような方が使用されていたかも含めて詳細をお願いいたします。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学校施設主幹　学校施設主幹の高橋と申します。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。どのような方が使用されているのかということでございますけれども、教員住宅目的外使用につきましては、申請できるものが公共団体及び公共的団体と規則で定められておりまして、現在目的外利用で申請しておりますのは町内会連合会、それから中標津農協、この2者が申請しております。どのような方が使っているのかということにつきましては、町内会についてはその町内会に目的外での住宅がその町内会にありますので、自分たちの町内会に住んで町内会を活性化につながるということで各町内会長が申請しております。農協のほうの申請につきましては、主に農協の組合員を通じて農協が申請をして利用しているという状況でございまして、それぞれ住んでる方は個人ですので、それぞれ名前とかそういうのは控えたいと思いますが、主に農協の組合員の従業員となります。以上です。

○山口委員　はい、委員長。

○武田副委員長 どうぞ。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。再質問させていただきます。こちらの金額を見ますと、割と一戸当たりの利用料が安価だと思うんですけれども、昨今いろいろ物価とともに上がっていますけれども、使用料について値上げとかの考えとかはないでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校施設主幹 学校施設主幹高橋です。ただいまの山口委員の質問にお答えします。値上げの予定はないのかということでございまして、現在現存している教員住宅、目的外使用している教員住宅も含めまして、平成の初期に建てたものでございまして、これらについては年数がもう経過しておりますので、今から値上げの予定はございません。それから目的外使用料についての値上げという観点でいけば、目的外の使用料については教員住宅使用料の定めに基づいて、目的外使用料を具体的には1平方メートル当たり213円と定めておりまして、もちろん教員住宅自体の教員から徴収する使用料の価格を変えますと、自動的に目的外の使用料も変わるとは思います。ただ年数が経過しておりますので、今から既存の住宅の使用料を値上げするという考えは持っておりません。以上です。

○山口委員 はい、副委員長。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。再質問させていただきます。かなり老朽化で年数が経っているということですけれども、こちらの建物について、もう使えなくなったら修理しないで終わりということでよろしいでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校施設主幹 学校施設主幹高橋です。ただいまの山口委員の質問にお答えします。まず教員住宅として使用している住宅につきましては、修繕の度合いにもよりますが修繕して、なお既存の住宅を活用していくべきだという内容であれば修繕します。修繕をする修繕の度合いによっては投資をする合理性がないと判断すれば使用を中止して解体するという可能性もございます。それから目的外使用につきましては、目的ではない使い方をしているということでありまして、今現在運用しているのは、それであってもまだ使える状態であれば有効に活用できる範囲で活用しようということで使っておりますので、目的外使用的程度はございますけれど、修繕というものは実施しないで投資をせずに使用を中止する、そういう考え方でございます。以上です。

○山口委員 はい、分かりました。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○松野委員 9番、松野美哉子です。目的外使用の教員住宅については、公共団体が使う分にはっていうところだと思うんですよね。それで先ほど、町内会の連合会が使うという部分では、それは近郊の方たちが住まいしたりなんだりではなくて使うということで、それは適合するかなと思ったんですけども、今の農協の組合員を通じて従業員が個人的に個人住宅として入ってるということなのでしょうか。確認させてください。

○武田副委員長 どうぞ。

○学校施設主幹 学校施設主幹高橋です。ただいま松野委員の質問にお答えします。実際には、実際の運用としては農協は組合員にこういった利用をしたいんだということでお願いして、農協が申請していて、そして使う人というのがいますので、その使う人が規則上、年度内ですけれども、年度内年度内で1度ずつ切れるんですが、住宅、住まいとして使っています。何でこうなのかと言うと教育財産で教員住宅でございますので、賃貸契約だとか個人だとか、そういういわゆる普通の貸付

け使用は自治法上、条例上できることになっております。それで、とはいえるに学校がもう閉校していっており、文部科学省のほうでも教員住宅を賃貸ではなくて使用の許可をすることはして、既存財産の有効活用することは妨げるものではないという運用の方針も出ておりまして、その運用を使って目的外利用、住まないで利用している方もいますし、住んでる方もいますけど、住宅として使う、実態としては住宅として使っています。ただし、年度年度更新、賃貸とは違って使ってもいいですよという許可、条例規則の範囲内での利用をしていただいているという、そういうふうな状況ですけど、どういうふうに説明すればいいのかちょっと。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○松野委員 9番、松野美哉子です。そのことについてなんですが、1年契約とかっていう形であれば、町営住宅と同じような対象になりますよね。町営住宅も年度年度で決まっていくかと思うんですけど、それこの目的外使用っていうところと内容的に言うと、何か町営住宅と同じような、近くだから住まわしてあげているとか、そういうような感じなのかと、個人が住んでいいのっていう、そういうふうに思ったんですけども、それは許可されているからいいということで認識してよろしいんですか。

○武田副委員長 すみません。令和6年度の決算と直接関係のない点ということで、そちらの答弁控えさせていただいてよろしいでしょうか。先ほど説明答弁ありましたとおり教員住宅の目的外使用として、農協、町内会連合会に貸付けをしているというところで、答弁として足りないでしょうか。

○松野委員 はい。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○松野委員 9番、松野です。結局それが経費として上がったりして、決算に上がってきてるわけですから、その使用の内容について確認するというのは今回の決算の事業では関係ないということになるんですかね。

○武田副委員長 すみません。なので使用の内容に関しては先ほど御答弁にありましたとおり、農協と町内会連合会に目的外使用として貸付けを行っているという内容と理解しているのですが、いかがでしょうか。

○松野委員 はい。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○松野委員 それ以上深いことはここでは聞けないですよっていうことですかね。

○武田副委員長 そうですね。それより深い点と言いますが、それに関連しないところにつきましては答弁の責を教育委員会のほうも負わないと考えております。

○松野委員 はい。理解しました。終わります。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。それでは質問中ですがここで15時10分まで休憩といたします。

(休憩)

○武田副委員長 それでは時間前ではございますが、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。4番、平山委員。

○平山委員 5番、平山光生です。答弁では活動内容を把握するとありますが、各学校と町内の各学校等ですね、PTAの活動内容等も縮減されているところが多いため活動費用の実態を把握するだけではなく、真に必要な活動範囲や予算措置を検討すべきではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校教育係長 学校教育係長の板倉です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。各種団体の活動については、多くの団体は新年度を迎えて体制を整え、その年度の事業計画を立てているものと思われますので、予算編成時点で詳細の事業計画や活動費用を団体に求めるることは難しいのではないかという認識であります。当然行政として実態に合った予算措置が求められることは承知しておりますので、今後も各団体と連携を図りながら、より実態に近い形での予算措置となるよう努めてまいりたいと考えております。また、御質問の中で活動の範囲という質問でございましたが、範囲の把握ということであれば、連携の中で情報を共有したりだと実態の把握をしたりということで努めていけるかなと思いますので、それも併せて努めてまいりたいと考えております。以上です。

○平山委員 副委員長。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。予算措置については、なかなかちょっと要望を聞くのが難しいということですが、活用範囲については今後連携して協議を進めていくということで理解あってますでしょうか。

○武田副委員長 説明員の方は挙手の際、はいと声を上げていただくようお願いします。はい、どうぞ。

○学校教育係長 学校教育係長の板倉です。平山委員の御質問にお答えいたします。はい。おっしゃるとおり、活動の範囲についても団体が考えた、考案した、協議した内容について共有したいと思います。

○平山委員 分かりました。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして5番、高橋委員長。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。G I G Aスクールの運営支援センターの委託料について質問させていただきます。これは令和5年度予算の決算審査特別委員会からの大きな問題として私は捉えています。副委員長にお願いなんですが、これ5番と8番と11番が小学校費、中学校費、高校費なんですが、中身一緒なので一緒に質問ということでよろしいでしょうか。いいですか。

○武田副委員長 それでは5番、8番、11番を同じ質問として答弁を求めるようにします。

○高橋委員長 まず、事前に通告もあるんですが、この特命随意契約の予定業者と予算額の協議をしていること、これについて官製談合防止法に抵触しないかっていう問題一つ。それと一者独占で特命隨契の手法は独占禁止法に抵触しないかということなんです。そして、独占禁止法で必ず言われる不利益を被ったものは一体誰かということなんですが、これについてはIT教育の最先端の業者も入れてそれで一般公募して、やっぱりこの支援センターを決めるべきじゃないかって、これ令和5年にもこれを言ったんですけど、そういうことを考えていくと、この不利益を被っているのは児童生徒になるんです。そういうことでこの2点について答弁お願いします。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学務係長 学務係長四宮です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えしたいと思います。契約の予定業者との予算額内での協議につきましては、予算の範囲内で最大限の効果を引き出すため、業務内容に応じた具体的な訪問回数、対応時間等を検討し、その妥当性を確認するために必要なプロセスだったと考えております。この点につきまして官製談合防止法に抵触するとの認識はございませんでしたが、この行為が法的に疑義や問題点がある場合には御指摘を真摯に受け止めて、契約担当部局にも確認を行いながら今後の契約プロセスにおいて改善すべき点を是正してまいりたいと

思います。また、独占禁止法に抵触するのではないかという御指摘につきましては、複数の事業者に対して競争入札を実施することが理想的ではございますが、本業務の内容から現状では特命随意契約により地元業者に委託することが最善の方法であると判断したものでございます。この点につきましても法令に違反しているとの認識はございませんでしたが、将来的には競争性の確保や改善の余地を慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと思います。以上です。

○高橋委員長 はい。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 はい。12番、高橋善貞です。過去の委員会の内容について確認されたのかなと思って、今もう一度確認します。要するに過去の委員会で予算の範囲内でお願いしましたということを答弁いただいているんです。当初予算を、いいですか。当初予算を文科省の補助限度額で見積りをお願いしているんです。これは議事録を見たら分かると思うんですけど、要するに誰がお願いしに行つたか行かせたかは別にどうでもいいんですけど、役場職員っていうのは委託予定業者に補助限度額で見積りをお願いしに行くのが本来業務になるんだろうか。そこがやはりおかしいと思うんです。そして、この2つの法律っていうのは確かにいろんな事件で挙げられていますけど当事者が罰せられるんです。役場職員が罰せられちゃうんです。行政のトップではないわけですよ。だからなおさら心配しているんです。私は、本当に私の言っていることが理解できない、もう2年前の話ですから、その辺から始まっているので、本当にこの話しをはっきりさせたいんだったら、法令に抵触するかしないかの話しもはっきりさせるためにもね、公正取引委員会に過去の議事録と予算書を資料に持つて照会して、この辺明確にしてもらったほうが私はいいと思うんです。私が言ってることも聞いてもらえない。そして、これからこれから先の話しで申し訳ないんですが、セカンドG I G Aってまた始まるんですよ。新たにG I G Aスクールが。これを前にしてまた全国的な何て言うんでしょう。IT教育の先進の会社がいっぱいあるわけですよね。それもできないとやっぱりおかしいと思うんですけど、その辺は今後見据えてどうでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校教育課長 学校教育課長の下村でございます。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。御指摘あったとおりですね、確かにこれまでの契約の方法のプロセスとして疑義が生じるような部分があったというようなところにつきましては、改めて反省すべき点だったなということは思っているところでございます。本来、特命随意契約であっても、当然発注者側の優位性等を確保しつつ透明性を持って進めていくべきものだったというところは重々承知をしているところでございますけれども、先ほど言ったとおり契約のプロセスの中で、そういう部分が透明性が欠けていると言うか疑義が生じるような部分があったというところもございますので、改めてそういう点を反省し、今後はそのような疑念や問題が生じないよう御指摘を真摯に受け止め、改善すべき点を見直してまいりたいと、そのように考えてございますので御理解賜りますようお願いいたします。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 2年前、令和5年の決算審査のときにいろいろお話しした内容が生かされるかなと思ってはいたんですけど、答弁書を見るとあの時点でもう令和6年の発注は終わってましたからもう仕方ないんですみたいな答弁書で書かれていたんですけど、今後もそういう答弁書が続くなら令和7年も8年もみんな同じ、もう発注しちゃいましたになっちゃうのはどうかな、いかがなものかなと思うんです。この答弁書を見ていると、どうもこれからの改善の何て言うのかな。考えて言う

か、改善していくような、そういう方針には思えないんですよ。確かに副町長の名前で職員に文書を出したりしたのは私は知っていますけど、先ほど言った公正取引委員会に、公正取引委員会なんて何も怖くないですから。ここは指導機関なんですよ。告発機関でもあるけど。指導してもらうのはやっぱり1番早いと思うんですよね。だからそこで受け止めて今後どうしたらいいかっていうのも公正取引委員会と相談するのが1番いいと思うんです。その辺はいかがでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○副町長 担当に代わりまして御答弁申し上げたいと思います。高橋委員長からの御指摘、非常に責任の重い御指摘と言いますか、御指摘をいたいたと思っております。まして令和5年の決算審査においても同様の指摘を受けたところでございまして、なかなか改善に至らなかつたという部分については非常に深く反省をしているところでございます。しかしながら、私のと言つたら失礼かもしませんが、私の認識としては今回の特命随契、一者隨契、これが決して悪いものではないと言うか、法的に引っかかるものではないというふうには捉えているところでございます。ただ先ほども学校教育課長のほうから説明がありましたとおり、本来、特命随意契約であつても発注者側に利益がないとやるべきことではないというのが大前提であるわけでございまして、ただ事例の中でいきますと、当然予算額の範囲内でと言うか、予算と同額での特命随意契約というのはあってもおかしくはないんだけれども、これやはり高橋委員長から指摘されておりますように、その中身と言いますか、なぜそうなつたと、それが皆さんに御理解をいただけるかどうかと、この理由付けが1番多分必要なことになるんだろうと言うか、そういうふうに理解をしているところでございます。先ほど来、各担当のほうからも申し上げましたが、公正取引委員会のほうに相談するかしないかという手法は別にしまして、いざれにいたしましても、この2年間にわたる同様の指摘を受けたわけですから、この辺につきましてはですね、再度、契約担当部門を含めましてですね、きっちりと今後どのようなプロセスでいくのがいいか、ただそこにやはり置かなければいけないのは、当然コンピューターと言いますか、A I、D Xの時代ですから、日本の最先端企業もあろうかと思います。しかしながら、本町にとって本町の今のシステム構築をやっている業者が地元にいるということも一つありますので、当然やはりそこを一つのターニングポイントとしていく、いかざるを得ないのかなと言うか、そうすることが1番町にとっても有利なんだろうと、また地元にとっても有利なんだろうというふうには考えてございますので、その辺いろいろ整理しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 はい。いいです。

○武田副委員長 はい。それでは、この件、5番、8番、11番に関して他に質問ある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして6番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。6番と9番、小学校、中学校が違うだけですので合わせて質問のほうよろしいでしょうか。

○武田副委員長 はい。

○平山委員 成果測定や詳細な分析は難しいというように答弁をいただきましたが、自宅でのタブレット活用実績は確認してきているのか、また、今後自宅での活用を常用的に推進していくのか教えてください。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学務係長 学務係長四宮です。ただいまの平山委員の御質問に御答弁申し上げます。タブレット端末の自宅での活用状況につきましては、児童生徒一人一人の活用状況を詳細に把握することはできておりませんが、全国学力学習状況調査によりますと、家庭学習においてタブレット端末等のI C

T機器を活用していると回答した児童生徒が約6割に上る結果が出ておりますので、家庭におけるICT機器の活用が一定程度進んでいるものと認識しているところでございます。また、今後に向けてましては、GIGAスクール構想第2期として端末の更新を行うところですが、その際には端末の活用状況を把握するダッシュボード機能が端末購入の補助要件として課されておりますので、更新後の端末を利用する令和8年度からは、本町においても端末の活用状況を可視化するシステムの導入により活用の実態をより的確に把握し、家庭での活用も含めたICT教育のさらなる推進に努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。今御答弁いただいたのでは全国の学力タブレット活用が6割ということなんですが、中標津においては自宅に持ち帰って活用するという頻度、そんなに多くないのを確認しています。現段階において全員が持つて帰つて毎日持つて帰つている現状でない中で、年間を通した支援する、支給されるっていうこと自体はちょっと経費がかかり過ぎているのかなっていうのがあります。本もデジタルじゃなく冊子のほうの教科書を使っていますし、外に出るときのみとか、学校行けていない子が活用したりとかっていう程度のものであれば補助金等の申請、使つた人が補助金として申請する方法も活用できる、そういうことも検討しなければいけないんじやないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校教育課長 学校教育課長の下村でございます。ただいまの平山委員からの御質問にお答えさせていただきます。係長のほうから答弁のありました全国学力学習状況調査の中での6割以上がタブレット端末等のICTを活用しているという実態、こちらは中標津町の結果としての数値になります。当然、6割の中にも持ち帰つた端末を必ず使つてはいるというわけではなく、御自宅にある機器を使う部分も含めての数字になりますし、活用の時間帯もですね、30分程度から3時間以上と幅が広く、含めた上で6割ということになりますので、活用実態としても十分な活用が進んでいるかと言われば、当然、委員が御指摘されたとおり、まだまだ課題はあるのかなというふうには思つてございますけれども、今後はそういった部分で、いろいろな家庭学習の定着といったものも学力向上するためには重要な要素と考えてございますので、タブレット端末もその家庭学習の定着に向けた一つのツールとして教育委員会としてもより一層推進を図つていただきたいと、そのようには考へてございますけれども、今後はそういった部分で、いろいろな家庭学習の定着といったものも学力向上するためには重要な要素と考えてございますので、タブレット端末もその家庭学習の定着に向けた一つのツールとして教育委員会としてもより一層推進を図つていただきたいと、そのようには考へてございます。ですので、今後また新たにですね、来年度端末が新しくなるというようなところもございますので、これをきっかけにですね、様々な手法を取り入れながら家庭学習にICTの活用が定着できるように努めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○平山委員 委員長。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。先ほど令和8年度からはタブレットが変わるので活用方法の把握が行えるということだったんですけども、今の端末では確認ができないということでおろしいでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校教育課長 学校教育課長の下村でございます。平山委員の再質問にお答えいたします。現在使つてはいるタブレット端末においては、そこまでのダッシュボード機能が備わっていないので、細かい部分というのは把握し切れないというところがございます。次年度、令和8年度から利用する端末については先ほど係長が言ったとおり、ダッシュボード機能を附属した状態で使用することにな

りますので、細かくその辺の実態は把握できるようになるというふうになりますので、それらのデータを生かしながら I C T 教育の推進を進めていきたいと、そのように考えております。

○武田副委員長 それではこの件、6 番、9 番の質問について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ続きまして、12 番、山口委員。

○山口委員 はい。7 番、山口雄彦です。農業高校就学環境支援事業についてお聞きしますが、この事業によって入学者数を維持されていることについては理解いたしました。ただこの事業の周知の方法ですけれども、農業高校のホームページにはこの事業については載っておりません。できれば町内だけではなく、その他、道外の方にも知らせるためにもホームページに載せることは必要ではないかと思います。もう 1 点、この事業についての令和 6 年度予算の主要施策補足説明資料ですね、実習服の現物支給というのがありますと、生産技術科には 2 万 2220 円、食品ビジネス科には 2 万 9590 円という補助がうたってあります。それで教育委員会の規則第 9 号の中標津農業高校就学援助規則というのを見ましたらですね、長靴が上限 4000 円まで、その他のものについては実費を補助するというふうにうたわれております。これについては金額を同じように訂正する必要があるのではないかと思いますが、この 2 点についてお願ひいたします。

○武田副委員長 ただいま答弁調整中です。はい、どうぞ。

○農高事務長 中標津農業高校事務長の川口です。ただいまの山口委員の御質問にお答えします。本事業のホームページの周知なんですけども、ただいまの農業高校のホームページ上では、町からの支援策の欄が検討中になったままになっておりまして、これから掲載の予定でございます。その他には各施設、各中学校に配付する生徒募集ポスターに支援策として掲載しております。また、実習服につきまして、長靴で金額指定しておりましたが、他の実習服も合わせまして、これから検討していきたいと考えておりますので、以上です。

○山口委員 はい、委員長。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 7 番、山口雄彦です。すみません。今の答弁の最後ちょっと聞こえなかったので、もう一度お願いできますか。

○武田副委員長 はい、お願いします。

○農高事務長 はい。農業高校事務長の川口です。長靴に対しましては 4000 円限度額というふうにしておりましたが、他の実習服に合わせましても、こちらの金額については、これから検討していきたいと思いますので御了承ください。以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ続きまして、13 番、宗形委員。

○宗形委員 10 番、宗形一輝です。スポーツ文化遠征費補助金について質問させていただきます。この項目で交通費の項目あるかなと思うんですけども、現在、自家用車やレンタカーが除外されております。その実態を把握して補助の充実など検討されているのかお知らせ願います。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○社会教育係長 社会教育係長橋田と申します。宗形委員の御質問にお答えいたします。本補助金における補助額の積算につきましては、交通費分と宿泊費分の経費を積算基準に基づき算出した基準額と、実際の実経費を比較し安価なほうを適用しております。交通費分につきましては委員の御質問のとおり、自家用車やレンタカーで遠征した際は補助対象外としており、令和 6 年度実績で申し上げますと全体の補助件数 64 件に対し 15 件、率にして 23.4% となっており、主に剣道、空手、ピアノ等の個人、もしくは小人数での場合が多い状況であります。補助の拡充に関してですが、令

和6年度より物価高騰等による経費増加に合わせて、宿泊費の単価基準額を増額し改定したところでありますて、現在はその実績を踏まえ検証している段階であります。なお、今後の社会情勢の変化により、自家用車等の利用が今後も増える状況になった際には検討する必要もあろうかと考えているところでございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。この補助金、僕がしてから最初500万円だったんですけども上がっていただきまして、さっき言われたように宿泊費も上げていただきました。で、かつその最初見たときよりも、この子どもたちが使う件数もかなり増えてきて充実した補助金になってきたかなとは思うんですけども、この使っている団体のほとんどが全道大会みたいな、地区大会はないと思うんですけども、全道大会で遠征に行くということで、ほとんどがお父さんお母さんが車で連れていくというようなパターンでして、何が言いたいかと言うと、結局全道大会で使われる補助金、全国大会も使わせていただいているんですけども、ほとんど全道大会で自家用車で向かっているということもありますて、そこの部分の負担もやっぱり少し出てて、やっぱそういうところも補助していただけるとさらに使いやすい、子どもたちが活躍できる場を広げてくれると思いますし、この間行った視察先においてもやっぱり他の町から見ると中標津って合唱とラグビーの町だみたいな、やっぱりこういった文化とかスポーツが得意な町なんだなっていうのをアピールできていると思うんです。やっぱりこういう先ほど言ったような車とかで行けるっていうのをもうちょっと拡充していただけると、アピールも広がってくるかなあと思うんですけども、その辺り検証をさらに広めていくということは可能でしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○社会教育係長 社会教育係長橋田と申します。再質問にお答えいたします。通常中学校の部活動等におきましては事故などの安全面を配慮したりすることで、公共交通機関を利用することが多くなっております。むしろほとんどがそちらのほうを使っておりますので、実際に応援する保護者の方との齟齬を考えると、ちょっとそこら辺は検討していく必要があるなと考えておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして14番、阿部沙希委員。

○阿部沙希委員 はい。2番、阿部沙希です。不登校についてだったんですけど、令和6年不登校者数が80名中、ひだまりルーム登録者が16名で登録のない児童が64名いるようなのですが、64名の子たちの実態というのはどうなっているのでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校教育係長 学校教育係長の板倉です。ただいまの阿部沙希委員の御質問にお答えいたします。まず、不登校者80人が全く登校できていないことではありません。資料にもお示ししたとおり、この80人は年間に30日以上登校しなかったものであり、そのうち50日以上欠席したものが60人、さらに90日以上欠席した者は36人となっております。つまり陽だまりルームを利用していな児童生徒64人、全員がどこもつながりがなく引きこもりになっているということではなく、学校にも登校できている子が大半となっております。それらの児童生徒につきましては、登校時には他の児童生徒と一緒に教室内で授業を受ける場合や、教室には入れないが別な部屋で授業を受ける。また、放課後の時間帯にだけ登校するといったことがございます。そのときそのときの児童生徒の状態によって登校の形態が変わってきますので、明確に64人の実態を数字としてお示しすることは難しいことを御理解願います。以上です。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○阿部沙希委員 はい。2番、阿部沙希です。再質問させていただきます。大半の子たちはどこかとはつながっているところで、90日以上の欠席者が小中合わせて36人いるという記載があるんですけれども、36人はつながりはどうなっているのでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校教育係長 学校教育係長の板倉です。ただいまの阿部沙希委員の再質問にお答えいたします。繰り返しとなってしまい恐縮ですが、数字としてお示しすることは難しい状況でございまして、その36名も登校できていたり別室で学習したり、放課後のみ登校するというような同じような状況となってございます。以上です。

○阿部沙希委員 副委員長。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。再質問させていただきます。残りの36人の方も放課後に学校に行ったりと、何かしら関わりはあるとのことで、陽だまりルームに行っていない子たちもその放課後だけとかの子たちもそうなんですけれど、教育を受ける権利のあるべき義務教育機関の児童生徒たちですので、不登校児童生徒の居場所は学校外にも必要だと思うんですけれど、家庭と学校の他にも必要だと思うんですけれど、この適応指導教室陽だまりルームでは何か取り組みはできないのでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校教育係長 学校教育係長の板倉です。ただいまの阿部沙希委員の御質問にお答えいたします。陽だまりルームの活動といったしましては、年度当初に陽だまりルームの相談員が学校を訪問して、まずは陽だまりルームの紹介、PR、こういう場があるんだよというような学校訪問をして学校や管理職と話しをしております。また加えて定期的に学校を訪問することによって、欠席している子どもですか学校に通えないような子どもの状況の把握に努めることにより、陽だまりルームをはじめ、学校に足を向けられないかといったような活動だったりだとか、あとは学校側が抱いている疑問だとかに対しても相談員として助言をしたりだとか、あとは協力できることをともにやっていくとか、そういう活動をしております。以上です。

○阿部沙希委員 以上です。

○武田副委員長 はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ続きまして16番、高橋委員長。

○高橋委員長 はい。12番、高橋善貞です。児童生徒健康診断委託料について再質問させていただきます。答弁書で受診率を一覧表を作成していただきましてありがとうございました。小学生には心電図、尿検査、歯科健診、耳鼻咽喉科、眼科、内科の健診があります。その中で小学2年生と小学5年生が受診する眼科健診のみが令和5年度の受診できなかった生徒について健診しているんですけど、令和6年度の受診率が104.5%になっています。前年度に受診しなかった生徒を健診した理由は、受診させた理由は何でしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学務係長 はい。学務係長四宮です。ただいまの高橋委員長の御質問に回答いたします。児童生徒の健康診断につきましては、学校保健安全法施行規則に検査の項目が規定されており、これにのつとり全学年を対象に内科健診と歯科健診を毎年度実施しております。内科健診に加えてより精密な検査を実施するために3年に1度、専門医による眼科健診と耳鼻咽喉科健診、心電図検査を実施しており、これらの3年に一度実施する専門医による健診については、眼科健診に限らず耳鼻咽喉科

健診、心電図検査につきましても都合により対象学年で実施できなかった場合には翌年度以降に受診できる機会を設けております。必要な健診を漏れなく実施し児童生徒の健康保持、増進に努めている状況でございます。以上です。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 今の説明だと他にある尿検査とか心電図とか、他の検査も翌年、受診できなかった生徒は受診することができたんだけど、希望者が1人も眼科以外はいなかつたっていうことなんでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学務係長 学務係長四宮です。ただいまの高橋委員長の再質問に答弁申し上げます。表であらわしております受診率なんですけれども、眼科健診についてだけちょっと100%を超えてる状況になつてましたので、100%を超えるのはどういうことかと疑問に思うかと思いまして、こちらの記載をさせていただいております。なので、6年度実施した心電図検査、耳鼻咽喉科健診、眼科健診につきましても、5年度対象学年であった生徒も受診している状況でございます。以上です。

○高橋委員長 副委員長、すみません。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。たまたま100%を超えた眼科だけが、前年度受診できなかつた生徒について注意書きで明示したんですけど、他の心電図から尿検査、歯科健診まで、この中には令和5年度に受診できなかつた子どもの数も入っているっていうことなんですか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学務係長 学務係長四宮です。ただいまの高橋委員長の再質問にお答えいたします。受診者数の中には5年度対象学年だった生徒数も含まれております。以上です。

○高橋委員長 いいですか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 決算の考え方は年度会計であって、年度決算になるのが普通なんですけど、こういう書き方をされると、その年度に予算を見たものが結果的に数字として反映されなくなる。だから、その年の予算で組んだ令和6年度の受診対象者に対して何名が受診したかで受診率っていうのは出るんじゃないかと私は思うんですよ。そこに昨年度分を入れてしまうと、数字がただ大きくなるだけの話であって、年度決算もそのもともとの趣旨から外れていくんじゃないかと私は思うんですけど、決算で昨年度分、本当はそれは令和5年度の予算に入っていたものが令和6年度でカウントされる。これやっぱりおかしいと思うんですけど、分けるべきじゃないですか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学校教育課長 学校教育課長の下村でございます。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えいたします。確かに今回の決算審査に関わっての表の作成に当たりましては、この対象者人数というところは、当該年度に実施すべき人数、例えば心電図では小学校1年4年生、その当該年度の学年の人数を書いておりまして、受診者数のところには実際には前年度に対象になつていたけれども前年度欠席したので、今年度、6年度に実施した人数も含めて記載してしまっているというところが、それが生じてしまうと言うかですね、眼科がたまたま当該年度の欠席者数よりも、前年度の欠席者の受診者のほうの人数のほうが多いといったことで、対象人数よりも多い数字が出てしまっていると。他の心電図等につきましては欠席者数のほうが多くて、前年度未受診だった人も実際にはやつているんですけども、結局、こちらの表にあらわしている対象人数には満たない数字で実績を上げているというようなことになりますので、その辺、先ほど御指摘いただきました、当該年度の人

数のみで決算をあらわすべきではないのかというところでございますけれども、その辺も御指摘いただきましたので、今後、そういった表記も改めていきたいと思いますし、予算の計上につきましては、当然当該年度の人数プラス前年度欠席した人数の部分も上乗せした形での予算計上はしてございますので、その部分では整合性と言うか、それは間違いないと言うか、令和6年度に予算計上了した部分に対する実施というところは問題ないのかなという認識ではいるんですけども、こういった計算の説明の中での表の作成の仕方につきましては御指摘いただいた内容も踏まえまして改めていきたいと、そのように考えてございますので御理解いただければと思います。

○高橋委員長　はい。分かりました。

○武田副委員長　はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして20番、江口委員。

○江口委員　11番、江口智子です。各校のネットワークの状況について質問いたしまして、答弁では中標津中学校と計根別学園の状況が良くないと。それで順次プロバイダー契約の変更等をしていくということでしたが、まずこれについては年度内に実施される予定なのか、いつまでに予定しているのかという部分について伺います。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学務係長　学務係長四宮です。ただいまの江口委員の御質問に答弁申し上げます。まず、ネットワークアセスメントによりまして、通信速度が文部科学省の推奨帯域を満たしている学校が中標津中学校、計根別学園となっております。プロバイダー契約の変更につきましては、中標津中学校を含む市街地校5校を対象に実施しております。計根別学園につきましては、今回変更いたしました市街地校と同様のプロバイダーと既に契約済みとなっておりますので、アセスメントの結果も先ほどの御説明したとおり推奨帯域を満たしている状況となっております。中標津中学校につきましてもアセスメント結果は満たしておりますが、市街地の他校と同様にプロバイダー契約の変更をすることとしております。中標津中学校、広陵中学校につきましては、現在、ネットワーク機器の設定作業中となっておりまして、今月中に新しいプロバイダーへ移行予定となっております。作業が済んだ小学校につきましては、先月10月中に新しいプロバイダーに移行をしているところでございます。以上です。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○江口委員　はい。11番、江口智子でございます。失礼しました。N中と計根別が満たしているということですね。で、今小学校とそれから中学校、N中広陵は今月中の予定であるということで伺いましたが、計根別学園がですね、例えば職員室がほとんどネットワークがきかなくてスマホで学習素材を検索しようとしても開けなくて、もう何かページが白紙になってしまいうような状況になっています。他の先生たちもそのようにおっしゃっていて、それで私勘違いしてしまったんですが、例えば各教室に行きますと少し接続状況が良くて開けたりするんですが、今、教員の盗撮問題等で先生たちは教室にスマホの持込みを自粛しているような状況の中で、なかなか職員室で素材を見つけて授業で使いたいといったときに、ちょっとうまくいっていないのかなという実態があるので、調査は調査で既に良好であるという結果ではあったんですが、そういったところを再度確認していただければと思います。それともう1点がアクセスポイント、広陵中では大規模改修をして、アクセスポイントがその時点で設置をされていなかったというのは、これ実際に実装してみないと稼働が分からなくなるから、このようなことになってしまったということなんでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学務係長　学務係長四宮です。ただいまの江口委員の御質問に答弁申し上げます。広陵中学校につ

きましては、大規模改修において旧校舎に設置していたアクセスポイントを取り外しまして新校舎に再設置している状況でございます。ですので、旧校舎において体育館についてはアクセスポイントが設置されておりませんでしたので、新校舎についてもアクセスポイントは設置していなかった状況でございますが、アセスメントの結果、やはり体育館にもアクセスポイントが必要であるということが判明しましたので、別途設置させていただいております。その他にも普通教室や特別教室等の移動がありまして、新たにアクセスポイントを追加設置しているところでございます。以上です。

○江口委員 分かりました。以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして 21 番、宗形委員。

○宗形委員 10 番、宗形一輝です。G I G Aスクール構想推進事業のタブレットについて修繕状況を教えてくださいと言うことで、修繕した事実はなくて壊れたのが 105 台あったという結果でした。質問は児童数減少もありというふうに書かれています。予備機で対応してきましたよとはあるんですけども、当初の想定は処理が前提であったのか。プラス、保険や保守サポートっていうのは、こういう端末とかあるかなと思うんですけども、その活用はされなかつたのか教えてください。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○学務係長 学務係長四宮です。ただいまの宗形委員の御質問に答弁申し上げます。端末に対する保険加入の検討についてでございますが、当初端末にはメーカーによる 1 年間の補償が附属しており、この保証を活用することで故障への対応が可能であろうと判断し、運用初年度からの保険加入は検討していないという状況でございました。メーカー保証が切れる 2 年目以降に向けて保険への加入も検討したところですが、その過程の中で保険に加入するためには 1 台当たり年間 2000 円から 3000 円の費用が発生することが分かり、対象台数が 2000 台を超える状況において、総額の大きさから現実的ではないと判断したところでございます。故障への対応につきましては、修繕費用を予算計上し修理対応に備えておりましたが、運用開始した令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間で故障台数は 105 台と率にして全体の 5 % 以下と低い故障率で推移してきている状況でございます。また、児童生徒数が年々減少しており、令和 3 年度時点では児童生徒教員を合わせて 2107 名だったのに対し、令和 6 年度では 1861 名まで減少しており、その分予備機扱いとなる端末が増えてきているところでございます。この状況を踏まえまして、現在では故障対応については修理を優先するのではなく、予備機を活用する対応となっており、機器の運用に支障を来さないように努めているという状況でございます。以上です。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10 番、宗形一輝です。つまり令和 3 年から令和 7 年の差額 2107 名から 1861 名の差で約 250 台ぐらいですか、のうち 105 台を壊してしまったからそれと交換しましたよっていうようなお話しで、今 2 年目以降、保険に入っていないということなので、仮にたまたまこの 5 % 以下で 105 台しか壊れませんでしたよっていうようなお話しですけれども、それ以上に例えば 300 台近く、場合によって壊れてしまいましたということであるならば、保険は使えないというようなことかなと思うんですけども、その場合は修繕費が予算組みされているから使っていくというような考え方でよろしいでしょうか。ちょっと確認です。

○武田副委員長 はい。

○学校教育課長 学校教育課長の下村でございます。宗形委員の再質問に対しお答え申し上げます。委員おっしゃったとおりかなり大分差額と言うかですね、台数が予備機として回る台数が増えてい

るので、実際壊れた台数よりもそういった台数のほうが多いというところでいくと、それをまず故障した替わりに充てがるという取り組みをこれまでしてきたところでございますけれども、実際 105 台で済まなかつたらどうだったんだろうかというところでございますけれども、中標津町に限らずどこの自治体もそういった悩みを抱えているところで、保険に加入している自治体も確かに多くはないんですけども、実際に先ほど説明したとおり、1 台当たり 2000 円、3000 円の保険料が年間にかかるというところを見比べますと、やはり修繕費用をある程度確保した中で壊れた場合には修繕対応、結果的には今は予備機となる台数が故障機を上回っていましたので、修繕費を使うことなく代替機を渡すことができてはいたんですけども、そういったところでいきますと、やはり保険に加入するのも当然いいと言うかですね、有効に活用できるとは思うんですけども、台数の減り具合からいくと保険に加入するよりは修繕費用計上したほうが予算的には好ましいんじやないかという判断でこれまでやってきたというのが現状でございます。

# 決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月7日（金） 議場

## 【経済部】

○高橋委員長 おはようございます。昨日に引き続き、これより決算審査特別委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。本日、阿部沙希委員が欠席です。よって1件質問がありましたが削除させていただきますので御理解をお願いいたします。本審査前にもう一つお願いがあるんですが、説明員の方は挙手の際、はいと手を挙げていただくよう改めてお願ひいたします。また、マイクを口元に向けてくださるよう併せてお願ひいたします。よろしいでしょうか。それでは経済部の本審査に入ります。1番、山口委員。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。町有林野の貸地料の詳細を説明お願ひします。

○高橋委員長 どうぞ。

○林務係長 農林課林務係長の谷です。山口委員の御質問にお答えいたします。土地建物貸付収入貸地料のうち、町有林野の貸地料の詳細につきましては、牛の放牧地として個人、団体へ貸付けしており、件数で20件、面積は468.99ヘクタールで248万5647円の収入となっております。また、道道及び町道の道路改良工事に伴う貸地として2件、面積は1022.16平米で870円の収入となり、町有林野の貸地料の合計は248万6517円となります。以上です。

○山口委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 7番、山口雄彦です。再質問させていただきます。いろいろ昨今、物価高騰とかありますけれども、貸地料の値上げについては検討されたことはありますでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○林務係長 貸地料の値上げについては、現在のところ標準単価等を使用させていただいており、その標準単価が改正されれば、見直しをする形になることになっております。以上です。

○山口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 この件について他に質問はありますか。はい。なければ2番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。加工研修センターの売上げが令和5年と比較し200万円ほど伸びたその要因として、ふるさと納税の返礼品が令和5年の2セットから令和6年度は9品目に増やしたことが大きな要因であるとの回答をいただきました。この9セットのそれぞれの内訳について教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○畜産食品加工研修センター長 畜産食品加工研修センターの熊谷です。ただいまの江口委員の御質問に回答いたします。数字を内訳を申し上げますので、恐れ入りますが前回まで回答しております決算審査表の2ページをお開き願います。ふるさと納税返礼品の出荷実績を精査したところ890セットの誤りでした。大変申し訳ございません。訂正させていただきます。令和6年度実績890セット、販売額224万6037円の内訳についてですが、上からチーズソーセージ詰め合わせセット142セット、味比べセット188セット、ふるさと納税用A F クラブ商品のセット、前期後期年間の3コース合計40セット、ゴーダチーズ1キロ詰め111セット、ゴーダチーズ125グラム4個入り275セット、ソーセージ・ケーゼ詰め合わせ28セット、食べ比べチーズセット31セット、生ハムサラミ6セット、よくばりセット3ヶ月6ヶ月9ヶ月、3コース合計で69セット、計890セット

となります。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。数量について今説明をしていただきまして、890セツであったということで、非常に好調の兆しが見えているというふうに思います。この発注数というのは、上限どの程度までセット数として対応できるのか。また、今教えていただいたものの中、例えばゴーダの4個セットやソーセージ・ケーゼで詰め合わせといった上位にあるものの価格帯、ふるさと納税の寄附セット価格と言うんですか、それも合わせて教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○畜産食品加工研修センター長 現在ですね、ゴーダチーズ1キロセットは数量限定をつけて販売しています。というのは製造が追いつかない状態ですので、ゴーダチーズ1キロセットに関しては月に10セット、それからゴーダチーズ125グラム4個セットに対しては、これも数量限定をつけて販売しています。こちらに関しては1週間に10セット限定となっております。その他のセットに関しては、毎月30セットほどの注文まで対応可能と考えています。販売価格帯については、ちょっと今把握はしていないんですけども大変申し訳ないです。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。ふるさと納税についてはセットの価格はあとで確認しますので大丈夫です。それともう1点なんですが、好調の要因として町内店舗への発注数も好調に推移というふうにありますので、この推移についても、どの程度どのような形になっているのかについて説明願います。

○高橋委員長 ちょっとここでお願いがあるんですが、説明員は答弁のときに所属と氏名を言ってから答弁をお願いいたします。はい、どうぞ。

○畜産食品加工研修センター長 はい。畜産食品加工研修センターの熊谷です。町内店舗への販売ということで現在6店舗に卸している状況です。6店舗合わせて年間約618万円ほどの売上げがあります。これは前年度対比3%の伸びとなっております。以上です。

○江口委員 はい。以上です。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ4番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。移住促進にあたり、委託先である観光協会から新たな提案と定期的な協議等が行われているのか教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○地域振興係長 経済振興課地域振興係長の猿谷です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。既存のイベントやお試し暮らしなどの運営方法につきましては、打合せ事項がある場合には、その都度協議を行い解決を図っているところでございます。また、移住についての新たな提案についてでございますが、書面で回答いたしましたCafé de 330などは、令和6年度になかしへつ観光協会から提案を受けまして、新たに開催した移住者と町民をつなぐ交流会でございます。その他、今までのお試し暮らしは生活面の体験にとどまっていたとの反省点から、就労体験と暮らし体験の両方を提供することで、移住前に就業、生活環境を総合的に把握できる仕組みを整えてはどうかと提案を令和6年度に受けまして、今年度は北海道の補助を受け北海道移住交流フェアに参加いただいた方などをターゲットに、移住職場体験実証を行う予定でございます。その他でございますが、首都圏で行う移住イベントに参加した際につながった移住やテレワーク関係団体への加入など提案を受けているところでございます。以上でございます。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。新たな提案等でいろいろな事業が変わっているということなんですかけれども、予算決算については金額等は変動がないんですけれども、その辺について要望等はないんでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○地域振興係長 経済振興課地域振興係長の猿谷でございます。ただいまの平山委員の質問にお答えいたします。予算につきましては、今後の話しになりますので、今現在でお答えすることはできかねますけれども、そういった新たな施策を行うということで費用がかさむということは認識しておりますので、そちらについては提案を受けたら総合的に判断してまいりたいと思います。

○平山委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次6番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。多文化共生推進事業のうち、国際交流ボランティアによるホームステイやホームビジットに係る予算が執行されなかつたことによる不用額というふうな回答をいただいておりますが、この事業のホームビジット、ホームステイというのは、中心的なイベントになるのかなというふうに思っておりましたが、なぜこれが執行されなかつたのかについて、まず説明をお願いいたします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。執行がされなかつた要因といたしましては、ボランティア制度におけるホームステイ、ホームビジットのそれを希望されるボランティアが少なかつたということが一つの要因かと考えてございます。おっしゃるとおり、予算の提案のときはこの事業がそれなりに活用いただけることを期待して予算要求をさせていただいて承認いただいておりますけども、その後、ボランティアの募集を行いました。その中において、ボランティアの募集につきましては、活動される方が希望する場面で活躍をいただくということで募集の希望を受けております。募集につきましては、イベント運営支援、それから通訳翻訳の支援、それとホームステイビジットと、これの中から任意に自由に選んでいただく、このような形になってございますが、6年度12名の申込みをいただきましたけども、その中でホームステイについては1名の方、それからホームビジットについては2名の方の登録というふうになっております。このような形でホームステイ、ホームビジットにつきましては、御家庭の理解も必要かと思っておりますので、現段階ではなかなか積極的に受け入れを勧奨するような状況にはないという判断をしているところでございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。12名の登録者のうちの希望者が少なかつたというのが大きな理由ということですが、ホームステイまでになると非常にちょっと大がかりになるので大変かと思いますが、例えば数時間程度のビジットで、2名既にいらっしゃるのであれば、町内にいらっしゃる、まずはその留学生や外国人の方などを何て言うんですかね、まずやってみて、2名の方に協力ををしていただき、そこからさらにPRをして広げていくというような手法は考えられなかつたんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをいたします。ち

よつと繰り返しになる部分もありますけども、あくまでもボランティアの活動につきましては、ボランティアの登録者の方の自由意思によるところがございます。ですので、先ほどの方がせっかく提案いただいたというのは、確かにそのような御意見もあろうかと思います。反面募集の応募のほうにつきましても、現在私どものほうにいただいているものがないと、これまた一つの状況です。ですから、せっかくそのような何だろう、活用をしたいという方いらっしゃいますので、その意思に応えられるように、今後こういう情勢が多文化共生国際交流の機運が高まってまいりましたら、ぜひそこのマッチングは図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。何かと世相的にも外国人を排除するような、国を挙げてですね、気運が見受けられます。そういった中において、中標津町においても学生のみならず、様々な場面で外国人の力がなくてはというところがありますので、ぜひ、こういったところを利用して、多文化共生をさらに図っていただきたいというふうに思っております。もう1点については、報償金の執行が実績回答をされておりませんが、共催であっても町が謝金を支出するというふうな形なんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの2点目の御質問、お答えさせていただきます。報償金の執行の実績回答、まずこの点につきまして、ちょっと申し上げさせていただきたいと思います。4件の内訳でございますが、日本文化体験事業、こちらには4万円の支出を行っております。また、主催事業といたしましては町の国際交流事業、これは外国の皆さんの母国の料理教室、こちらはテキスト作成や調理の指導、こちらのほうにつきまして1万円を支出しております。また、町内の事業者や在住外国人、就労者主に対象とした学習事業、これ日本語の学習事業、こちらのほうの講師の方へ15万2270円、こちらを支出しております。また、共催事業といたしまして、町内の団体による国際交流イベント、こちらへ3万円を支出しております。また、御質問の共催についての支出の件でございますが、共催ということはすなわち町とともに主催すると、このようなイメージでございますので、町として応分の負担をしていると、このように御理解をいただければと思います。以上です。

○江口委員 はい。以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問はございますか。はい。なければ次に7番、江口委員。

○江口委員 はい。昨年度、令和6年の予特の際にもタイへのプロモーションという部分について質問いたしましたが、そのときには、なかなか円安になってしまったりというところでお話しがありました。しかし、せっかくタイへの間口を1度開いて動画を作ったり様々しましたので、そこを全く何もしないのは非常にもったいないというふうに思っております。そこで、今後、タイについてのプロモーションというのは機会を見て、またこのような条件になったら再開しようといった見通しというはあるんでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうからただいまの質問にお答えをさせていただきます。今後の事業というところが若干ございますので、決算審査という性質上、また予算編成前の段階においてなかなか具体のお話しをすることは難しいのはちょっと御承知いただいた上での御答弁となります。この事業におきましては、これまで令和5年度から1年度につき2ヶ国ずつ訪問を行っております。その中で実施してきた国で得たチャンネル、これは一つの成果だと思っております。ですから、このチャンネルを活用したアプローチ、こちらにつきましては単年度

で終わることなく事業後も継続的に行っております。また、今回御質問のタイの事例で申し上げますと、これは令和5年度に実施をしておりますが、まず留学生につきましては、今回チャンネルを得ていただきました現地の泰日工業大学という、これ現地の大学ですけども、こちらのほうと岩谷学園さん、連携して行っています学園さんのはうにおきまして、送り出しにかかる協議が続けられました。その結果、令和6年につきましては2名の方の留学生、そして、令和7年度8名の方が留学をタイからいただいている、このようなことも実績かと考えております。また、送り出し機関のはうにつきましては、現地の技能実習生の送り出し機関、こちらと関係性をつなぎまして、実現には至りませんでしたが介護事業者の皆様とつなぎアプローチが図られた、このようなことを継続しておると御理解いただければと思います。今後の外国人財誘致推進事業の設計は、これから内部で検討を重ねてまいりますが、事業形態がどうあっても現地送り出し機関とのチャンネル、これは貴重な成果ですので、これを生かしたアプローチを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○江口委員 分かりました。以上です。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ10番は阿部沙希委員なのでこれは削除して、12番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。アンケート調査については実施していないということで答弁いただきました。支援金の金額を見直すのが前提ではなくて、学生が支援金をどのように受け止め活用されているのか、事業成果を把握するためにアンケートを実施するべきではないかと思うんですが、御意見をお願いします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。先に提出いたしました書面答弁、こちらにつきましては当時の委員との御質問の内容、それから私どもの答弁の当方の記録を基に作成をさせていただきました。改めて今回の質問を支援金の活用内容の把握、また、実績の把握のための実施というふうに今回受け止めさせていただき御答弁申し上げます。当方のほうでは、令和6年度中に生活状況の調査といたしまして、学園のほう、生徒ではなく学園のほうにアルバイト確保の状況であるとか、その就労時間、この辺りを聴取してまいりました。その概要は記載させていただきました。また今回、今御質問のほうで実績調査の視点での調査の御提案と受け止めます。こちらにつきましては、おっしゃるとおり必要性を私認識しておりますので、学校の協力を前提となります。ぜひアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○平山委員 以上です。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ14番、山口委員。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。中標津空港の利用促進期成会の負担金ですけれども、こちらの2049万9000円ということですが、ほとんどが中標津町が負担されている部分です。これについては空港のある場所が中標津町なので、他の町が負担金が少ないということはもう十分理解しております。そこでです。飛行機の搭乗率というのは、中標津町にとっても、それから航空会社にとっても非常に大切なものだと思っております。特に冬の閑散期においては搭乗率については航空会社のとても重要な課題であると思ってます。そこで中標津町と航空会社との3者で話し合いを持って、閑散期の思い切って施策を立案して、その際に航空会社から応分な負担をいただく。それを毎年通年化していくようなことというのは、えませんか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○空港対策係長 空港対策係長の猿谷です。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。中標津空港の利用促進期成会の目的でございますが、中標津空港の需要拡大及び航空路線の確保をもつて利便性を図り、地域経済の発展及び地域住民生活の向上を図ることと定めております。文書でも御回答いたしましたが、ANA、JAL、HACとは中標津空港の需要拡大を図るための事業展開を一体となって行っておりますが、同時にですね、航空路線の維持確保の要請先となる団体でございます。先ほどおっしゃられたとおりですね、航空会社にとっても搭乗率というのはとても重要な面でございます。ただ物価高によるコストの増加などで国内航空路線の半数以上が赤字であるとの報道がなされていることは御承知かと思いますが、営利企業としましては厳しい収支状況の中でも、地域における中標津空港の重要性を御認識いただきて、中標津空港発着路線の維持確保に御協力いただいている状況でございます。こうしたことから、ANA、HAC両者から負担金をいただく考え方などは持っておりませんが、閑散期の搭乗率の改善など、そういった事業展開は今後も航空各社と良好な関係を保ちつつ、地域一丸となって利用促進に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○山口委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。再質問いたします。まず航空会社から不況の中、協力をいただいているということでしたけれども、この協力いただいていることの具体的にどのようなことかお願いできますか。

○高橋委員長 どうぞ。

○空港対策係長 空港対策係長の猿谷です。御協力いただいているというのは、赤字の中でも中標津空港維持確保に継続して中標津空港を廃線にしないというようなところで御協力をいただいているという形の御答弁でございます。以上です。

○山口委員 委員長。

○高橋委員長 どうぞ。

○山口委員 7番、山口雄彦です。再質問いたします。路線の維持ということは、中標津路線が赤字で撤退するという意味ですよね。私の感覚では中標津路線、特に中標津札幌については北海道内でもドル箱路線だと思っております。この状況の中で特に撤退というのは余り考えられないと思いませんけれども、それについてはいかがですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○空港対策係長 空港対策係長の猿谷です。中標津空港の路線なんですかけれども、航空会社のほうに要請したりですね、状況のほうをお伺いしてますけれども、中標津空港の全便、今のところ黒字化はしていないと。現状で言いますと通年を通して以前の状況でございますと、60%の搭乗率を維持できれば、通年ですね、通年60%の搭乗率維持できれば収支がとんとんになるといったような状況でございましたが、昨今の人件費高騰物価高騰などコストが軒並み上がっておりまして、国内の航空路線でございますと通年で75%は維持しないと収支がとんとんにならないといったような状況でございます。以上でございます。

○山口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ15番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。同じところの中標津空港利用促進期成会負担金について質問させていただきます。回答書では令和5年度に実施したエゾシカ首都圏マルシェ事業というの

をやられて、6年度続編としてこういったエゾシカマルシェの事業者と地元の生産者とつなぐというような事業をやられていて、大変すばらしいなとは思うんですけども、この事業者と向こうの事業者の交流がどの程度図られたのか、まず教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○空港対策室長 空港対策室長佐瀬と申します。ただいまの宗形委員の御質問に御答弁申し上げます。令和5年に実施しましたエゾシカ首都圏マルシェにつきましては、都内有楽町の交通会館で実施をいたしました。これにつきましては管内の事業者に出店を募集しましたところ、町内事業者2社と中標津農業高校が出店しております。当日は多くの商品を取り揃えまして、売り切れになるほどのような商品が出るということで大変好評をいただきました。当日は多くの商品を取り揃えまして交通会館でイベントスペースで行いましたが、マルシェ以外にも様々な地域から食品等の販売をされておりまして、会場内での出店者同士の交流、いわゆるB to Bというようなものも行われておりました。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。例えばこのエゾシカマルシェっていうことで、道東のエゾシカを向こうに持っていって販売するという、販売と言うか向こうの事業者と交流するということですので、なかなか中標津町、エゾシカ自体も96%くらいがペットフードになってしまって、あとは少ないですけども人が食べれるように加工したりとかっていうふうなことがあって、なかなかなじみが人が食べるには少ないのかなと思うんで、せっかくのこういう機会ですので、向こうの例えばシェフとか交流ができるんであるならばどんどんしてって、やっていくっていうことが一つ大事かなというふうに思います。先ほどの山口委員からのいただいた答弁なんですけども、答弁の中にもやっぱりどうやら空港路線維持できるかということで、ANAとかにも関わっていただいているのかなというふうに思うんですけども、やっぱりその空港路線の維持のための期成会かなと思うので、そういったこういう事業をせっかくやられているので、中標津町でもうそういうエゾシカ食べられるところ、前に旬の食材活用事業でエゾシカの事業をやられていましたけども、そういうので向こうでやられたことを中標津で飛行機を使って食べに来ようみたいなルートって言うかマネジメントっていうかね、そういうのを中標津町自体がもうやつてしまつたほうが、期成会でやるよりね、やつたほうがいいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○空港対策室長 空港対策室長佐瀬と申します。ただいまの宗形委員の御質問に御答弁申し上げます。まさにおっしゃるとおりでございまして、この期成会でやりましたエゾシカの事業でございますが、ANAさんとの連携事業ということで、この企画立案につきましてはANAさんが主体でやってございます。それについて期成会のほうで支援協力してるというところでございまして、このエゾシカ事業を進めておりました。首都圏でいろいろ販売しましたところ、このマルシェをやつたところでですね、やはり関心を持ってくれる方、寄ってくれる方というのは、一度口にされた方が多かつたなということが多くありました。実際私たちも売りに行って食べたことがありますというのも大半であつて驚いたところでございます。逆に地元よりも首都圏のほうが口にする人が多いのかなっていう感想もありました。あとは一方地元のほうでの理解ですね、エゾシカを食べるとかっていうことが余り機会がないのかなというふうに思います。そういうものも含めまして、ANAさんとは利用促進を図るということで期成会と一緒に、どうやつたら人に乗っていただけるかという搭乗促進の部分でいろいろ知恵を出し合ってやっております。ですので、今おっしゃられたような、食べ

物としたものを進めていくというのは、ここ数年事業としてもやっておりますので、いろんなものを使いながら搭乗利用を促進を進めていくところで、町も食品、こういったものになりますと経済振興課だけじゃなくて農林課ですとかいろんなところとも連携してくるものが出てきますので、そういう総合的な判断をしていきたいと思っています。以上でございます。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ 17 番、長渕委員。

○長渕委員 はい。4 番、長渕豊です。農業振興費のエゾシカ対策について、不用額 60 万が出たよということの要因についての御回答をいただきました。その中で個体数が減少していない現状で、目標頭数の達成に向けて猟友会や搬入業者との調整、協議を的確に実施できなかったのかお伺いします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいまの長渕委員の御質問にお答えいたします。令和 5 年度の有害駆除期間終了後、猟友会、両農協、農業事業者を構成員とするエゾシカ協議会を開催いたしまして、その中で令和 6 年度の鹿駆除目標数を千頭に設定したところですが、計根別地区の搬入業者について、協議会が開催されたあとの令和 6 年 3 月下旬に辞退の申入れがありました。その後、有害駆除が始まってから再開の申入れもいたしましたが、人手不足の状況は改善せず受け入れ再開には至りませんでした。そのようなことから、中標津地区の搬入業者と調整を行いまして、目標頭数の受け入れ体制を整え対応いたしました。また、捕獲従事者につきましては、毎年多数の捕獲実績を持つ従事者が別の事業として依頼されたヒグマ対応を請け負っていたため、例年どおりの活動ができず、他の従事者にも打診し調整を図りましたが、当事業は捕獲従事者の空き時間に対応していただいているもので、時間的余裕が確保できず目標頭数に至らなかつたものでございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 はい。4 番、長渕豊です。再質問させていただきます。今の御答弁の中では非常に苦労されてるなというのは分かりますし、これから今、熊の状況というのも非常に、これからまたますます大変なのかなというような状況もありますけども、残念ながら、今の回答をいただいた限り、駆除する頭数をきちんと目標頭数を達成できるっていうような状況にはないということになってしまふということで、なかなか見通しがつかないということになるんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいまの再質問にお答えいたします。捕獲従事者を増やしまして時間的余裕を確保することにより目標頭数を達成することを検討していきたいと思って考えております。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 4 番、長渕豊です。処理するのに受け入れるところが閉鎖してしまってというような状況なんで、根本的に持つて行く場所がないということであれば、なかなか処理できないっていうことだと思うんですが、その辺はいかがですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいま再質問にお答えいたします。処理業者ですが、ただいま中標津町では町内 1 社の事業者の方に依頼しておりますところでございますけれども、今年度の話しになってしまふんですけども、なかなかその千頭近く処理しておりますので、人の

雇うことによってそこの事業所は対応できるということをお話しいただいておりますので、恐らく大丈夫だと考えております。大丈夫だと考えております。以上です。

○長渕委員 はい。ありがとうございます。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ20番、宗形委員。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。中標津町牛乳消費拡大推進委員会負担金ということで、条例施行10周年記念事業について質問させていただきます。町のホームページには牛乳消費拡大のページはあるんですけども、10周年記念の内容の広報が一切確認できません。事業実施後の取り組みも必要になってくるのではないかなどは思いますけども、いかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○畜産係長 農林課畜産係長の山下です。ただいまの宗形委員の御質問に御答弁申し上げます。10周年記念事業の実施にあたりましては、町ホームページを通じて、随時情報発信を行っておりましたが、事業終了後の成果や結果についての広報が十分ではございませんでした。委員御指摘のとおり事業実施後の情報発信は非常に重要であると認識しておりますし、特に牛乳消費拡大に関する取り組みについては、町民の皆様の理解が欠かせないものであると考えております。今回の御指摘を受けまして、今後は事業終了後の情報発信について改善に努めてまいりたいと思ってございます。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。十分情報発信していくことなので納得しました。発信していくんですけども、事業去年度にやりましたけども、やっぱり町民がどれだけ当町でやってるんで、どれだけ町民が認識してるのであって言うと、僕ちょっと低いんじゃないかなあというふうに思うんです。なので10周年記念だって分かっている人は言っているかもしれないけども、分かっていない方はとても少なくちょっと感じます。手法って言うかですね、この間、富良野市にちょっと視察行った機会がありまして、そこの富良野ワインを見たんですけども、ラベルに富良野市もその富良野ワイン乾杯条例っていうのがあって、それを富良野ワインのラベルに貼って、本当に条文をパパパって貼つて、本当飲む方がこういう条例があってこういうふうに飲まなきゃいけないんだっていうのを認識できるような仕組みづくりってされているんです。なので、うちの町でももしできるのであればそういう、例えばですけどもね、手法として牛乳パックにそういう条例があることによって、いつできて、どういうふうに活用されているのかっていうのは、目に見て分かりやすい方法もあるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○畜産係長 農林課畜産係長の山下です。ただいまの宗形委員の再質問に御答弁申し上げます。牛乳パックへの条例の記載については、事業者との調整が必要なものでございますが、牛乳乾杯条例の紙コップというものを牛乳消費拡大推進委員会で制作しております、各種イベントへの牛乳の提供の他に、紙コップの提供も行っておりまして、その際に紙コップで牛乳で乾杯をしていただくということをしていただいております。町民への乾杯条例の浸透というところも、牛乳消費拡大の応援キャンペーンというのを過去これまで継続して行ってまいりまして、令和6年度でいけば応募総数が1500件を超えるなど非常に好評なものと捉えております。ただ、町内だけではなくて町内外問わず、牛乳消費拡大PR必要だと思っておりますし、中標津町内、牛乳各種製品が出てきておりますので、農協1者だけではなくて他の6次化を進めている農家さんの牛乳も含めて、PRを牛乳消費拡大推進委員会で進めてまいりたいと思ってございます。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。はい。今までの内容は分かりました。ちなみにこの事業にやられるときのポスターなんんですけど、ポスターを作られたかなとは思うんですけども、この事業者さん、デザインしてもらって作成してもらったかなと思うんですけど、これの事業者選定の基準と方法を教えてください。あと選定した理由ですね。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○農林課長 農林課長有賀でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。ポスターの選定につきましては、町内業者を考えておりまして、その中でのデザイン、ポスターのデザイン等を作成できるのが1社だけという認識でおりました。通常の印刷会社であればポスター・デザイン画があって、その印刷というのは可能だったはずなんですが、デザインも全て任せられるというところが1社しかなかったということから、そこに任せたということになっております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。デザインができるのは1社ということですけども、そこは指定業者、町の入札するにあたっての指定だったのか、1社ですけども何が言いたいかと言うと、町もやっぱり先ほど言わされたように、印刷会社がいっぱいあってデザインも考えてくれるかなと思うんですけど、なぜ1社だったのかなというふうな今疑問なんですよね。はい。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○農林課長 農林課長有賀でございます。ただいまの御答弁申し上げますけれども、デザインと印刷を別々に発注をかけると確かに業者多数存在することになりますけれども、デザインと印刷をまとめてということで、ちょっと考えていたものですから、そういうことになりました。以上です。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 すみません。12番、高橋です。関連質問って言うか先ほどの質問で、富良野ワインのようにラベルにワインの乾杯条例が印刷されてるのは、中標津町の牛乳パックではできないという答弁でしたか。確認したいんですけど。しないということなんでしょうか。はい、どうぞ。

○農林課長 農林課長有賀でございます。ただいまの御質問にお答えします。牛乳パックのところに印字することは、中標津牛乳にただいまの学校の生徒が小学生の絵が印字されていますけれども、そこに盛り込むことがもしかしたらできるかなというふうに思いますので、中標津農協と検討していく余地があるかなとは思います。できるできないというのはその検討後だとは思うんですけども、ちょっと今現段階でできますとはっきり申し上げることはできません。すみません。

○高橋委員長 はい、分かりました。はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ23番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。有害鳥獣対策経費で35万4670円決算されております。この事業実施で町民や獣友会の安心安全につながる事業だったのかっていうことを確認したいと思います。その前の答弁、22番の答弁だったんですけども、市街地やその周辺でヒグマ出没が19件確認されているということで、4回がパトロールされたということで、ちょっと余りに少ないんじゃないかなあというふうに思うんです。この間も市街地に出て、毎年ですけども標津川の川沿で熊出没しているというふうに認識しているのですけれども、この予算で本当に間に合っているのか、予算満額を使われていますけれども、足りているのかどうかっていうことをまずお聞きしたいと思います。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えいたします。ヒグマ有害駆除につきましては、畠に度々あらわれる熊に対して箱わなを用いた有害駆除を実施いたしまして1頭の駆除を行いました。この駆除により農業被害の他、人身被害の発生を実際に防いでおります。春期捕獲事業につきましては、捕獲従事者的人材育成を目的として位置づけております。また、ヒグマ狩猟経験者よりヒグマの行動パターンについて学習を行うなど、後進の育成に一定の効果を上げております。ハンターによりましては手法は異なるため、自身に合った技術は経験者に直接教えてもらいながら習得する必要がありますが、このような取り組みにつきましては、経験者からの意見を踏まえ、今後の育成に生かしていきたいと考えております。昨年度19件市街地周辺にヒグマが出没し、そのうち4件の獵友会のパトロールということでございましたけれども、ヒグマの出没の情報がありましたら、まずは我々役場の職員が見回りまして、そこでヒグマの痕跡、もしくは姿があれば獵友会のほうに出動要請するという形を取らせていただいております。この4件というのは余りにもちょっと町に近過ぎた、あるいは町のほうに向かっていく様子が伺えたということで緊急事態と判断し、獵友会にすぐにパトロールのほうを要請したものでございます。予算につきましては、6年度につきましては、檻の仕掛けの賃借料が1回分しかなかったもので、2回目の檻の仕掛けが発生いたしました。こちら流用によって対応いたしまして、令和7年度につきましては3回分予算計上しております。以上のことから、本事業の継続により安心安全につながるものと考えており、近年のヒグマの出没状況等を考慮し獵友会と相談しながらヒグマ対応にあたってまいります。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。檻の予算が1回分しかなくてさらに流用されて活用されたということですけども、ヒグマも多く出ている。これは町民に対してすごく被害がありますし、出ていただく獵友会にも危険がかなり伴うものかなと思います。熊もあるんですけども、ここにカラスというのもあります。他の有害鳥獣なので熊だけじゃないんですけども、その辺りの影響っていうのはなかったんですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○自然環境係長 はい。農林課自然環境係長島田です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えいたします。カラスに対する影響でございますけれども、令和6年度は527羽のカラスを捕獲しております、こちら中標津町鳥獣被害防止計画では600羽の駆除を位置づけておりまして若干ちょっと足りない状況となっております。例年であればヒグマの報償金が少し余りましたので、その分をカラスに割当てて駆除のほうをお願いしていたのですけれども、ちょっと今年度は527羽止まりとなっておりまして、カラスのほうにも多少影響が出ているものと思われます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。つまり全体として予算が全然足りていないというような見解で間違いないですね。はい。予算が足りないって話なんですけども、委員会の中でハンターさんの1時間当たりの出動料っていうかね、時給が1140円でしたよね。はい、1140円で、実質、今の最低賃金とちょっと上乗せしたくらいの金額で命をかけて出動されていると思うんですけども、これの以前に僕も金額は少ないんじゃないのかというような話しさせてもらってるんですけども、これの賃金の上げっていうのは、令和6年度は検討されなかつたんでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○自然環境係長 農林課自然環境係長島田です。ただいまの再質問にお答えいたします。単価につきましては、当町の動物を扱う作業員の時給をベースに令和6年度に値上げを検討いたしまして、近

隣市町の情勢を参考に価格を決定しまして、令和7年度より値上げをしているところでございます。こちらの金額、時給1260円となりまして根室管内では、中ほどの水準となっております。以上でございます。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ24番、長渕委員。

○長渕委員 はい。商工費のほうで570万ほどの不用額を出したってことに対する返答をいたしました。それで経営指導員には講習の受講が必須ですが、記帳指導員に資格は必要なのかということと、令和5年度の決算審査回答と同じ理由で未採用などの都合というふうに回答あったんですけども、その都合というふうに書かれてる意味はどういうことなのでしょうかということです。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 はい。経済振興課商工労働係長の沖田です。ただいまの御質問にお答えいたします。まず、2点御質問い合わせたかと思いまして、1点目、記帳指導員の資格の関係ですけれども、記帳指導員の資格は必須ではございませんが、日商簿記3級程度の知識が求められるというところでございます。また、2点目の未採用の理由等でございますけども、改めまして予算時の積算としまして、事務局長1名、経営指導員3名、補助員2名、記帳専任職員1名、記帳指導職員2名、こちらがですね、令和6年度当時0名でしたので募集予定というところでございまして、そして記帳指導員2名の人物費に対する補助として積算していたところでございますけれども、令和6年度に入り記帳指導員1名が退職というところでございまして、その後募集を行っていたが採用には至らなかつたというところでございます。また、記帳指導職員もですね、2名募集予定というところで積算していたんですけども、こちらも商工会様のほうですね、募集を行っていたんですけども、1名採用に至りましたがもう1名は採用に至らなかつたというところでございます。なお、採用に至らなかつた主な理由としては、やはり昨今の人手不足の影響もございまして、そもそも応募が来ないというようなところで話しかけているところでございます。以上です。

○長渕委員 はい、ありがとうございます。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ次27番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。答弁において各事業の補助金について内訳をいただきました。答弁より融資保証料等の支援が61件というふうに様々な融資を求める企業が多くなっている割にですね、3番の空き地空き店舗等活用事業補助金については利用が少ないと感じます。これは令和5年の決算時のときにも制度の見直しを検討していくかとおっしゃっていましたが、今回の実績を踏まえてですね、成果をどのように受け止めているのか教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 はい。経済振興課商工労働係長沖田です。ただいまの御質問にお答えいたします。まず1点目でございますけども、保証料補助と空き地空き店舗の件数の連動性というところでございますけども、改めて御説明させていただきますが、中小企業融資保証料補助は、中標津町中小企業融資制度を活用した中小企業等における融資保証料への支援となります。当該融資制度は、町内で同一事業を1年以上営んでいるということを要件としているため、町内で新規創業を行う個人、法人への創業費用の支援である空き地空き店舗等活用事業補助金の件数とは、まず連動しないと言いますか、というところは御理解いただきたいと思います。それを踏まえまして、空き地空き店舗の活用件数が少ないのではないかという御質問、また見直しはどうなのかということの御質問で

ございますけども、そうですね、予算の話しになりますので、今ここで明確な答弁は申し上げられないのですが、この空き地空き店舗等活用事業補助金というものがですね、中小企業事業者の支援施策でございまして、これまで制度の内容については、中標津町中小企業振興審議会及び部会によってですね、検討をされていたというところでございまして、この内容についてもですね、改めてですね、この部会に諮ってですね、検討と言いますか、はい、進めていきたいと考えてございます。以上です。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。確認させていただきたいんですけども、今審議会のほうで調査検討を進めているという段階ということで認識してよろしいでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 はい。経済振興課商工労働係長の沖田でございます。まだ検討には至っておりませんで、ちょっとすみません、これから話になってしまふんですけども、今年度中にですね、審議会を開催する予定ですので、その中でですね、改めてこちらが平成23年ですか、今の名前制度になってからもう10年以上経っておりますので、見直しは必要だとちょっと担当としては考えておりまして、ちょっと明確なことは申し上げられないんですけども、議題には上げていきたいなと思っております。以上です。

○平山委員 分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次29番、長渕委員。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。商工振興費の中での新商品の開発支援事業補助金について御回答いただきました。このことについては、本町の経済に対する大きな起爆剤となることから質問させていただきます。本補助金への需要というのはどの程度見込んでいたのかということと、あと事業者間交流や大手の開発者による講習会など、そういうことがどの程度開催されたのか、また、開催しなかったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 はい。経済振興課商工労働係長の沖田でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。はい。まず、本補助金の需要についてでございますけれども、本補助金につきましては、令和5年度の実績を踏まえまして、新商品開発改良事業として5件、販路開拓事業として5件を見込みまして、予算額400万円として予算要求をさせていただいたところでございます。実績としては新商品開発改良事業が7件、販路開拓事業が1件で合計8件で379万9000円の補助を行ったというところでございます。また、問合せをいただきましたが予算の都合等ですね、活用に至らなかつたものが2件程度あったというところでございます。また、2点目の事業者間交流等の開催の実績でございますけども、まず町として開催したということはございません。なおですね、この当該補助金によってですね、事業者間交流、いわゆるB to Bですかね、の参加の費用であったりですね、大手開発者からのコンサル料というのもですね、この補助金で補助対象となってございますので、こちらの補助金を御活用いただきたいと考えてございます。また、町としてこの事業者間交流であったり、大手開発者による講習会などを開催していない理由としましてはですね、様々な団体で同一ですね、講習会であったりですね、事業者間交流等行われております、やはりノウハウとしましてはそちらのほうが優れているというところもございますので、町としてはですね、こういう補助金を御用意して、この補助金を活用して事業者さんの意思によってですね、参加いた

だくのがよろしいと考えております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。今の御返答本当にすばらしいなと思いましたけれども、新たな商品を開発するという意味では、新たなカンフル剤が必要です。そういう意味では事業者間交流だとか、大手の開発者を呼び込んでのノウハウを受講するということが、新たな商品開発につながっていくと思いますし、新たな同じ町内の事業者間同士の化学反応が起きる可能性もあるので、ぜひともよろしく考えていただきたいと思います。以上です。いいです。質問じゃないです。

○高橋委員長 質問になっていないんですが。

○長渕委員 質問じゃなくて、ありがとうございましたということでした。すみません。

○高橋委員長 質問になってない以上は独り言になってしまいますので、今後注意してください。よろしいでしょうか。質疑中なんですが、ここで11時10分まで休憩といたします。

#### (休憩)

○武田副委員長 時間前ではございますが皆さんお揃いであります、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。決算審査特別委員会副委員長の武田開人です。これより委員長に代わりまして進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。32番、栗栖委員。

○栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。委託業者名、業務内容詳細などについてお伺いします。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○観光振興係長 経済振興課観光振興係長をしております篠永と申します。ただいまの栗栖委員の御質問に御答弁申し上げます。観光施設管理委託料の委託業者名、委託業務内容の詳細についてですけれども、観光施設管理委託業務は8件ございます。委託業者名、業務内容は次のとおりなんですけれども、まず一つ目が開阳台展望館清掃委託業務でございます。委託業者は広栄メンテナンス株式会社です。業務内容としては、開館日4月29日から閉館日10月31日まで毎日の展望館清掃、場所としては風除室、廊下、トイレ、1階共用スペース、2階展望回廊、屋上、パフォーマンスサークルでございます。また、4月下旬に開館前の清掃、それから11月上旬に閉館後の清掃を行っております。二つ目、開阳台観光施設管理委託業務でございます。こちらも委託業者は広栄メンテナンス株式会社でございます。こちらにつきましては年間を通しての業務となっております。駐車場、公衆便所、階段及びモニュメント、展望館、周囲の清掃点検、それから雑草木を含むごみの清掃、廃棄、そして一部除雪を行っております。三つ目です。開阳台トイレ浄化槽保守点検委託業務です。委託業者名につきましては有限会社北方産業です。駐車場トイレの浄化槽について、保守点検を通年で行っています。それから水質分析検査を年1回実施しております。4点目、開阳台展望館浄化槽保守点検委託業務、こちらも有限会社北方産業に委託しております。展望館の浄化槽の保守点検、通年で行い、水質分析検査を年1回実施しております。5点目、開阳台展望館警備委託業務です。こちらにつきましては、安定的な体制とするために長期継続契約としております。委託期間としては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。委託業者は、協和総合管理株式会社中標津営業所です。開阳台展望館1階部分でトイレを除く全ての設備を対象に、火災盗難その他の不良行為を防止するために、自動警報設備による警備を行っております。6点目です。開阳台展望館消防用設備点検委託業務です。こちらにつきましては北斗防災株式会社に委託しております。対象施設は開阳台展望館です。消防法施行法で定める防火対象物における消防用設備の適正な機能の保全を図ることを目的としており、対象設備は消火器、非常警報設備、誘導灯及び誘導標識でございます。業務内容につきましては半年ごとの定期点検、それから誤報を含む機器の異常が発生した場合の緊急対応となっております。7点目です。開阳台

展望館及び観光施設除菌清掃委託業務です。こちらは展望館清掃委託業務に附帯をし、経費の節減及び作業の効率化を図っております。そのため広栄メンテナンス株式会社に委託をしております。4月29日から10月31日の開館期間中に次亜塩素酸水による除菌作業を行っております。8点目、開陽台展望館開閉館業務委託でございます。こちらはテナント業者に委託することで経費の削減及び作業の効率化を図っております。委託業者は株式会社味のオーハシとなっております。業務内容は展望館1階及び2階の開錠施錠、それから軽微な環境整備、そして来場者数の報告となっております。以上でございます。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○栗栖委員　はい。3番、栗栖陽介です。再質問させていただきます。最後の8点目ですね、開陽台展望館開閉業務委託、味のオーハシさんということなんですが、数人の町民からこういった話を聞いたんですよね。やっぱりダイレクトに天候に左右されるということで、町の店舗と違ってそういう左右されるということで非常に企業努力をされているという話を聞きました。それでそうですね、委託業者との良好な関係を維持するための業務連絡等や、あとはですね、委託金額の整合性っていうのは今まで図られたとてきたとは思うんですが、昨今の物価高騰もありますので令和6年度では委託金額の検討はされましたでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○観光振興係長　はい。経済振興課観光振興係長篠永でございます。休業が多いという状況で、天候に確かに開陽台は天候がすごく変わりやすいので、できるだけ早めに休業が必要な場合は早めにお知らせできるようにしたいとは思っているんですけども、なかなか天候が変わることも多く、早めにお知らせできる状況にないことは大変申し訳なく思っているところですが、まずはそういった業務の連絡というのは委託業者さんともこまめに行っているところで、可能な限り早めのお知らせができるよう努めてまいりたいと思っているところです。また、委託業務料の算出についても御質問をいただきましたけれども、確かに人件費等最近上がっておりますが、業務単価については類似する業務単価を参考に、作業時間と人件費の水準を踏まえて算出をしているところでございます。こちらについても先ほどちょっと申し上げましたとおりに、テナント業者さんに委託することで経費の節減、それから作業の効率化と言うの図っているところなんですが、委託業者さんのほうに逐一何かあれば報告をいただいて、それを踏まえて年度ごとに更新していくことになるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○栗栖委員　分かりました。以上です。

○武田副委員長　この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ続いて36番、松村委員。

○松村委員　はい。15番、松村康弘でございます。企業誘致推進事業51万円、令和6年の予算委員会で地域の土地利用や諸条件も企業に対してPRして、企業誘致に結びつけたいということでございましたけれども、その成果についてお聞かせいただきたいのです。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○地域振興係長　経済振興課地域振興係長の猿谷です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。令和6年度の企業誘致推進事業51万円の支出実績ですが、全額がテレワーク誘致推進事業の補助金としての支出でございます。テレワーク誘致推進事業の実績としましては、令和6年度は電子機器開発に関する会社1件、広告代理業、人材紹介事業を営む会社が1件、建築設計会社に所属する方が1件、個人で映像、音声、文字情報制作作業を営む方が1件の計4件の利用があったところでございます。利用者のうち1件は、令和6年度中に当町で事業所を開設するに至っておりま

す。また、他の1件ですが、令和7年度中にも中標津町を再訪していただきまして、テレワーク勤務が十分に可能であるとのことから所属会社及びグループ会社の社員旅行先へ中標津町を組み込む企画提案と、自身は数年以内の本格的な移住を検討していると伺っております。その他本件の決算と紐づく支出はございませんが、企業から進出のオファーがあった際には関係部署と連携して、町として丁寧な対応を心がけておりまして、いわゆるオーダーメード型の企業誘致施策とはなりますが、近年でも飲食店、小売店など複数の企業の進出が図られておりまして、これらも成果であると考えているところでございます。以上でございます。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○松村委員　15番、松村康弘です。再質問をさせていただきます。テレワーク事業以外の部分での成果についてもお聞きしました。昨日、中標津町のホームページに関しての議論も随分いたしましたけれど、中標津町自身が企業に対して情報発信をどの程度しているのだろうか。いわゆる先ほどオファーがあった場合というふうに話しがありましたけれど、毎日の新聞の中にも非常にメッセージ性の富んだ広告を出している企業はあります。このメッセージを作った担当者というのはどんな思いでこれを私たちに届けようとしているのかとか、そういうところからそれを褒めるとか共感するとかという部分のメールを送るとか、そういうこちら側から企業に働きかける、特に我が中標津町に来てほしい製造業、特に製造業は中標津町比率が低いのですけれども、そういう部分においてそういう努力というのはされてきたのでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○地域振興係長　経済振興課地域振興係長の猿谷です。令和6年度の予算審査特別委員会で松村委員から御提言いただきました企業の情報を収集し個別具体的な企業にこちらからアプローチをかけるといったような活動でございますが、企業側に個別提示できる土地や支援策などの材料が乏しい中では、こういった企業誘致を進めていくことは困難でありまして、そのような活動には至っていないのが現状でございます。しかしながら、書面でも回答しましたとおり、第7期総合計画ですか都市計画マスターplanなどで、町の将来ビジョンを示すことで企業側が町の施策を知ることや産業振興奨励金制度など、こういった環境整備も企業側の進出意欲を高めることになっているものと考えております。また、企業から相談があった際に丁寧に対応するという一見地道な努力であっても、企業誘致に結びつくものであると考えております。当町はそれら関係部局と連携した取り組みの中で、様々な飲食店ですか小売店など、様々な企業に出店進出していただいておりまして、現在の方法においても成果が出ているものと考えております。以上でございます。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○松村委員　はい。15番、松村康弘でございます。再々質問になります。私の過去の発言を控えておいていただきまして、非常に感謝いたしております。問題は中標津町が企業に対して、集中的にどんなメッセージを出しているのか。私は地球が丸く見えるまち中標津町からこのような御挨拶をいたしますでも、相手にとっては非常に大きなインパクトがある、そういう町なんだと思っております。昔、C I コーポレーションアイデンティティっていう言葉を使って、アピールする種みたひなものの中の中心をつくり上げようという部分がありましたけれども、今の中標津、今の御答弁を聞いていると中標津町にはそういう売りを立てるものがすごく弱いという自覚があられるのかなと思います。私は決してそうは思っておりません。我が中標津町は相当強い、そういう底力を持っていて、それをどれだけ積極的に発信して企業にこっちを向いてもらうかということだと思っていまして、今後とも努力をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○地域振興係長 経済振興課地域振興係長の猿谷です。松村委員のおっしゃりますとおり、担当としましては現在の中標津町の環境はとてもすばらしいものであると認識しております。個別具体的な企業にそのようなPRを個別に行っていくことというのはちょっと難しいことと思っておりますが、現在の中標津の環境においても多数の企業が自ら進出していただいていることを考えますと、この町を広く知っていただくことこそが、企業誘致の推進策ではないかと考えておりますので、関係施策と連携した中でまちの魅力を広くPRする、情報発信力を強化するというようなことは引き続き努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松村委員 はい。よろしくお願ひします。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて39番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。多文化共生推進事業について質問させていただきます。国際交流員、2名着任したということで、答弁書の中にもあります技能実習生に対してですね、どのようなサポートを行ったのか件数を詳細に説明をお願いいたします。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうから、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。多文化共生推進事業におきますサポート事業、こちらにつきましては、まず用務上必要がない限りは名前であるとかビザの種別、こちらについては確認を現在行ってはおりません。ですので、今回御質問いただきました技能実習生に限定するようなサポート実績を明示していくってなかなか難しいところもございますが、書面答弁におきましては、私どもで把握する限り確実に技能実習生に対して行った令和6年度のサポート事業を記載をさせていただきました。それをちょっとお話しをさせて御説明をさせていただきたいと思います。個別におきましては、行政手続における相談や通訳、こちらにつきましては主に窓口の対応、また電話、それからフェイスブックのメッセージによる対応、こちらを行っております。こちらにおきましては具体例といたしましてはベトナム人、それからインドネシア人の技能実習生からの行政相談の通訳の支援であるとか、ビザの手続に関する相談、こちらのほうを受けております。また、令和6年9月になります。こちらはベトナム人の技能実習生を雇用している町内の事業者から相談を契機といたしまして、町のごみの分別ポスター、こちらをまずベトナム語への翻訳を行い、また、CIRの語学を生かしましてロシア語それから英語、こちらの多言語化を行ってございます。また、令和7年3月には日本語の勉強会、こちらを開催しております。こちら主に町内で働く方であったり町内の事業者、外国人の住民、こちらを対象に行っておりますが、12名参加いただきましたが、この中には技能実習生が3名参加をいただいております。また、書面答弁には記載しておりませんが、先日JICAfeの委員も御参加いただきましたけども、交流事業、こちらを令和6年度は合計で13件ほど開催をしております。外国籍の方、延べ人数で200名程度参加をいただいていると把握をしてございます。こちらは冒頭申し上げましたが国籍であったりとかビザの種別、こちらの分類は行っておりませんが、私どもの確認した中ではベトナム人、それからミャンマー、インドネシア人、こちらの技能実習生の参加を確認をしてございます。この交流事業には本町における生活サポート、それから交流のサポート、こちらの意味合いもございますので、この場で参考までに御報告をさせていただきます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。はい、様々なCIRの方が活躍されているのかなというふうに思います。最初予算委員会のときに、なぜこの方がベトナム人

とキルギス人なんだというようなお話をしたときに、ベトナム人が今1番中標津町に住まわれていて技能実習生もいるからだというような答弁だったかと思います。なので、ベトナム人もいろいろ参加してもらって通訳の、例えば事業者の案件だとごみの分別の翻訳もしてもらったとかっていうことなんですけども、やっぱり彼ら来てもらっている彼らは、やっぱりほとんど日本語ができない状態なので、今言わされた生活のサポートとかもう少し細かく分類と言うか、本当に何で言うんでしょうね。日本語のサポート、直接では伝えられない、事業者に伝えられないサポートとかっていうのは結構あるんです。なので、そういう広くではなく、もうちょっと細かい目線で彼らを使ってあげられると、彼らの本当の能力って言うか、やっぱりそういう日本語に長けてますので、そういう事業者さんがつながりとかやっていけるのかなあと、サポートできるのかなとは思いますけども、その辺りの事業の深みって言うか、中身についてどのように考えていますでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○経済振興課主幹　経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えを申し上げます。ちょっと私着任前ではございましたけども、御意見の中で委員会のほうでしょうか。せっかく来るCIRのマネジメントに関する御意見をいただいていたように記憶をしてございます。せっかくそういう有益な能力の高い方、来られるものを使いこなすのは我々の責任であると思っております。そのような中で外国のサポート、さらに深みを求めるという御意見ごもっともと考えてございます。今年度は今度の日曜日にも実は開催いたしますが、日本語の扱いが難しいという方に向けて日本語の学習会、これを今年度新たに立ち上げてございます。今年度、3月までまず実施していくということで、なかなか我々も検討しながら、いろいろCIRと相談しながら進めているものもございます。このような形でスポットでさらに困っている方の相談を受けながらですね、対応していくという当然のことだと思いますので、よりその辺り私たちも入りながらですね、事業を多角的にそれから複数回開催してまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。以上です。

○武田副委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。すみません。次の質問に進む前に説明員の方にお願い申し上げますが、すみません。委員のほうもメモを取りながら聞いておりますので、もう少しだけゆっくりしゃべっていただけると、記録の都合もありますので、よろしくお願いします。それでは続きまして40番、武田になります。1番、武田開人です。外国人財誘致推進事業においてですね、こちら事業評価が曖昧ではないかということで質問させていただきまして、答弁をいただいた中では外国人財誘致推進事業の設立時の成果指標として、在留資格の審査交付率を1割ずつ押し上げるということを設定されたということで、令和5年が審査交付率62%、6年度が58%で若干落ちて、令和7年度には93%に審査交付率が上がったというふうな記載がございます。ただこの審査交付率というのが、これが上がった経緯というのが日本語学校ですね、町内にある日本語学校が令和7年度、令和6年度中に適正校に認定されて、令和7年度の交付率としては93%に上がったというふうに記載されております。なので、この審査交付率の上昇に関しては海外プロモーションの成果等と直接結びついていないのではないかというふうに考えたのですが、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○経済振興課主幹　経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。本事業、まずこの外国人財誘致推進事業につきましては、日本語学校の開校を機に多様な外国人材を誘致する目的で令和5年度に創設をしてございます。創設当時、創設の当時ですが、まちづくりの基本計画と言います総合計画におきまして、適切な本事業に対する適切な目標設定がなかったという状況がまずございます。その中で、この事業の財源が留学生の誘致並びに支援を目的とした特別交付税であるという都合もございまして、成果指標といたしましては書面答弁

にあるように、在留資格の審査交付率、こちらの上昇に定めて、そのような説明を行った事実がございます。ですので、この海外プロモーションのKPI目的ということではなく、外国人財誘致推進事業全般の目標として、まず御理解をいただければというふうに思っております。続きまして御質問の審査交付率につきましてですが、この新規校、新しくできた学校につきましては特に厳しい審査が法務省出入国在留管理庁において設けられておりまして、在留資格の交付率が低くなる傾向にございます。このため、この事業により優良な留学生の誘致に取り組むことで申請者の人数ではなくて、質の向上を図るものでございます。こちらのほうが図られまして、交付率の上昇による誘致の推進を期待したものでございます。なお、参考までですが、本事業開始前の令和3年度につきましては交付率は12%、それから令和4年度につきましては11%という審査の交付率となってございます。なお、この事業開始後、様々な御意見をいただきしております。これら議会の御意見なども含めまして、現在は留学生だけではなく多様な人材の誘致にも可能な中で取り組んでございます。今後の指標といたしましては、現在、総合発展計画の後期計画を策定中でございますので、その中で多様な外国人材の人数につきましても、目標として盛り込んでいければと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○武田副委員長 再質問させていただきます。1番、武田開人です。ただいま御丁寧な答弁いただきましたが、やはりやっぱり審査交付率で見た場合、プロモーションの成果というのが直接あらわれにくいのではないかというところもありまして、こちらは審査交付率と交付者数が記載されていますので、逆算して審査に応募された方の人数を私なりに計算してみたんですけども、令和5年度が62%で32名なので、応募された方審査申請された方が52名、同様に令和6年度が60名で、令和7年度が60名になるのかなというような計算になったんですが、これで言うと答弁の中にもありますようにプロモーション等の成果が翌年度以降にわたり顕在化していくというようなお考えということですが、令和7年度については、少なくともこちらプロモーション始まって2年程度経つてますので、何か効果が出てきているのかなと思いますが、審査交付率が上がっていますが、在留資格の審査の申請については令和6年度の60名から令和7年度60名と変わらずと言うところになってますが、この点についてこちらの事業が効果的に行われているのかどうかという評価はいかがなんでしょうか。はい、お願いします。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをいたします。令和6年、令和7年の申請者が60名で同じじゃないかというお話しかと思います。学校の定員が60名となってございますので、そちらにつきまして60名がアッパー、それより増えることはまずないということで御理解をいただきたいと思います。そのような中で、令和6年は58%で審査交付率なんですが、ビザ交付を受けましたが入学しない方もいらっしゃいますので、必ずしもその生徒数とイコールになるわけではございません。ここをまず御理解いただければと思います。そのような中で交付者につきましては令和6年が35人に交付をしている。そして令和7年は56人に交付をしているということで、適正校に上がったところで確実に交付率は上がっているというところでございます。また、繰り返しになる部分がありますが、成果指標の中における交付率につきましては、申請者の数が多いから上がるというものではなくて、やはりその方の金銭的なバックボーンであるとか、それから国の信頼度、その方の家庭の信頼度、これらが審査交付率は如実に反映されます。そのためにはやはり優秀な生徒さん生徒候補者に志望いただく、このためにはまず本町の名前を知っていただくこと、そして競争を生む、倍率を生むことによって優秀な生徒候補者が来ると、このように考えておりますので、この辺りを総合的に審査交付率を成果指標、目標として上げたというふうにして事業を創設しておりますので、御理解いただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○武田副委員長 再質問させていただきます。1番、武田開人です。それでは60人がアッパーで申請しているうちの審査交付率が上がってるということだったんですが、優良な留学生の確保ということですが、それは現地のほうでは実は60名以上の応募希望者があって、その中で何か一旦、足切りじゃないんですけど、そういった基準下で選定されているということでしょうか。はい、お願ひします。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをいたします。生徒募集の詳細まで正直今把握している資料はございませんので明確に御答弁は難しいですが、定員60名を満たしているということで、少なくとも60名以上の応募あったというふうに理解をしていくところでございます。以上です。

○武田副委員長 分かりました。私のほうからは以上です。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて41番、こちら続いて私1番、武田開人です。外国人財誘致推進事業の中で海外プロモーション実施されていますが、こちら海外プロモーションの要求水準書、公募型のプロポーザルの資料が町のホームページの中で令和5年度分しか見当たらなかつたので、それに関連する要求水準書も令和5年度の分しかちょっと私は見つけることができなかつたのですが、令和6年度について同様な要求水準書等はございますか。お願ひします。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうから御答弁を申し上げます。御指摘のありましたとおり、令和5年度、この事業創設の際、プロポーザル方式により業者を選定しております。その際は町のプロポーザル方式業者選定実施要綱第12条に基づきまして、要求水準等説明書を交付をしてございます。その翌年以降6年度、7年度につきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号及び第7号の規定に基づきまして、随意契約により契約を締結をしてございます。その際は仕様書にあたります委託業務処理要領、こちらを交付してございます。内容につきましては、要求水準説明書とおおむね同様の内容かと理解をしております。以上です。

○武田副委員長 再質問させていただきます。1番、武田開人です。海外プロモーションについて、令和5年度から令和6年度で改善されたということで、当初、留学生の誘致が主な目的だったところだと思うんですけども、それ以降町内事業者も同行してのプロモーション等ということで若干内容が変わっていると思うんですが、それに関しても新たに公募はせず、令和5年度に募集したところで委託をしたというところで間違いないですか。はい、お願ひします。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをいたします。令和6年度から様々な御意見、留学生だけではなく外国の就労の人材であるとか、多様な人材を募集することも入れていきたいとそのように考えまして、町のほうの予算におきまして、民間の事業者様を帯同するようなものを行ってございます。ただこの事業の海外プロモーションの形式につきましては変更はございませんので、プロポーザル方式ではなく委託仕様書にあたります委託業務処理要領、こちらのほうを交付して対応いただいているというところでございます。パンフレットの作成であるとか、それから動画の作成、こちらにつきましては、令和5年度の事業と変更はない、そのように御理解いただいてよろしいかと思います。以上です。

○武田副委員長 私からは以上です。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして42番、私が続きますが1番、武田開人です。空港利用促進対策事業として計上されているものの中で空港活性化事業、こちら支出の中で入っておりますが、こちらの具体的な事業内容を御説明いただけますでしょうか。はい。

○空港対策係長 空港対策係長の猿谷です。42番で書面で回答しておりますが空港活性化事業429

万4607円の具体的な部分ですね。はい。空港活性化事業429万4607円の具体的な事業内容でございますが、まず一つ目は、中標津空港へのF D Aチャーター便就航を記念する歓迎イベントに係る支出でございます。令和6年度は高知空港から中標津空港へのチャーター便が企画されまして、多数の御予約をいただいておりましたので、発着に合わせて歓迎イベントを企画し管内各市町のノベルティをお配りする予定でございましたが、残念ながら台風が直撃しチャーター便が欠航となつたところでございます。もう一つ、こちらが空港活性化事業、令和6年度の事業額の主な部分を占めておりますが、中標津と新千歳丘珠を含む札幌線の航空ネットワークの持続的な発展を目的として、札幌駅前地下歩行空間で壁面広告を4週間掲出しまして、その期間中2日間、ANA、HAC、JAL、管内自治体合同でPRイベントを実施したところでございます。こちらはライバル関係にあるエアライン両社と自治体が連携し同一の取り組みを行うということで、極めてまれな事業として報道されたところでございます。こちらの事業につきましては、中標津空港と中標津空港とつながる新千歳空港、丘珠空港のPRを行ったもので、事業費の半額に北海道の航空課から道内航空需要創出広域連携事業補助金というのをいただきまして、そちらを使っております。以上でございます。

○武田副委員長 私からは以上です。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして46番、1番、武田開人です。まちなか賑わい推進事業、こちらの事業評価をどのように評価しているのかということで説明願いましたが、答弁書の中で事業の性質上定量的な成果指標の設定は困難であるというふうな御答弁をいただいております。ただ一方で、各種事業者、例えば宿泊であったり今の空港の利用もそうですが、そういったところで何か利用者の増加、肌感覚ではあると思うのですが、そういったところのを調査してですね、この事業の具体的な成果を何か評価するということはできないのでしょうか。はい、どうぞ。

○商工労働係長 経済振興課商工労働係長の沖田です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。書面回答させていただいた内容と一部重複するんですけども、今回の当該事業につきましては、中標津町商工会などが主催するまちなか賑わい秋の陣及び中標津はしご酒大会の開催に対する補助金となります。いわゆる他団体が開催するイベントに対する補助金というところになりますので、町として定量的な目標を設定することは難しいと考えてございます。また、今委員から御提案いただきました成果指標につきましては、まちなか賑わい秋の陣及び中標津はしご酒大会の主なターゲットは町民及び近隣自治体の方となってございますので、御提案のあった宿泊者数であったり空港利用者の等のですね、定量的な目標設定は難しいと考えてございます。以上です。

○武田副委員長 はい、分かりました。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして47番、阿部委員。

○阿部隆弘委員 はい。6番、阿部隆弘です。主要施策の新商品開発等チャレンジ支援事業について成果等を御回答いただきましたが、報告いただきました新商品開発改良事業で7件、それと販路開拓事業で1件とありましたので、それぞれの事業内容について詳細に説明いただくことは可能でしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○商工労働係長 経済振興課商工労働係長の沖田です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。こちらも一部書面回答と重複させていただきますけども、改めて御説明させていただきます。今回新商品開発改良事業として7件活用されまして、活用されました事業者様の業種としましては、製造小売業が5件、飲食業が1件、土木農林業が1件となってございまして、具体的な内容につきましては、シイタケを使ったスナックの開発でありましたり、既存のアイスクリームのパッケージの改

良、また鹿の骨を使ったペットフードの開発等に活用されたところでございます。また、販路開拓事業では1件活用されておりまして、業種としましては酪農業で1件活用されてございます。具体的な活用内容としましては、こちらの事業者様が令和4年度のアフターコロナに向けた特産品開発等支援事業補助金を活用された事業者様でございまして、その際に開発された新商品のウェブによる発信の取り組みに活用されたところでございます。以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。続きまして48番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。旬の食材活用推進事業、約2年間にわたり行われた事業であります。答弁の中でハッシュタグキャンペーンなどをやって、このインスタのフォロワーが1390人まで非常に多くのフォロワーを獲得したとあります。現在、今朝見たところ1399人、今でもフォロワーが増え続けているこのインスタのアカウントを、せっかくこれだけのフォロワーを得たので、このまま停止させて古い情報を流し続けるのは非常にもったいないなというふうに思うんですが、この活用などは令和6年度中、また現在に至るまで続いているので、何か考えられないんでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○観光振興係長 はい。経済振興課観光振興係長をしております篠永です。ただいまの江口委員からの御質問に御答弁申し上げます。当該インスタグラムアカウントにつきましては、旬の食材活用推進事業の広報の一環として開設をして、旬のごちそうが味わえる町としての魅力発信を目的に運用してまいりました。御意見をいただきましたとおり、多くの方にフォローをしていただけたことは本当にありがとうございました。アカウントは事業の一環として運用していたもので、現在は発信する内容ですとか体制がないため新たな投稿は行っておりません。そしてですね、その古い情報を発信するということになって、御意見をいただいたとおりなってしまうんですけれども、アカウントの取扱いとしましては、これまでの取り組みですとか発信内容を閲覧できるように、アカウントは残しているところなんですかね、一応ですね、インスタグラムのアルゴリズムでは最新の投稿を優先表示するため、投稿が途絶えたアカウントは自然とタイムラインやおすすめに出なくなる、皆さん自分が自分がフォローしたこと、だんだん忘れていくような状況になっていくかと思うんですけども、ちょっと不思議なことに急に増えてしまったんですけれども。はい。ですので投稿を停止してから現在半年程度で経過しました。今後につきましてはまず、不適切なコメントですとかスパムなどといった放置リスクにつながらないかどうかの点検っていうのを行っていき、投稿停止から1年後程度をめどにアーカイブとして残すために、非公開の設定を行おうと思っているところでございます。はい。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 アルゴリズムでおすすめが自然にされなくなるという部分は分かるんですが、実際にフォロワーが増えているというところで、例えばですね、インスタで中標津のグルメとかランチとかというワードで検索などされた場合にはひっかかってしまう可能性がありますし、その中でもう事業終了しましたとかっていう書き込みもないで、やっているんだろうなっていうふうに思われて、町内外の方がそのお店に行ってやってないっていうことが万が一起こってしまってはというところを思いますので、非公開にするのであればそれもありかと思うんですが、ただこのやはり1400人ぐらいのフォロワーさんというのは非常にもったいない感じがするので、例えばこのままアカウントをこれまでのアーカイブはそのまま残すとして、タイトルとかも全部変えて、商工会ですか

飲食業連合会さんのほうで引き続き町のグルメ紹介サイトのように活用していくだとか、そのような方法というのは考えられないんでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○観光振興係長 はい。経済振興課観光振興係長篠永でございます。ただいまいただいた再質問についてお答えをさせていただきます。引き続きアカウントを他の団体等に有効活用をしていただくということについては予定しておりません。一応、それぞれの団体のほうで既に運用しているもの、公開しているもの等があるかと思いますので、このアカウントフォローしていただいた方っていうのは、旬の食材を活用した中標津のごちそうが味わえるっていうテーマに引かれてフォローをしていただけたものと思っております。非常に多くの方にフォローをしていただきましたが、フォローの属性としましても、どちらかと言うと本当に食に関心の高い方たちにフォローをしていただけたというふうに思っているんですけれども、そういったフォローをしていただいた方が、また違う団体の投稿が始まったときに、どういった印象を持たれるのかっていうことも大事に考えていかなければ、そういったことを検討するのであれば、そういったどういった印象を抱かれるのかっていうこともしっかりと考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。また、ちょっとこんなにせっかく多くの方に本当にフォローをしていただけたので引き続き中標津町の何か発信できたらいいのかなというふうにも思いましたけれども、この多くの方に注目していただけたっていうのは、おいしいものをきちんとおいしいものとして認知していただけるように、カメラマンさんとかも同行して写真を撮って、その素材を使って発信っていうのを行ったという部分もあります。そういった体制的な部分もあっての成果かなというふうに認識しておりますので、このインスタグラムについてはそういった体制もとれなくて事業の終了もしておりますので、先ほどお話をしたようにアーカイブとして残すために非公開等の整理をしていくっていう形をとりたいと思っています。ただ、先ほども御意見いただいたように、まだ多くの方にフォローしていただいている状況で、このメニューの提供はあるんじゃないかというような誤解を与えるという可能性は確かにありますので、非公開にする前に、一度、この事業のほうは終了しておりますというような周知を行うということも必要なのかなというふうに思いました。ありがとうございます。以上でございます。

○武田副委員長 すみません。委員の皆様にも再度お願い申し上げますが、再質問の際も議員番号と氏名を述べてから発言のほうをお願いします。はい、お願いします。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。今おっしゃられたように、例えばインスタであればトップに固定で事業の終了を周知していくことの必要性があるのではないかというふうに感じます。それとともに町のホームページにも現在まだリンクが残されていて、そちらのほうも事業終了という部分がうたわれていないので、併せてそのような周知をしていくことが必要ではないかと思うんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○観光振興係長 はい。経済振興課観光振興係長篠永でございます。ただいまの江口委員からの御質問について御答弁申し上げいたします。確かに町のホームページに掲載している事業記事というものは、そのまま載せている状況でございます。また、こちらにつきましては情報の混乱を避けるために終了のお知らせをした後、削除を行いたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○江口委員 以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければこれで経済部の説明を終わります。ここで13時まで休憩といたします。お疲れ様です。

# 決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月7日（金） 議場

## 【建設水道部】

○高橋委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。本審査前にお願いをしたいことがございます。説明員の方は举手の際、はいと声を挙げていただくように改めてお願ひいたします。また、マイクを自分の口元に向けていただきますように併せてお願ひいたします。それでは建設水道部の本審査に入ります。2番、山口委員。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦でございます。住宅使用料の徴収については、大変苦労されていることは理解しております。答弁では背景や要因を分析し悪質なケースへの法的措置を含む効果的な対策を研究とありますが、本当に困っている方は別としまして、悪質な方には法的措置を研究ではなく、法的措置で対応されてはいかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○住宅係長 住宅係長の池内です。山口委員の御質問にお答えします。住宅使用料の未納者への法的措置に関する御質問についてですが、前段の質問で回答させていただきましたとおり、担当者としても特に悪質なケースについては法的措置の検討が必要だと考えております。過去の具体例として、平成28年度には一定の収入があるにも関わらず、多額の住宅使用料を長期間滞納し、町からの再三の納付指導にも応じず、訪問時には居留守を使うなどの悪質なケースがありました。このケースでは法的措置を講じた結果、和解という形で解決に至りましたが、その後は滞納が発生した場合には督促状の送付や電話での催促に加え、本人との面談を徹底し生活費の収支状況を詳細に確認の上、納付計画を作成し継続的な納付管理に取り組んできました。その結果、平成28年度当初に約3400万円あった滞納額は令和6年度末には2063万8030円まで減少しております。公営住宅の入居者は低所得者や生活保護受給世帯が多い状況です。そのため担当者としては法的措置をする前に、まずは滞納者の収支状況などを十分に把握し個別の事情に応じた納付計画を作成実行し、少額でも確実に滞納額を解消していくことが重要であると考えております。その上で悪質なケースへの法的措置についても念頭におきながら事務を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○山口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次に3番、長渕委員。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。土木道委託金の樋門操作についての御返答いただきました。その中で災害発生時の判断基準及び指示系統はどうなっていますか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○管理係長 管理課管理係長の石塚と申します。ただいま長渕委員の御質問にお答えいたします。災害発生時の判断基準と指示系統はと言う御質問でございますが、こちら既に洪水などが災害が発生している場合や、樋門施設のある地区に避難指示が発令されたときは、樋門施設の巡回や操作は行いませんが、御質問の趣旨につきましては災害が発生する前段階の樋門施設の巡回や臨時操作する際の判断基準というところでよろしいでしょうか。はい。それではまず初めにですね、樋門施設の巡回や臨時操作をする上での指示系統について御説明申し上げます。樋門操作の委託業務につきましては北海道から町が委託を受けた後、町から民間業者へ再委託を行っておりまして樋門施設の巡

回や臨時操作に関する指示につきましては、河川管理者である北海道から町が指示を受け、北海道の指示に基づいて町から採択した民間業者に対し実際の巡回や臨時操作を指示いたします。次に樋門施設の巡回や臨時操作を行う判断基準でございますが、大雨警報や洪水警報などが発表されたときや洪水などの災害が発生する恐れがあるときに警戒態勢に入ります。また、河川の水位が上昇し住宅などがある堤内側へ河川の流水が逆流を始める恐れがあるときは、樋門施設の水位を確認するために巡回を行います。さらには河川の水位が上昇し住宅などがある堤内側へ逆流を始めたときは、または逆流を起こす状態が明らかになると樋門施設のゲートを全て閉める操作を行うことが北海道との委託業務契約に定められております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。再質問させていただきます。今、樋門についての運用についてお聞きしましたけれども、大小様々な樋門があると思いますけれども、その水位の確認というのを、今道からの計画だとかそういうことについて動き出すというふうに聞きましたけれども、水位観測員として委託していると言うか任命されている方がいると思うんですが、他の町村なんかでは近くに住む住民の方が担っているというふうに聞いていますけれども、中標津はどのような形になっていますでしょうか。

○高橋委員長 はい。

○管理課長 はい。管理課長の徳永でございます。ただいまの長渕委員の御質問に回答いたします。中標津町もですね、以前は樋門の近くの農家の方に管理人としてやっていただきて、管理巡回などをやっていただいた経緯がございます。しかしこれは、高齢っていうこともあつたりだとか若い手がいないっていう部分あります。近年は町が委託を受けて、町から現在は建設業者のほうに再委託をしているという状況であります。以上です。

○長渕委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ4番、山口委員。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦です。貸地料と貸家料について詳細の説明をお願いします。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○管財係長 はい。建設課管財係長の中川です。ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。建設課管財係における貸地料でございますけれども、貸地料は1603万1442円でございまして、貸付件数は116件、貸家料は297万6132円でございまして、貸付件数は4件となっております。貸地料の貸付件数116件のうち、年間契約は81件、一時使用は35件となっております。貸家料の4件につきましては、4件とも年間契約となっております。以上でございます。

○山口委員 はい、委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 7番、山口雄彦です。再質問いたします。今の116件と4件につきまして、どのような貸付先と言うか相手先と言うんですかね。それは具体的には難しいですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○管財係長 建設課管財係長の中川です。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。年間契約81件のうち、企業団体は63件、個人18件、一時使用は35件のうち、企業団体は28件、個人は7件でございます。貸家料の4件のうち、企業団体は3件、個人は1件でございます。以上です。

○山口委員 はい、委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 はい。7番、山口雄彦でございます。再質問いたします。こちらの貸家料、貸地料につきまして、妥当なところで値上げとか言うのはいかがですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○管財係長 建設課管財係長の中川です。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。貸地料及び貸家料の見直し、値上げでございますけれども、貸地料につきましては3年ごとの固定資産税路線価の見直しに合わせて実施しております、直近では令和7年度に見直し値上げを行っております。貸家料につきましては建物の状況によりますけども、現状維持を基本に、その場所の状況におきまして適切に判断しながら検討してまいりと考えております。以上でございます。

○山口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ5番、これは私で12番、高橋善貞です。旧標準線跡地等草刈業務委託料について質問させていただきます。答弁書を見ると、単純に昨年度の予算を予定価格として、委託業者はその価格どおりに見積り提出して業務処理をしてるので、特に問題はないっていうような書かれ方をしています。通常は発注者側で委託業務の業務費を積算して予定価格を決めていくべきではないかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょう。はい、どうぞ。

○管財係長 建設課管財係長の中川です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えいたします。令和6年度の旧標準線跡地を含む4か所における草刈業務ですけども、予定価格につきましては私どもで算出方法を基に計算しておりますけども、5年度6年度につきましては変わらない形でいまして、それでしたけども、繰り返しの回答になりますけども、いずれも予定価格の範囲内であったため契約が成立しておりますので、このことから予定価格が諸経費の上昇分に対しても対応できる金額であったと判断しております。以上でございます。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。再質問させていただきます。人件費も上がっていて、ガソリン軽油の価格も高騰してきている状況で、令和5年から6年に關して価格の上昇は全くなくて前年度と同じ予算になりました。同じ予定価格になりましたというのはかなり無理があるんじゃないかなと私は思うんですが、職員の給料もそうでしょうし、令和5年6年に対して相当物価が上がっていると思うんですよね。その観点はちょっと違うんですが、価格の上昇はなかったという判断なんでしょうか。はい、どうぞ。

○管財係長 はい。それら価格の上昇も分かっておりましたので、令和6年度において草刈業務を契約締結した3件の受注者に聞き取りを行っております。その際ですけれども労賃等の上昇を受けて今後の物価動向を見据えて、町で設定していた予定価格が妥当であったかを直接業者さんに確認したんですけども、3件の受注者からは経費などは上がっておりますけども、当該草刈業務は少額業務であり6年度は問題ないと回答をいただいたところでございまして、受注者が不利益を被ることがなかったと判断しております。以上でございます。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。117万の委託料が少額なのかちょっと私は判断できませんが、この委託業務と同じ発注方式をとっている委託料について、この業務の他に何件ぐらいあるのか、答弁書の聞き取り調査を全ての委託業務に実施していくべきじゃないかなと思うんですが、この3件以外はやらないということでしょうか。

○管財係長 すみません。4件、草刈業務があったんですけども、3件は2者見積りで、そのうち2件は同じ業者でした。そのうち1件が1者随契ということで、4件の業務に対して3件の業者ということでしたので、3件という形での回答となりましたところです。以上です。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。質問は調査をこの3件だけに価格の高いか安いかの聞き取り

を行うだけであって、他の委託業務、草刈以外にもたくさんあると思うんですけど、その聞き取り調査はしていかないということなんですか。はい、どうぞ。

○管財係長　はい。建設課管財係長の中川です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えいたします。

現状管財係におきまして、委託業務は草刈業務だけとなっておりますので、それ以外の聞き取りに関しては予定しておりません。以上でございます。

○高橋委員長　もう一度、すみません。12番、高橋善貞です。もう一度ちょっと聞きますが、一般的の建設業務の中で委託料というのはかなり出てくるはずなんです。この標準線の跡地以外でも草刈の委託料が出てくると思うんですけど、その辺の実態調査はしないんで、標準線の跡地だけが実際の実勢価格に合ってるか合ってないかの調査をするということなんですか。はい、どうぞ。

○建設課長　建設課長不藤でございます。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えさせていただきます。当該業務以外の草刈委託業務につきましては、町で財政課のほうからその請け負った業者さんに確認するようにと言うことで、私たちも標準線の草刈について調査、聞き取りを行ったところでございます。なので他の草刈委託業務につきましても、それぞれの担当課のほうで確認していると思っております。以上です。

○高橋委員長　12番、高橋善貞です。財政課から指示があつて委託業務の実勢価格について調査するようにと言う指示があつたということは、建設水道部だけじゃなくて、他の部局もそういう調査はされているものと考えていいんですね。はい、どうぞ。

○建設課長　建設課長不藤です。そのように認識されて問題ないかと思います。以上です。

○高橋委員長　はい、分かりました。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ6番、松村委員。

○松村委員　はい。15番、松村康弘でございます。景観形成推進費における景観審議会の開催実績についてお聞きしましたところ、1回という返事が答弁書に載っております。審議内容について、景観法に基づく届出状況ということで表が載っております。景観審議会はいつ頃開かれたのか。それからこの景観法に基づく届出状況というのはどのようなものがあったのか、まずお聞かします。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○都市計画景観係長　都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。まず開催の日時につきましては、令和7年2月18日火曜日、1時30分から2時30分の1時間開催したところでございます。また、景観審議会における報告事項の1番、景観法に基づく届出状況の詳細につきましては、届出について工作物の新設が3件、工作物の修繕が1件、開発行為及び建築物の新築が1件の計5件、次に行政団体からの通知について建築物の新築が1件、建築物の改築が1件、建築物の修繕が1件の計3件、次に軽易な行為として、届出の提出は不要となる適用除外行為について、工作物、附帯設備の撤去、増設が3件、工作物の修繕が1件の計4件、最後に過去に届出が提出されたものに関する完了報告につきまして、開発行為、宅地造成が1件、工作物の新設が1件の計2件について、報告をしたものになってございます。以上です。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○松村委員　はい。15番、松村康弘でございます。景観法に基づく届出状況についての報告は聞きました。この景観審議会は景観審議委員の発意において、中標津町内における景観の問題について問題提起をして議論して、審議会としての見解を町長に示すことができるようになっています。今般、例えば去年も問題を指摘しましたけれど、中央通り沿いにカーテンのないガラスで向こうが素どうしのような、壁のひどく傷んだ店舗みたいのが何軒か見受けられます。中標津町の町並みとしては非常に見苦しい、そういうものでございます。それから中標津空港を降りる観光客から、空

港から役場までの間の道路、ウエルカムロードについて植栽についてですね、批判を昔はこんなじやなかったのに、どうしてこんなに草ぼうぼうなんだろうと、ハマナスはどこへいったんだろう。ハマナスはカラオケの曲とか、それから札幌中標津会とかで行ったときに、ふるさと中標津という歌を歌いますけれど、その中にもハマナスという言葉が出てくるような、そういうシンボルロードにふさわしい花だったと思うんです。その道路そのものは北海道の所管であることは承知していますけれども、景観的に今のまんまの状況を今後もそのままにしておくのですかという問題とか、それから昨今よく問題になっておりますメガソーラー、町内にもまた次の話しが聞こえてまいりましてけれども、これらのことについて景観審議会においては議題として取り上げるような努力はなされたのでしょうかという質問でございます。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○都市計画景観係長　はい。都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの松村委員の再質問にお答えさせていただきます。まず御指摘3点ありましたうち2件につきましては、中央通り沿い、また空港線沿いの景観というところで、どちらも道路についての道路沿いの景観ですとか、道路沿いにある建物の景観の悪化というようなところと認識してございますが、こちらの特に空港線沿いの植栽の景観悪化という部分につきましては、令和6年度の景観審議会の中で委員から意見として出されたところではございます。また、3点目のメガソーラーの部分につきましては、こちらについて同じく令和6年度の審議会におきまして、特に多く意見が出されたところでございます。その一部について申し上げさせていただきますと、委員から出た意見としまして、近くに太陽光発電施設ができましたが、外観を見ても木で隠れているというものであれば問題はないのではないかという意見や、余りにも自然を壊すものであれば規制について考えなければならないかと思うという意見、また景観を守るということは資源を守ることにつながるものであり、農林漁業がしっかり話し合った上で、土地を有効活用していくという話し合いが必要ではないかといった意見がございました。その中で、まずは太陽光発電施設に関して審議会委員の知識を深めるための勉強会を次年度、令和7年度ということになりますが、開催する方向で検討するということとなったものでございます。そちらを受けまして今年の6月に開催いたしました景観審議会におきまして、当該勉強会を次回以降の景観審議会時に行うことについて決定をしたという状況になってございます。以上です。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○松村委員　15番、松村でございます。景観審議会の委員の皆さんの中で問題意識を持って議論されていることは分かりました。この決算審査の中で安全で安心の暮らしの協議会みたいな部分のことについて議論をいたしましたけれども、その審議会、今回申し上げたいことは景観審議会でなされているそのような議論を町民に積極的に開示していかなくては、その必要性とか問題意識をしっかりと受け止める体制づくりにならないのではないか。そのように考えますけどいかがでしょうか。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○都市計画景観係長　都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの松村委員の再質問にお答えさせていただきます。景観審議会におきまして様々な委員からの御意見等ございますが、そちらを受けまして私たち行政のほうとしましても、出していただいた意見を踏まえて実際の景観、まちづくりの取り組みにつながるような景観活動の啓発ですとか周知といったものを取り組みの中で進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○松村委員　はい。よろしくお願ひします。

○高橋委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次8番、宗形委員。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。空家等対策事業について質問させていただきます。この事業にあたって2件ほどしか申請がなかったということですけども、そもそも特定空家でしたり準特定空家ということで、もう空き家になってしばらく経ってしまっているというものですけども、その所有者に対する直接的なアプローチはされたのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。まず、本町におきましては特定空家に認定、もしくは準特定空家に登録されている空き家はないという状況になっておりますが、住民の方などから危険な状態であるなどの通報があった空き家につきましては、その所有者や管理者に対し建物の現況をお伝えするとともに、事故等を未然に防ぐためにも取壊しや修繕などの対応の検討をお願いしているところでございます。また、その際には空家等利活用促進事業補助金の案内や所有者等の意向に応じ、不動産業者や解体業者に関する情報として、宅地建物取引業協会会員名簿や中標津建設業協会会員一覧などの情報を提供しているところでございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。特定空家がないと今説明がありました。前の委員会の資料では町内会ごとに特定空家でたり、そういう空き家になってしばらく経ってしまったものを資料見たことがあるんです。そのときには何件かやっぱり町内でもあって、もう空き家になって危険な状態だというのもありますし、そういう意見が町内会からも出てるということで、現時点で町は町内会から出た意見の特定空家に分類されるものがないということは、僕は認識していなくてと、むしろそれが特定空家だろうというふうに思うんですけども、その辺りの認識はどのように把握されておりますでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えさせていただきます。まず特定空家につきましては、こちら認定を最後しなければ特定空家ということにはならないというものでございまして、確かに現況、危険な空き家、そして私たち行政のほうに通報いただいた空き家の情報というものは、私たちのほうで把握はしているということでございますが、特定空家の認定、そちらへまでいっているものが現状としてはないということになってございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。先ほどの松村委員からの質問にもありましたけども、やっぱりそうやって壊れてしまっている、景観に害さないものもあるというようなお話しでしたけども、やっぱりそういうもう事実上特定空家というものは町は認識されているということですね、通報されているので。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えさせていただきます。まず、町としましては通報いただいたものですとか危ない状況ではないかという物件、現地のほう行ってそれぞれ状況確認の上、先ほどもお答えさせていただきましたが、所有者等に対して御連絡をとっているという状況はございます。また、実際に特定空家の認定というところのそこまで持っていくプロセスにつきましては、準特定空家と1段階低いものも含めまして、まず外観目視による不良住宅調査を行い、その後特定空家に認定が考えられるものにつきましては、さらに立入り調査を行って中標津町空家等対策協議会において協議の上、最終的には町長が

認定をするというプロセスになってございます。このように、まず第1に不良住宅調査というものが必要になってくるものでございますが、町域全体としての当該調査につきましては、令和元年度に調査を行って以降行っておらず、このようなプロセス等を策定した中標津町空家等対策計画が、こちらが令和5年に作成しておりますが、それ以降の調査結果を有していないということになってございます。担当といたしましては、効率的かつ効果的なこういった前段の調査方法についても、改めて整理の上実施を行い、状況に応じて必要な登録、認定を行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。町長の認定が必要だということも分かります。でもやっぱりそういう町にそういうもう危険と化しているものだったり、この制度の目的はやっぱり空き家を作らずに再度利活用していくこうという目的で最初作られたかと思います。今年度2件申請ということで上がっておりますけども、まず確認ですけども、この2件のうち、例えば売却でしたり賃貸なりっていう方法で活用された件数は2件のうち何件ですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えさせていただきます。令和6年度の補助金の利用実績は2件ということでございまして、こちらの2件の追跡の調査としまして、一般にホームページのほうで公開されている不動産の取引の状況を確認したところでございますが、実際に賃貸ですとか売払いの希望で出てはおりますが、成立したという状況は確認できておりません。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。はい。2件ということで、まだ売りに出したり、貸出ししているかもしれないけど、マッチしていないということですね。答弁書にも書かれていますけども、要因として初年度ということで実績が2件だったからっていうことが要因だって書いてあるんですけど、これは違うと思うんです。初年度で少なかったことが要因っていう理由には絶対ならないと思うんです。これは協議会で令和元年から必要だったから5年もかけて作られたわけであって、やっぱり必要としてるところはある。つまり何が言いたいかと言うと、先ほどからの質問だと町民に届いていない可能性があるんです。しっかりそうやって町内会から通知が来たり、職員が行って見に行っているにも関わらず、そういう方々が活用されていないっていうのは認知されていないと思うんですよね。やっぱりそこは認知していかないと、今後、同じホームページに登録されているからという理由で件数が少なかった、それは理由にはならないと思うんですよね。しっかり町としてアプローチして、うちの町は空き家を少なくしていきましょうっていう目標を掲げていかなければ、この町の空き家は減っていかないと思うんですよね。むしろ危険も下がっていかないと思うので、その辺り今後町としてどのように考えていますか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの宗形委員の再質問にお答えさせていただきます。今、委員から御指摘いただきました点につきましては、私たちとしても同じ認識をしております。なかなか実績が出なかつたと。補助金については、そのように認識をしておりますが、やはり空き家の所有者ですとか空き家を未然に防ぐというところで、さらにアプローチ、いろいろな方法で啓発等を行っていかなければならないと考えております。先ほども少し触れさせていただきましたが、実態調査の在り方も含めまして、全体的にこの空き家対策というところの整理を行ってまいりたいと思っておりますので、その中の一つとして当然、アプローチの方法

様々あると思いますが、啓発、所有者に対しての直接的なアプローチという部分も含めて、整理検討させていただきたいと思います。以上です。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○佐野委員 13番、佐野でございます。通報によって結局それを確認しに行くっていうような形っていうお話しだったんですけれども、意外と通報っていうのは本当にもう危険な空き家になってからの通報が多いのではないかと思われるんですよね。早めの空き家対策をするということによって利活用のしがらみが格段に上がってくるということを考えると、行政側としては例えばパトロール的な、令和元年以降行われていないということですから、パトロールなどをして空き家っていうのを確認するっていうような作業っていうのは行う予定はないんですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの佐野委員の御質問にお答えさせていただきます。御指摘のとおり、通報いただくという段階でかなり状態は悪いものと認識しております。こちらについてですね、まず、そのような状態にならないという環境づくりが大事なのかなというところは認識してございます。また、そういったことを未然に防ぐ実態がどうなのかという部分のパトロール等でございますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、実態調査という部分ですが、こちらですね令和元年実施して以降大規模なものは行っていないということございまして、なかなか町域全体を同じような形で細かい部分まで確認するというところになりますと、経費労力という部分もかかりますので、そういった部分、実際にどういったことを防ぎたいのか効果効率を考えて、例えば可能であるかこれから検討はしてまいりますけども、毎年調査の項目を絞ってですね、特に確認したい部分について絞った確認を定期的に行っていくですか、そういった手法も含めまして、これから整理を行って取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○佐野委員 はい。13番、佐野です。なかなかパトロールやなんかの部分って言うか調査やなんかも大変だと思うんです。ただ、例えば町内会との連携をとって、町内会で空き家ができたっていうのは分かると思うんですよね。町内会をやめられて町外から出て行かれたとか、そういった部分のそういうたところとの連携ですとか、お亡くなりになられたっていうのは戸籍のほうでも分かると思いますし、そういったものを使っての細かなチェックっていうのは不動産屋さんもそうですよね。不動産屋さんも結局空き家になって遺族の方なり移動される方がお願いしてっていう部分もありますし、それはそれで空き家対策の部分では貢えると思うんですけども、そういったところと連携をとることによって、埋まった埋まらない、利用されているされてないも全部分かると思うので、そういったところの連携も必要だと思うんですけども、そういったことは考えていませんか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○都市計画景観係長 都市住宅課都市計画景観係長の工藤です。ただいまの佐野委員の再質問にお答えさせていただきます。現時点の検討状況としまして、町内会さんとの連携という部分まで、まだ検討できていない状況でございますが、御指摘いただきましたとおり、私たちのできる部分、効果的にやっていくところで、町内会さんの御協力をいただけるというところが、もし効果的に行えるということであれば、そういった部分も検討させていただきたいと考えております。以上です。

○佐野委員 以上です。

○高橋委員長　はい。12番、高橋善貞です。質問させてください。町内会は加入率は32%なんですね。町内会は空き家の調査員じゃないんです。ですから町内会に委託する場合は本当の町内会の加入している32%の中に空き家だとかを持つての方がいますか。隣に何かそういう空き家ありますかつてことはできるかもしれないけど、町内会32%しか加入率もない町内会にそういうのを頼る、調査を頼るっていうのは極力やめていただきたいんです。そして、先ほど言った佐野委員から話しましたけど、令和元年から調査をやってない。それからもう5年以上経過してるわけですよ。その中でお金がかかるからやらないんだっていうのと、その何て言うんでしょう。空き家の危険度がこれから増していくってこと、何かその重要性ってのはまだ理解していないんじゃないかなと私は思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。十分時間ありますから、暫時休憩していただけて結構です。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○都市住宅課長　はい。都市住宅課長の太田です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えします。確かに佐野委員からも御指摘ありましたとおり、令和元年以降ですね、調査ができなくてですね、その間にも住民の方からですね、相談を受けたりですね、私たちも空き家を見つけて危険な状態になったときにですね、直接所有者の方々にですね、お話しをして、その解消に向けて今努力しているところなんですけども、なかなか先ほど係長がお話したとおり、調査をやるとなりましたら、前回は委託で業者のほうにですね、していたんですけども、かなりの経費もかかっておりましたので、次やるときにはですね、どのような形でですね、行っていくべきなのかというのを、担当者の中でもちょっと今話しをしております。この空き家等対策計画が令和6年に、令和5年ですか、に策定してですね、それ以降の取り組みなので、ちょっと皆さんにするとですね、遅いというような感じにはなるかと思いますけれども、我々としてもですね、できるだけ職員の中でも、どんな方法でやつたら効率的にできるのか、そしてまた自分たちも他の仕事も抱えていますので、その中でできる範囲というのをですね、考えながら、先ほども町内会さんという話しがあったので、そこについては実際ここでは話してはいなかったんですけども、一つの方向性としてはですね、考えられるかなというところではあるんですが、確かに高橋委員長おっしゃるとおりですね、そうなると町内会の負担も増えるということですので、そこをお願いするかしないかについてはですね、慎重に定める必要があるかなというふうに考えております。いずれにしましても、この空き家に関しては取り組みを始めたところで、なかなか補助金もですね、先ほど周知が悪いというところもありましたが、どのようにしたら浸透してですね、この空き家対策に結びつくのかというのを今模索しながらやっている最中ですので、この調査に関しましても、来年度以降ですね、どんな形ですね、進めていたらその実態にあったですね、状況把握ですか住民の方へのですね、お知らせができるのか、自分たちの中でも議論しながらですね、進めていきたいと思いますので、もしアドバイス等がありましたら、ぜひいただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

○高橋委員長　はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ次に10番、松村委員。

○松村委員　はい。15番、松村康弘でございます。10番と11番と関連がありまして、同じ養老牛の特定環境保全公共下水道事業に関わる部分でございます。一括して関連して質問してまいります。決算審査表に回答を求めましたけれども、この養老牛は収入が温泉旅館から入ってくる年間の収入が206万円。それに対して、それを施設維持管理費が1023万円。それはこのこれを読んでもよく分からぬという、ここにセグメント情報に関する注記という決算書の中の部分があって、これがそうなんんですけど、よく分からぬというですね、その中で監査委員会の公営企業会計決算審査意

見というのが分厚い本がございまして、この中に載っております部分を読むとかなりよく分かってまいりました。経費回収率という部分の表記がございまして養老牛は 21.7%、1000 万に対して 21.7% の収入、農業集落排水施設、これは計根別でございますけれども、令和 6 年度は 73.7%、令和 5 年度は 88.1%、中標津市街はそこそこ 100% 前後というところで推移しておりますけれども、この問題を今般、先月下旬に私たちの文教厚生常任委員会にも下水道使用料を値上げしますというお話しが入ってまいりました。この部分について、うちの委員会以外の皆様には初耳のお話しであると思いますので、問題意識を共有したく、まず質問させていただきます。下水道使用料の値上げについては、それなりの根拠を示されておりまして、管路の維持とか施設の維持の部分において、これはやはり長期的に見てやむを得ないことなんだなというふうに理解はいたしております。ですから、下水道使用料の値上げについて異議ありという話しではないのですけれども、養老牛の温泉については、以前は 4 軒とかの温泉施設があって汚水処理施設は造られた。しかしながら今日、1 軒になってしまって回収率が 20% というこの現状、これをこのまま放っておいていいとも思わないのです。これについて水道部のお話しを見解をお聞かせいただければとまず思います。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○下水道係長 上下水道課下水道係長の仁木です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。まず収入 206 万円についてですが、こちらは湯宿だいいちによる下水道使用料となります。また施設維持管理費の 1023 万円については、養老牛温泉浄化センターの維持管理費に係る包括委託料が大半を占めているところでございます。委員からの御指摘のとおり、収入より支出が上回っている状況であり、養老牛温泉処理区の今後の在り方について検討を進めております。今の施設を引き続き使用していくのか、またですね、新たな処理方法と呼ばれる個別処理方式とするのかなどを様々な処理方法の中から、最適な方法を選択できるように研究を進めてまいります。ただし相手のある案件となりますので、協議を重ねながら検討を進める必要があると考えております。なお、事業廃止に伴う補助金の返還や起債の繰上償還を考慮いたしまして、整備当時の起債償還が終わる令和 12 年度をめどに方向性を決定していきたいと考えてございます。併せて今現在実施しております包括委託の見直しなども含めて、費用削減効果等についても引き続き研究を進めてまいります。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○松村委員 15 番、松村康弘でございます。同様の回答を私たちの委員会でお聞きしておりました。しかし、令和 12 年と言うとまだ大分先の話でございまして、この部分について、今般調べましたところで、国土交通省がウォーター P P P 、パブリックプライベートパートナーシップという新しい制度を提唱しています。これは施設と管路とみんなまとめて民間に委ねて維持管理させていくという新しい方法のように思います。これらの研究も同時進行で進めていくべきではないかと思いますけれど、いかがでしょうか。

○高橋委員長 ちょっと待ってください。松村委員。その話題は令和 6 年度の決算、年度予算と年度決算の範疇から外れていませんか。

○松村委員 そう言われればそうかもしれません。

○高橋委員長 でも今、答弁の用意もしていますので、この 1 間だけ許可したいと思いますので、すみません、お願ひします。はい、どうぞ。

○上下水道課長 上下水道課長の表です。答弁を用意してたわけではございませんが、今の御質問があつたウォーター P P P の関係でございます。現在の包括委託がですね、5 年間で令和 7 年から令和 11 年度まで包括委託ということで実施をしているところでございます。ウォーター P P P につ

きましては、令和5年から国土交通省より提案をされているところでございます。中標津町においても11年、今の委託が終わる11年までに次の委託へ向けて、このウォーターPPPの検討もしたいというふうに考えております。ウォーターPPPに移行するにあたっては、現在近隣で言うと釧路市が可能性調査、移行への導入可能性調査というのをやって実施をしているところでありますので、中標津町においても、令和8年にいろいろな情報共有をしながら情報を集め、中標津町にとって1番いい方法でのウォーターPPP移行も考える上で、令和9年から可能性導入調査ということを実施をしていきたいというふうに今考えているところでございます。この調査が1年もしくは2年かかると言われておりますので、これは補助金の活用もしながら実施に向け導入することが中標津町にとってプラスになるのかならないのかということも含めた導入調査になりますので、そこもしっかりと見極めた上でウォーターPPP導入に向けては考えていきたいというふうに思っているところでございます。松村委員が言われて多分御心配されているのは、養老牛温泉の方向性、これからいろいろな形、処理方式を考えていく上で時間がかかるという、その間にウォーターPPPという話しも多分やってはどうかというお話しかと思いますが、どうしてもこのウォーターPPP大きな課題となりますので、維持管理の部分も今後一体となることもあるので、ちょっと慎重にやっていきたいと思いますので、そういう年度終わりで考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。